

▲ I P通信網サービス契約約款 別冊

(オープンコンピュータ通信網サービス

(第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))

目次

第1章 総則	5
第1条 適用	5
第2条 用語の定義	5
第2章 オープンコンピュータ通信網サービスの種類	7
第3条 オープンコンピュータ通信網サービスの種類	7
第3章 オープンコンピュータ通信網サービスの提供区間等	8
第4条 オープンコンピュータ通信網サービスの提供区間等	8
第4章 契約	8
第1節 削除	
第5条 削除	
第6条 削除	
第7条 削除	
第8条 削除	
第9条 削除	
第10条 削除	
第11条 削除	
第12条 削除	
第13条 削除	
第14条 削除	
第15条 削除	
第16条 削除	
第17条 削除	
第18条 削除	
第19条 削除	
第20条 削除	
第21条 削除	
第22条 削除	
第2節 第4種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約	8
第23条 第4種契約の単位	8
第24条 第4種契約申込みの方法	9
第24条の2 第4種契約申込みの承諾	9
第25条 削除	
第26条 削除	
第27条 削除	
第27条の2 併用サービスに係る契約の解除に伴う第4種契約の 扱い	9
第28条 最低利用期間	9
第29条 品目等の変更	9
第30条 利用者識別共通符合の変更等	10
第30条の2 第4種契約に基づく権利の譲渡	10
第30条の3 第4種契約者からのI Pアドレスの提供	10
第31条 その他の契約内容の変更	10
第3節 削除	
第32条 削除	
第33条 削除	

第34条	削除	
第35条	削除	
第36条	削除	
第37条	削除	
第38条	削除	
第39条	削除	
第40条	削除	
第41条	削除	
第42条	削除	
第43条	削除	
第4節 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約		10
第44条	第6種契約の単位	10
第45条	加入者回線又は接続契約者回線等の収容	11
第46条	第6種契約申込みの方法	11
第47条	第6種契約申込みの承諾	11
第48条	最低利用期間	11
第49条	品目等の変更	12
第50条	削除	
第51条	特定加入者回線の移転	12
第52条	回線収容部の変更等	12
第52条の2	削除	
第53条	電子メールの利用	12
第54条	特定ダイヤルアップ接続	12
第55条	削除	
第56条	削除	
第57条	削除	
第58条	第6種契約に基づく権利の譲渡	12
第58条の2	光アクセス回線の事業者変更	13
第59条	その他の契約内容の変更	13
第5節 第7種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約		13
第60条	削除	
第60条の2	第7種契約の種類	13
第61条	第7種契約の単位	13
第62条	加入者回線又は他社接続契約者回線の収容	13
第63条	第7種契約申込みの方法	14
第64条	削除	
第64条の2	第7種契約申込みの承諾	14
第65条	最低利用期間	14
第66条	品目等の変更	14
第67条	削除	
第68条	削除	
第68条の2	所属VPNグループの変更	14
第68条の3	特定加入者回線の移転	14
第69条	回線収容部の変更等	15
第70条	削除	
第71条	削除	
第72条	削除	
第73条	削除	
第73条の2	第7種契約に基づく権利の譲渡	15
第73条の3	光アクセス回線の事業者変更	15

第74条	その他の契約内容の変更	15
第74条の2	当社が行う第7種契約の解除	15
第6節	削除	
第75条	削除	
第76条	削除	
第77条	削除	
第78条	削除	
第79条	削除	
第80条	削除	
第81条	削除	
第82条	削除	
第83条	削除	
第84条	削除	
第5章	付加機能	16
第84条の2	付加機能の提供	16
第85条	付加機能の変更	16
第85条の2	付加機能の廃止	16
第86条	付加機能の最低利用期間	16
第6章	利用停止	16
第86条の2	利用停止	16
第7章	通信	17
第87条	通信利用の制限等	17
第88条	料金適用上必要な事項の測定等	17
第8章	料金等	17
第1節	料金等の支払義務	17
第89条	オープンコンピュータ通信網サービスに係る料金等の支払義務	17
第90条	定額利用料等の支払義務	17
第90条の2	同上	19
第91条	削除	
第92条	定額利用料等の支払義務	19
第93条	利用料等の支払義務	19
第94条	削除	
第95条	削除	
第96条	削除	
第97条	工事費の支払義務	20
第2節	保証金	21
第98条	保証金	21
第9章	損害賠償	21
第99条	責任の制限	21
第99条の2	免責	22
第10章	雑則	22
第100条	I P通信網契約者からの通知	22
第101条	I P通信網契約者の氏名の通知等	22
第102条	光アクセス回線の契約者の氏名等の通知等	23
第103条	I P通信網契約者に対する通知	23
別記		
1	削除	
2	削除	
3	削除	

4	IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等	24
5	オープンコンピュータ通信網サービスに係る回線制御装置の提供等	24
5の2	第4種オープンコンピュータ通信網サービスに係る第4種回線制御装置の提供等	26
6	特定加入者回線に係る端末設備の提供	27
7	削除	
8	削除	
9	契約者カードの貸与	28
10	第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る移動無線装置の販売	29
10の2	削除	
10の2の2	テレワーク・スタートバックコースに係るモバイルノートパソコンの販売等	29
10の3	第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る料金明細内訳の閲覧	30
11	削除	
12	オープンコンピュータ通信網サービスに係る屋内配線の提供等	30
13	保守一元サービスの提供等	31
14	光アクセス回線に係る東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定する品目及び細目等	31
	料金表	33
	通則	33
	第1表 料金	37
	第1 利用料金	37
	第2 使用料	115
	第3 手続きに関する料金	116
	第2表 工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。）	117
	第3表 附帯サービスに関する料金	129
	第1 IPアドレスの登録又は変更登録に関する料金	129
	第2 ドメイン名の登録又は変更登録に関する料金	129
	第3 回線制御装置使用料	129
	第4 回線制御装置手数料	137
	第5 回線制御装置工事費	138
	第5の2 第4種回線制御装置使用料等	138
	第6 特定加入者回線に係る端末設備等使用料	139
	第6の2 テレワーク・スタートバックコースに係るモバイルノートパソコン等の販売価格	141
	第7 削除	
	第8 削除	
	第9 削除	
	第10 削除	
	第11 特定加入者回線に係る屋内配線利用	142
	第12 保守一元サービスに係る料金	142
	第13 支払証明書の発行手数料	143
	料金表別表1 削除	
	料金表別表2 削除	
	料金表別表3 キャンペーンによる割引等の適用	144

第1章 総則

(適用)

第1条 IP通信網サービス契約約款共通編(以下「共通編」といいます。)第1条(約款の適用)第2項に規定する別冊として、当社はこの別冊を定め、共通編に加えてこの別冊によりオープンコンピュータ通信網サービスを提供します。

(用語の定義)

第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 オープンコンピュータ通信網契約	当社からオープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約
2 オープンコンピュータ通信網契約者	当社とオープンコンピュータ通信網契約を締結している者
3 削除	削除
4 削除	削除
5 削除	削除
6 削除	削除
7 第4種契約	オープンコンピュータ通信網契約であって、当社から第4種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約
8 第4種契約者	オープンコンピュータ通信網契約者であって、当社と第4種契約を締結している者
9 削除	削除
10 削除	削除
11 第6種契約	オープンコンピュータ通信網契約であって、当社から第6種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約
12 第6種契約者	オープンコンピュータ通信網契約者であって、当社と第6種契約を締結している者
13 第7種契約	オープンコンピュータ通信網契約であって、当社から第7種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約
14 第7種契約者	オープンコンピュータ通信網契約者であって、当社と第7種契約を締結している者
15 削除	削除
16 削除	削除
17 削除	削除
18 第4種契約者識別番号	第4種契約者を識別するための番号であって、第4種契約に基づいて当社が第4種契約者に割り当てるもの

19 利用者識別共通符号	第4種契約者が指定する者（第4種契約者を含みます。以下同じとします。）の全員にその第4種契約者が割り当てる1の英字及び数字の組合せであって、その第4種契約者に係るドメイン名を含むもの
20 利用者識別付加符号	第4種契約者がその指定する者を識別するための英字及び数字の組み合わせであって、第4種契約者がその指定する者に利用者識別共通符号に付加して割り当てるもの
21 利用者識別符号	利用者識別共通符号と利用者識別付加符号から構成される英字及び数字の組み合わせ
22 削除	削除
23 無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備
24 モバイルアクセス	IP通信網契約に基づいて当社（共通編別記17の(4)のケに規定する契約事業者を含みます。）の無線基地局設備とIP通信網契約者が指定する移動無線装置（契約者カードが利用できるものに限ります。）との間に設定される電気通信回線
25 契約者カード	1のモバイルアクセス回線番号その他の情報を記憶することができるカード及びチップであって、当社が第6種オープンコンピュータ通信網サービス又は第7種オープンコンピュータ通信網サービスに係るモバイルアクセスの提供のために第6種契約者又は第7種契約者に貸与するもの
26 削除	削除
27 VPNグループ	相互に通信を行うことのできる第7種契約に係る契約者回線等から構成されるグループ
28 VPN代表契約	第7種契約であって、そのVPNグループに所属する契約者回線等相互間の通信又はVPNグループに係る設定、変更又は廃止の手続き等を代表して行うための契約
29 VPN代表契約者	当社とVPN代表契約を締結している者
30 VPN回線契約	第7種契約であって、その契約者回線等からVPNグループに接続して通信を行うための契約
31 VPN回線契約者	当社とVPN回線契約を締結している者
32 光コラボレーション事業者	東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社と光コラボレーションモデルに関する契約（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が定めるIP通信網サービス契約約款に規定する光コラボレーションモデルに関する契約をいいます。以下同じとします。）を締結している電気通信事業者
33 光コラボレーションモデルサービス	東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が定めるIP通信網サービス契約約款に基づき提供されるIP通信網サービスであって、光コラボレーションモデルに関する契約に基づき光コラボレーション事業者が提供を受けるもの

34 光アクセス回線の転用	オープンコンピュータ通信網契約の申込み又はオープンコンピュータ通信網サービスの品目等の変更（他社接続契約者回線に係るものから特定加入者回線に係るものへの変更に限り、その申込み又はオープンコンピュータ通信網契約者が現に利用している電気通信サービス（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が定めるIP通信網サービス契約約款に基づき提供されるIP通信網サービスであって、光コラボレーションモデルサービス以外のものとします。）をオープンコンピュータ通信網サービスに移行して、オープンコンピュータ通信網サービスの特定加入者回線として利用開始すること
35 光アクセス回線の事業者変更	<p>(1) オープンコンピュータ通信網契約の申込み又はオープンコンピュータ通信網サービスの品目等の変更（他社接続契約者回線に係るものから特定加入者回線に係るものへの変更に限り、その申込み又はオープンコンピュータ通信網契約者が現に利用している電気通信サービス（当社以外の光コラボレーション事業者が光コラボレーションモデルサービスを用いて提供する電気通信サービスとします。）をオープンコンピュータ通信網サービスに移行して、オープンコンピュータ通信網サービスの特定加入者回線として利用開始すること（以下この(1)の場合を「光アクセス回線の事業者変更(入)」といいます。)</p> <p>(2) オープンコンピュータ通信網契約の解除又はオープンコンピュータ通信網サービスの品目等の変更（特定加入者回線に係るものから他社接続契約者回線に係るものへの変更に限り、その申込み又はオープンコンピュータ通信網契約者が現に利用しているオープンコンピュータ通信網サービス（特定加入者回線の部分に限り、当社以外の光コラボレーション事業者が光コラボレーションモデルサービスを用いて提供する電気通信サービス又は東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が定めるIP通信網サービス契約約款に基づき提供されるIP通信網サービス（光コラボレーションモデルサービスを除きます。）に移行すること（以下この(2)の場合を「光アクセス回線の事業者変更(出)」といいます。)</p>
36 トラフィックレポート	契約者回線等に係る使用状況等の情報を提供するサービス
37 ビジネスポータル	カスタマポータル規約の定めに従い提供するポータル機能及びその機能を提供するためのWebサイト

第2章 オープンコンピュータ通信網サービスの種類

(オープンコンピュータ通信網サービスの種類)

第3条 オープンコンピュータ通信網サービス（この別冊により提供するものに限り、以下同じとします。）には、次の種類があります。

種 類	内 容
1 削除	削除

2 第4種オープンコンピュータ通信網サービス	利用回線、DSL回線又は光アクセス回線を使用して提供するオープンコンピュータ通信網サービスであって、利用者識別符号を送信することにより通信を行うことができるメニューを含むもの
3 削除	削除
4 第6種オープンコンピュータ通信網サービス	利用回線、DSL回線、光アクセス回線又はモバイルアクセスを使用して提供するオープンコンピュータ通信網サービスであって、その契約に係る特定のIPアドレスを使用して通信を行うことができるメニューを含むもの
5 第7種オープンコンピュータ通信網サービス	DSL回線又は光アクセス回線を使用して提供するオープンコンピュータ通信網サービスであって、第4種オープンコンピュータ通信網サービス及び第6種オープンコンピュータ通信網サービス以外のもの
6 削除	削除

第3章 オープンコンピュータ通信網サービスの提供区間等 (オープンコンピュータ通信網サービスの提供区間等)

第4条 当社のオープンコンピュータ通信網サービスは、共通編別記1に定める提供区間において提供します。

2 相互接続点の所在場所等については、当社の業務の遂行上の理由により又は相互接続協定に基づき、これを変更することがあります。

第4章 契約

第1節 削除

第5条 削除
第6条 削除
第7条 削除
第8条 削除
第9条 削除
第10条 削除
第11条 削除
第12条 削除
第13条 削除
第14条 削除
第15条 削除
第16条 削除
第17条 削除
第18条 削除
第19条 削除
第20条 削除
第21条 削除
第22条 削除

第2節 第4種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約

(第4種契約の単位)

第23条 当社は、共通編第8条（IP通信網契約の単位）に規定する契約の単位として、1の第4種契約者識別番号ごとに1の第4種契約を締結します。この場合、第4種契約者は、1の第4種契約につき1人に限ります。

(第4種契約申込みの方法)

第24条 共通編第9条（IP通信網契約申込みの方法）に規定する契約申込みの方法として、第4種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について当社が指定した方法により第4種契約の申込みを行っていただきます。

- (1) 利用者識別共通符号
- (2) 第4種オープンコンピュータ通信網サービスの区別及び通信又は保守の態様による細目
- (3) 利用回線、DSL回線又は光アクセス回線に係る特定協定事業者の氏名又は名称
- (4) 利用回線、DSL回線又は光アクセス回線について特定協定事業者と締結している契約の内容（当社が別に定めるものに限り。）
- (5) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

（注）本条第4号に規定する当社が別に定める契約の内容は、特定協定事業者の契約約款及び料金表（利用回線、DSL回線又は光アクセス回線に係るものに限り。）に規定する事項のうち、当社が第4種オープンコンピュータ通信網サービスを提供するために必要な事項及び料金又は工事に関する費用を適用するために必要な事項とします。

(第4種契約申込みの承諾)

第24条の2 当社は、共通編第10条（IP通信網契約申込みの承諾）第2項のほか、次に掲げる場合には、その第4種契約の申込みを承諾しないことがあります。

料金表第1表（料金）に規定するカテゴリー2のタイプ4（コースv6に限り。）に係る申込みの場合に、その申込みをした者が第4種契約者（カテゴリー2のタイプ4（コース1、コースN若しくはコースP1に限り。）に係る者に限り。）ではないとき又はその申込みと同時にカテゴリー2のタイプ4（コース1、コースN若しくはコースP1に限り。）に係る申込みがないとき。

第25条 削除

第26条 削除

第27条 削除

(併用サービスに係る契約の解除に伴う第4種契約の扱い)

第27条の2 当社は、第4種契約（カテゴリー2のタイプ4（コース1、コースN又はコースP1に限り。）に係るものに限り。）の解除があったときは、その第4種契約者に係る第4種契約（カテゴリー2のタイプ4（コースv6に限り。）に係るものに限り。）を解除します。

(最低利用期間)

第28条 共通編第11条（最低利用期間）に規定する最低利用期間として、第4種オープンコンピュータ通信網サービスには、料金表第1表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、第4種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。
- 3 第4種契約者は、前項の最低利用期間内に第4種契約の解除又は品目等の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を支払っていただきます。

(品目等の変更)

第29条 第4種契約者は、第4種オープンコンピュータ通信網サービスの通信又は保守の態様による細目の変更の請求をすることができます。

ただし、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、共通編第10条（IP通信網契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

(利用者識別共通符号の変更等)

第30条 第4種契約者(料金表第1表(料金)に規定するPPPoE接続に係る者に限りま
す。)は、第4種オープンコンピュータ通信網サービスに係る利用者識別共通符号の
変更の請求をすることができます。

2 第4種契約者(料金表第1表に規定するカテゴリ3又はカテゴリ4であって、
PPPoE接続に係る者に限ります。)は、第4種オープンコンピュータ通信網サービ
スに係る利用者識別共通符号の追加の請求をすることができます。

3 前2項の請求があったときは、当社は、共通編第10条(IP通信網契約申込みの
承諾)の規定に準じて取り扱います。

(第4種契約に基づく権利の譲渡)

第30条の2 当社は、共通編第13条(IP通信網契約に基づく権利の譲渡)第2項の
規定により第4種利用権(第4種契約者が第4種契約に基づいて第4種オープンコ
ンピュータ通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の
譲渡の承認を求められたときは、共通編第13条第3項のほか次の場合を除いて、こ
れを承認します。

第4種利用権(カテゴリ2のタイプ4(コースv6に限ります。)に限ります。)を譲
り受けようとする者が、その第4種利用権に係る第4種オープンコンピュータ通
信網サービスとともに第4種オープンコンピュータ通信網サービス(カテゴリ
2のタイプ4(コース1、コースN又はコースP1に限ります。)に限ります。)を
利用することとならないとき。

(第4種契約者からのIPアドレスの提供)

第30条の3 第4種オープンコンピュータ通信網サービスの提供にあたり、第4種契
約者の持つIPアドレスを当社に提供していただくことがあります。

(その他の契約内容の変更)

第31条 当社は、第4種契約者から請求があったときは、第24条(第4種契約申込み
の方法)第5号に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、共通編第10条(IP通信網契約申込みの承
諾)の規定に準じて取り扱います。

第3節 削除

第32条 削除
第33条 削除
第34条 削除
第35条 削除
第36条 削除
第37条 削除
第38条 削除
第39条 削除
第40条 削除
第41条 削除
第42条 削除
第43条 削除

第4節 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約

(第6種契約の単位)

第44条 当社は、共通編第8条(IP通信契約の単位)に規定する契約の単位として、
次のとおり第6種契約を締結します。この場合、第6種契約者は、1の第6種契約に
つき1人に限ります。

(1) 料金表第1表(料金)に規定するタイプ6又はタイプ7に係る第6種オープン
コンピュータ通信網サービスの場合

- 1のモバイルアクセス回線番号ごとに1の第6種契約
(2) 前号以外の第6種オープンコンピュータ通信網サービスの場合
1の契約者識別符号ごとに1の第6種契約

(加入者回線又は接続契約者回線等の收容)

第45条 加入者回線は、当社が指定するI P通信網サービス取扱所の交換設備等に收容し、接続契約者回線等は回線收容部に收容します。

- 2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、他のI P通信網サービス取扱所の交換設備等又は回線收容部への收容の変更を行うことがあります。

(第6種契約申込みの方法)

第46条 共通編第9条(I P通信網契約申込みの方法)に規定する契約申込みの方法として、第6種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について当社が指定した方法により第6種契約の申込みを行っていただきます。

- (1) 第6種オープンコンピュータ通信網サービスの区別、品目及び通信又は保守の態様による細目
(2) 利用回線、DSL回線又は光アクセス回線に係る特定協定事業者の氏名又は名称
(3) 利用回線、DSL回線又は光アクセス回線に係る終端の場所
(4) 利用回線、DSL回線又は光アクセス回線について特定協定事業者と締結している契約の内容(当社が別に定めるものに限ります。)
(5) 削除
(6) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

(注) 本条第1項第4号に規定する当社が別に定める契約の内容は、特定協定事業者の契約約款及び料金表(利用回線、DSL回線又は光アクセス回線に係るものに限ります。)に規定する事項のうち、当社が第6種オープンコンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用を適用するために必要な事項とします。

(第6種契約申込みの承諾)

第47条 当社は、共通編第10条(I P通信網契約申込の承諾)第2項のほか、次に掲げる場合には、その第6種契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 料金表第1表に規定するカテゴリー1又はカテゴリー3のタイプ6又はタイプ7に係る第6種契約の申込みをした者が、法人(法人に相当すると当社が認めるものを含みます。)でないとき。
(2) 第6種オープンコンピュータ通信網サービス(カテゴリー1又はカテゴリー3のタイプ6又はタイプ7に係るものに限ります。)の利用目的が、その第6種オープンコンピュータ通信網サービスを利用した電気通信サービスの提供の場合であって、法人以外の者への提供であるとき。

(最低利用期間)

第48条 共通編第11条(最低利用期間)に規定する最低利用期間として、第6種オープンコンピュータ通信網サービスには、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、次のとおりとします。

- (1) 料金表第1表に規定する第6種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ2、タイプ3又はタイプ4の場合
第6種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算して1月間とします。
(2) 料金表第1表に規定する第6種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ6のテレワーク・スタートパックコースの場合
第6種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。
(3) 料金表第1表に規定する第6種オープンコンピュータ通信網サービスのタイ

プ6（テレワーク・スタートパックコースを除きます。）又はタイプ7の場合
最低利用期間を設定しません。

- 3 第6種契約者は、前項の最低利用期間内に第6種契約の解除又は第6種オープンコンピュータ通信網サービスの品目等の変更等があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を支払っていただきます。

（品目等の変更）

第49条 第6種契約者は、第6種オープンコンピュータ通信網サービスの区別、品目又は通信又は保守の態様による細目の変更の請求をすることができます。

ただし、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、共通編第10条（IP通信網契約申込みの承諾）及び第47条（第6種契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

第50条 削除

（特定加入者回線の移転）

第51条 第6種契約者（料金表第1表（料金）に規定するカテゴリ5からカテゴリ7又はカテゴリ9に係るものに限り）は、特定加入者回線の移転の請求をすることができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、共通編第10条（IP通信網契約申込みの承諾）及び第47条（第6種契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

（回線収容部の変更等）

第52条 第6種契約者（料金表第1表（料金）に規定するカテゴリ1のタイプ2、タイプ3又はタイプ4に係る者又はカテゴリ8に係る者に限り）は、利用回線、DSL回線又は光アクセス回線に係る終端の場所について変更の申込みを特定協定事業者に行うときは、その内容について契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。

- 2 前項の届出により、その利用回線、DSL回線又は光アクセス回線について他のIP通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更その他その利用回線、DSL回線又は光アクセス回線に係る第6種契約について契約内容の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

ただし、共通編第10条（IP通信網契約申込みの承諾）第2項各号及び第47条（第6種契約申込みの承諾）各号のいずれかに該当する場合は、その変更を行わないことがあります。

- 3 前項ただし書きの場合において、第6種契約者は、第6種オープンコンピュータ通信網サービスを利用できないことがあります。この場合、当社は、その第6種契約者にそのことを通知します。

第52条の2 削除

（電子メールの利用）

第53条 第6種契約者は、料金表第1表（料金）に定めるところにより、電子メールの利用の請求をすることができます。

（特定ダイヤルアップ接続）

第54条 第6種契約者は、料金表第1表（料金）に定めるところにより、特定ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができます。

第55条 削除

第56条 削除

第57条 削除

（第6種契約に基づく権利の譲渡）

第58条 当社は、共通編第13条（IP通信網契約に基づく権利の譲渡）第2項の規定により第6種利用権（第6種契約者が第6種契約に基づいて第6種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡の承認を求められたときは、共通編第13条第3項のほか次の場合を除いて、これを承認します。

(1) 第6種利用権(カテゴリー1又はカテゴリー3のタイプ6又はタイプ7に係るものに限り、)を譲り受けようとする者が、法人(法人に相当すると当社が認めるものを含みます。)でないとき。

(2) 利用権を譲り受けようとする者に係る第6種オープンコンピュータ通信網サービス(カテゴリー1又はカテゴリー3のタイプ6又はタイプ7に係るものに限り、)の利用目的が、その第6種オープンコンピュータ通信網サービスを利用した電気通信サービスの提供の場合であって、法人以外の者への提供であるとき。

(光アクセス回線の事業者変更)

第58条の2 第6種契約者(特定加入者回線(光コラボレーションモデルに関する契約に係るものに限り、)に係る者に限り、)は、光アクセス回線の事業者変更(出)の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、共通編第10条(IP通信網契約申込みの承諾)第2項各号のいずれかに該当する場合のほか、次の場合を除いて、これを承諾します。

(1) 事業者変更先の電気通信事業者が承諾しないとき。

(2) 特定加入者回線に係る品目若しくは細目の変更又は移転の請求があるとき。

(3) その他光アクセス回線の事業者変更(出)に関する業務の遂行に係る当社と東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社との契約に基づく条件に適合しないとき。

3 当社は、第1項の請求を承諾したときは、事業者変更承諾番号(光アクセス回線の事業者変更の手続きに必要な番号をいいます。以下同じとします。)を発行します。この場合において、事業者変更承諾番号は、発行日から起算して15日間に限り有効とします。

(その他の契約内容の変更)

第59条 当社は、第6種契約者から請求があったときは、第46条(第6種契約申込みの方法)第1項第6号に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、共通編第10条(IP通信網契約申込みの承諾)及び第47条(第6種契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

第5節 第7種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約

第60条 削除

(第7種契約の種類)

第60条の2 第7種オープンコンピュータ通信網サービス(料金表第1表(料金)に規定するカテゴリーVPNに限り、)に係る契約には、次の種類があります。

(1) VPN代表契約

(2) VPN回線契約

(第7種契約の単位)

第61条 当社は、共通編第8条(IP通信網契約の単位)に規定する契約の単位として、次のとおり第7種契約を締結します。

(1) 料金表第1表(料金)に規定するカテゴリーvUTMの場合

1の契約者識別符号ごとに1の第7種契約を締結します。

(2) 料金表第1表(料金)に規定するカテゴリーVPNの場合

VPN代表契約については、1のVPNグループごとに1のVPN代表契約を締結し、VPN回線契約については、1の契約者回線等ごとに1のVPN回線契約を締結します。

2 前項の場合、第7種契約者は、1の第7種契約につき1人に限ります。

(加入者回線又は他社接続契約者回線の収容)

第62条 加入者回線は、当社が指定するIP通信網サービス取扱所の交換設備等に収容し、他社接続契約者回線は、回線収容部に収容します。

2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、他のIP通信

網サービス取扱所の交換設備等又は回線収容部への収容の変更を行うことがあります。

(第7種契約申込みの方法)

第63条 共通編第9条（IP通信網契約申込みの方法）に規定する契約申込みの方法として、第7種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について当社が指定した方法により第7種契約の申込みを行っていただきます。

- (1) 第7種契約の種類
- (2) 所属するVPNグループ（VPN回線契約に係るものに限ります。以下「所属VPNグループ」といいます。）
- (3) 第7種オープンコンピュータ通信網サービスの区別、品目及び通信又は保守の態様による細目
- (4) 光アクセス回線に係る特定協定事業者の氏名又は名称
- (5) 光アクセス回線に係る終端の場所
- (6) 光アクセス回線について特定協定事業者と締結している契約の内容（当社が別に定めるものに限ります。）
- (7) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

(注) 本条第6号に規定する当社が別に定める契約の内容は、特定協定事業者の契約約款及び料金表（光アクセス回線に係るものに限ります。）に規定する事項のうち、当社が第7種オープンコンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用を適用するために必要な事項とします。

第64条 削除

(第7種契約申込みの承諾)

第64条の2 当社は、共通編第10条（IP通信網契約申込みの承諾）第2項のほか、VPN回線契約の申込みについて、所属VPNグループのVPN代表契約者の同意がない場合は、そのVPN回線契約の申込みを承諾しないことがあります。

(最低利用期間)

第65条 共通編第11条（最低利用期間）に規定する最低利用期間として、第7種オープンコンピュータ通信網サービスには、料金表第1表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、第7種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算して1月間とします。
- 3 第7種契約者は、前項の最低利用期間内に第7種契約の解除又は第7種オープンコンピュータ通信網サービスの品目等の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を支払っていただきます。

(品目等の変更)

第66条 第7種契約者は、第7種オープンコンピュータ通信網サービスの品目又は通信又は保守の態様による細目の変更の請求をすることができます。

ただし、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合はこの限りではありません。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、共通編第10条（IP通信網契約申込みの承諾）及び第64条の2（第7種契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

第67条 削除

第68条 削除

(所属VPNグループの変更)

第68条の2 VPN回線契約者は、所属VPNグループの変更（そのVPN回線契約の所属先となるVPNグループを変更することその他の変更をいいます。以下同じとします。）の請求をすることができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、共通編第10条（IP通信網契約申込みの承諾）及び第64条の2（第7種契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

(特定加入者回線の移転)

第68条の3 第7種契約者は、特定加入者回線の移転の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、共通編第10条（I P通信網契約申込みの承諾）及び第64条の2（第7種契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

（回線収容部の変更等）

第69条 第7種契約者は、光アクセス回線に係る終端の場所について変更の申込みを特定協定事業者に行うときは、その内容について契約事務を行うI P通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。

2 前項の届出により、その光アクセス回線について他のI P通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更その他その光アクセス回線に係る第7種契約について契約内容の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

ただし、共通編第10条（I P通信網契約申込みの承諾）第2項各号又は第64条の2（第7種契約申込みの承諾）のいずれかに該当する場合は、その変更を行わないことがあります。

3 前項ただし書きの場合において、第7種契約者は、第7種オープンコンピュータ通信網サービスを利用できないことがあります。この場合、当社は、その7種契約者にそのことを通知します。

第70条 削除

第71条 削除

第72条 削除

第73条 削除

（第7種契約に基づく権利の譲渡）

第73条の2 当社は、共通編第13条（I P通信網契約に基づく権利の譲渡）第2項の規定により第7種利用権（第7種契約者が第7種契約に基づいて第7種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡の承認を求められたときは、共通編第13条第3項のほか、所属VPNグループのVPN代表契約者の同意がない場合を除いて、これを承認します。

（光アクセス回線の事業者変更）

第73条の3 第7種契約者（特定加入者回線（光コラボレーションモデルに関する契約に係るものに限ります。）に係る者に限ります。）は、光アクセス回線の事業者変更（出）の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、共通編第10条（I P通信網契約申込みの承諾）第2項各号のいずれかに該当する場合のほか、次の場合を除いて、これを承諾します。

- (1) 所属VPNグループのVPN代表契約者の同意がないとき。
- (2) 事業者変更先の電気通信事業者が承諾しないとき。
- (3) 特定加入者回線に係る品目若しくは細目の変更又は移転の請求があるとき。
- (4) その他光アクセス回線の事業者変更（出）に関する業務の遂行に係る当社と東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社との契約に基づく条件に適合しないとき。

3 当社は、第1項の請求を承諾したときは、事業者変更承諾番号を発行します。この場合において、事業者変更承諾番号は、発行日から起算して15日間に限り有効とします。

（その他の契約内容の変更）

第74条 当社は、第7種契約者から請求があったときは、第63条（第7種契約申込みの方法）第7号に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、共通編第10条（I P通信網契約申込みの承諾）及び第64条の2（第7種契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

（当社が行う第7種契約の解除）

第74条の2 当社は、共通編第15条（当社が行うI P通信網契約の解除）に定めるほか、VPN代表契約が解除された場合は、そのVPNグループに係るすべてのVPN回線契約を解除することがあります。

2 当社は、共通編第15条（当社が行うIP通信網契約の解除）に定めるほか、そのVPNグループに係るのすべてのVPN回線契約が解除された場合は、そのVPN代表契約を解除することがあります。

第6節 削除

第75条 削除
第76条 削除
第77条 削除
第78条 削除
第79条 削除
第80条 削除
第81条 削除
第82条 削除
第83条 削除
第84条 削除

第5章 付加機能

（付加機能の提供）

第84条の2 当社は、共通編第18条（付加機能の提供）第1項に定めるほか、第7種オープンコンピュータ通信網サービスに係る付加機能について、所属VPNグループのVPN代表契約者の同意がない場合を除き提供します。

（付加機能の変更）

第85条 オープンコンピュータ通信網契約者は、付加機能の利用内容の変更の請求をすることができます。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 前項の請求があったときは、当社は、共通編第18条（付加機能の提供）第2項の規定に準じて取り扱います。

（付加機能の廃止）

第85条の2 当社は、IP通信網契約が解除された場合は、共通編第19条（付加機能の廃止）に定めるところによりそのIP通信網契約に係る付加機能を廃止します。

（付加機能の最低利用期間）

第86条 付加機能（料金表第1表（料金）に規定するワイヤレスバックアップ機能に限ります。以下この条において同じとします。）には、最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、付加機能の提供を開始した日から起算して1月間とします。

3 VPN回線契約者は、前項の最低利用期間内に付加機能の廃止があった場合は、第89条（オープンコンピュータ通信網サービスに係る料金等の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する付加機能利用料（料金表第1表に規定するワイヤレスバックアップ機能に係るものに限ります。）に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

第6章 利用停止

（利用停止）

第86条の2 共通編第24条（利用停止）のほか、当社は、次の場合には、そのオープンコンピュータ通信網サービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。

(1) 第6種契約者（料金表第1表（料金）に規定するカテゴリ1のタイプ6（200kbpsコースに限ります。）又はカテゴリ3のタイプ6（200kbpsコースに限ります。）に係る者に限り、）が1の料金月に行った通信におけるパケットの数又は通信量が当社所定の基準を超過した場合

(2) 第4種契約者が、あらかじめ当社の承諾なく、その第4種オープンコンピュー

- タ通信網サービスを利用して、第三者に卸電気通信役務を提供した場合
- (3) 第4種契約者が、料金表第1表(料金)に規定する付加機能(IPv4(IPoE)接続機能に限ります。)を利用するにあたり、第4種回線制御装置若しくはそれに相当する機能を有する端末設備以外の端末設備を設置した場合
 - (4) 料金表第1表に規定する付加機能(IPv4(IPoE)接続機能に限ります。)を利用するために設置している端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだ場合、又はその検査の結果、当社がその端末設備の利用が不適合と判断したにもかかわらず端末設備の利用を中止しなかった場合
- 2 前項の規定によりオープンコンピュータ通信網サービスの利用停止をするときは、当社は、共通編第24条の規定に準じて取扱います。

第7章 通信

(通信利用の制限等)

- 第87条** 共通編第26条(通信利用の制限等)のほか、モバイルアクセスを利用して行う通信については、第6種オープンコンピュータ通信網サービス区域内又は第7種オープンコンピュータ通信網サービス区域内であっても車両等の走行中の車内、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル又は山間部等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合(通信速度が低下する場合を含みます。)があります。
- 2 当社は、モバイルアクセスを利用して行う通信のトラフィック量が当社所定の基準を超過する場合であって、当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるときは、そのモバイルアクセスに係るIP通信網サービスの利用を制限することがあります。
 - 3 当社は、モバイルアクセスを利用して行う通信(第6種オープンコンピュータ通信網サービスについては、当社が卸電気通信役務として提供するものに係る通信に限ります。)について、一定時間内に大量又は多数の通信があったと当社が認める場合は、そのモバイルアクセスからの通信の利用を制限することがあります。
 - 4 当社は、第6種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ7には、共通編第26条(通信利用の制限等)第1項に定める特定の機関に係る契約者回線又は加入者回線等における通信の優先的な取扱いを適用しません。

(料金適用上必要な事項の測定等)

第88条 削除

- 2 第4種オープンコンピュータ通信網サービスに係る利用速度の測定等については、料金表第1表(料金)に定めるところによります。
- 3 第4種オープンコンピュータ通信網サービスに係る接続利用者識別符号数(第4種契約者が指定する者が利用回線又はDSL回線若しくは光アクセス回線を使用して行った通信の数をいいます。以下同じとします。)の測定等については、料金表第1表に定めるところによります。
- 4 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る課金対象パケット又は通信量は、当社(契約事業者を含みます。)の機器により測定します。

第8章 料金等

第1節 料金等の支払義務

(オープンコンピュータ通信網サービスに係る料金等の支払義務)

- 第89条** 共通編第29条(利用料金等の支払義務)に規定する料金等の支払義務として、オープンコンピュータ通信網サービスに係る料金等の支払いは第90条(定額利用料等の支払義務)から第93条(利用料等の支払義務)までのとおりとします。

(定額利用料等の支払義務)

- 第90条** IP通信網契約者(第6種契約者又は第7種契約者に限ります。以下本条において同じとします。)は、その契約に基づいて当社がオープンコンピュータ通信網

サービスの提供を開始した日（付加機能又は端末設備についてはその提供を開始した日）から起算して、契約の解除があった日（付加機能又は端末設備についてはその廃止のあった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、当社が提供するオープンコンピュータ通信網サービスの態様に応じて料金表第1表（料金）に規定する第6種契約又は第7種契約に係る利用料金及び使用料（以下「定額利用料等」といいます。）の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用中止等によりオープンコンピュータ通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 利用停止があったときは、IP通信網契約者は、その期間中の定額利用料等の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、IP通信網契約者は、次の場合を除き、オープンコンピュータ通信網サービスを利用できなかった期間中の定額利用料等の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
<p>1 IP通信網契約者の責めによらない理由により、そのオープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄、3欄又は4欄に該当する場合及びDSL回線の区間において、当社が別に定める理由により全く利用できない状態となる場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのオープンコンピュータ通信網サービスについての料金</p>
<p>2 当社の故意又は重大な過失によりそのオープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのオープンコンピュータ通信網サービスについての料金</p>
<p>3 回線収容部の変更等又は移転に伴って、オープンコンピュータ通信網サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（IP通信網契約者の都合によりオープンコンピュータ通信網サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）。</p>	<p>利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのオープンコンピュータ通信網サービスについての料金</p>
<p>4 オープンコンピュータ通信網サービスの接続休止をしたとき。</p>	<p>接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのオープンコンピュータ通信網サービスについての料金</p>

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その

料金を返還します。

(注) 本条第2項に規定する当社が別に定める理由は、DSL回線に係る共通編別記2の(1)に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL方式に起因する事象によるものとします。

第90条の2 前条の規定にかかわらず、IP通信網契約者は、その契約に基づいて当社が付加機能(料金表第1表(料金)に規定するセキュリティ機能に限ります。以下この条において同じとします。)の提供を開始した日から起算して、その付加機能の廃止があった日の前日までの期間について、料金表第1表に規定する付加機能利用料の支払いを要します。

ただし、その付加機能の提供を開始した日を含む料金月については、付加機能利用料の支払いを要しません。

2 前項の期間において、オープンコンピュータ通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、前条第2項の規定に準ずるものとします。

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第91条 削除

第92条 第6種契約者は、特定ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して行った通信(その第6種契約者以外の者が、その第6種契約者に係る契約者識別符号及び暗証符号を送信して接続した場合の通信を含みます。)について、料金表第1表(料金)の規定に基づいて算定した料金の支払いを要します。

2 第6種契約者は、モバイルアクセスを利用して行った通信又は付加機能(料金表第1表に規定する国際ローミング機能に限ります。)を利用して行った通信(その第6種契約者以外の者が行ったものを含みます。)について、当社が測定した課金対象パケット又は通信量と料金表第1表の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。

3 第6種契約者は、前2項の料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、当社は、特別の事情があるときは、第6種契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

(利用料等の支払義務)

第93条 第4種契約者は、その契約に基づいて当社がオープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月(付加機能についてはその提供を開始した日)から起算して、契約の解除があった日を含む料金月(付加機能についてはその廃止のあった日の前日)までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、当社が測定した接続利用者識別符号数(その第4種契約者が指定する者以外の者が、その第4種契約者が指定する者に係る利用者識別符号を含む情報を送信した場合の接続に係る接続利用者識別符号数を含みます。)、当社(契約事業者を含みます。)が測定した利用速度と料金表第1表(料金)の規定とに基づいて算定した料金(以下「利用料等」といいます。)の支払いを要します。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 前項の期間において、オープンコンピュータ通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 利用停止があったときは、第4種契約者は、その期間中の利用料等の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、第4種契約者は、次の場合を除き、オープンコンピュータ通信網サービスを利用できなかった期間中の利用料等の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
<p>1 第4種契約者の責めによらない理由により、そのオープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄又は3欄に該当する場合及びDSL回線の区間において、当社が別に定める理由により全く利用できない状態となる場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのオープンコンピュータ通信網サービスについての料金（利用料の加算額を除きます。）</p>
<p>2 当社の故意又は重大な過失によりそのオープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのオープンコンピュータ通信網サービスについての料金（利用料の加算額を除きます。）</p>
<p>3 オープンコンピュータ通信網サービスの接続休止をしたとき。</p>	<p>接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのオープンコンピュータ通信網サービスについての料金（利用料の加算額を除きます。）</p>

3 第4種契約者は、利用料等について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表（料金）に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、当社は、特別の事情があるときは、第4種契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（注）本条第2項に規定する当社が別に定める理由は、DSL回線に係る共通編別記2の(1)に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL方式に起因する事象によるものとします。

第94条 削除

第95条 削除

第96条 削除

（工事費の支払義務）

第97条 共通編第31条（工事費の支払義務）に加えて、IP通信網契約者（第6種契約者又は第7種契約者に限ります。以下本条において同じとします。）は、第52条（回線収容部の変更等）又は第69条（回線収容部の変更等）に規定する回線収容部の変更等を行ったときは、IP通信網契約者は、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除、その工事の請求の取消しがあった場合は、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、IP通

信網契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第2節 保証金

(保証金)

第98条 当社は、次の場合には、第4種契約の申込みの承諾にあたり、第4種契約の申込みをした者に対し、保証金の預入を請求します。

ただし、第4種契約の申込みをした者が、国の機関若しくは地方公共団体（国又は地方公共団体に準ずる機関を含みます。）又は保証金に代わる銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条に規定する銀行をいいます。以下この条において同じとします。）若しくは当社が指定する金融機関の保証を受けた者である場合には、この限りではありません。

- (1) 第4種契約の申込みをした者が、第4種オープンコンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 第4種契約の申込みをした者が、一定の経理的基礎を有していないとき。
- 2 保証金の額及び預入期間は、当社が別に定めるところによります。
- 3 保証金については、無利息とします。
- 4 当社は、第4種契約の解除があったときは、保証金をその第4種契約者に返還します。この場合、その第4種契約者がその第4種契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。
- 5 前3項の規定は、銀行又は当社が指定する金融機関の保証による場合について準用します。

(注) 本条第2項に規定する当社が別に定める保証金の額はその第4種オープンコンピュータ通信網サービスの利用料の基本額に12を乗じて得た額とし、預入期間は1年間とします。

第9章 損害賠償

(責任の制限)

第99条 共通編第38条（責任の制限）第1項の場合において、当社は、オープンコンピュータ通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのオープンコンピュータ通信網サービスに係る次に掲げる料金（料金表第1表（料金）に規定する付加機能利用料（国際ローミング機能又は簡易メール（SMS）機能（本邦から外国の電気通信事業者の提供する電気通信サービスの提供区域に送信するもの又は国際ローミング事業者の提供する電気通信サービスの提供区域から送信するものに限ります。）に係るものに限ります。）を除きます。）の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

- (1) 料金表第1表に規定する利用料金及び使用料
- (2) 料金表第1表に規定する利用料、当社が別に定める定額利用料の加算額及び当社が別に定める付加機能利用料（オープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均利用料金（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）
- 2 共通編第38条第1項及び第1項の規定にかかわらず、損害賠償の取扱いについて料金表第1表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(注1) 第1項第2号に規定する当社が別に定める定額利用料の加算額は、特定ダイヤルアップ回線及びモバイルアクセスの利用の場合の定額利用料の加算額とします。

(注2) 第1項第2号に規定する当社が別に定める付加機能利用料は、簡易メール（S

MS)機能(本邦から本邦へ送信するものに限ります。)及びIPv4(IPoE)接続機能に係るものとします。

(注3)第1項第2号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、オープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均の利用に関する料金とします。

(注4)第1項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第99条の2 当社は、当社又は協定事業者の電気通信設備の状況等により、工事日の変更又は再工事(以下本条において「再工事等」といいます。)を行うことがあります。この場合において、当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、その再工事等に伴い発生するIP通信網契約者(オープンコンピュータ通信網サービスに係る者に限ります。)の費用については負担しません。

第10章 雑則

(IP通信網契約者からの通知)

第100条 IP通信網契約者(オープンコンピュータ通信網サービスに係る者に限ります。以下本条において同じとします。)は、他社接続契約者回線について、第46条(第6種契約申込みの方法)に規定する事項又は利用権の譲渡その他当社が別に定める異動があったときは、その内容について速やかに当社に通知していただきます。

(注)本条第1項に規定する当社が別に定める異動は、次に掲げるものとします。

- (1) 他社接続契約者回線に係る契約を締結している者の氏名及び住所の変更
- (2) 他社接続契約者回線に係る契約の解除

(IP通信網契約者の氏名の通知等)

第101条 IP通信網契約者は、契約事業者(東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社に限ります。以下この条において同じとします。)から当社に請求があったときは、当社がIP通信網契約者(その契約事業者の特定加入者回線を利用している者に限ります。以下この条において同じとします。)の氏名又は名称及び住所又は居所をその契約事業者に通知する場合があることについて、予め承諾するものとします。

2 IP通信網契約者は、契約事業者が以下の各号において、前項に基づき契約事業者の保有するIP通信網契約者の情報を第三者(IP通信網契約者が契約を締結している事業者又は契約事業者のIP通信網サービス契約約款に定める特定事業者)に開示する場合があることについて予め承諾するものとします。

- (1) 第三者から請求があった場合における、そのIP通信網契約者に関する情報の開示
- (2) 契約事業者の委託によりIP通信網サービスに関する業務を行う事業者へのそのIP通信網契約者に関する情報の開示
- (3) 判決、決定、命令その他の司法上または行政上の要請、要求または命令によりその情報の開示が要求された場合における、その請求元機関への開示

3 IP通信網契約者は、光アクセス回線の事業者変更(出)にあたり、その特定加入者回線に係る情報(光コラボレーション事業者が締結する光コラボレーションモデルに関する契約に基づき契約事業者が保有する情報であって、IP通信網契約者の氏名又は名称、住所又は居所、特定加入者回線の設置場所、特定加入者回線に係る品目又は細目、契約事業者がIP通信網契約者に対して直接提供するサービスがある場合には当該サービスに関するIP通信網契約者と契約事業者との契約内容をいいます。)のうち、光アクセス回線の事業者変更を行うために必要な情報について、契約事業者が事業者変更先の電気通信事業者に通知する必要があることについて、

予め承諾するものとします。

(光アクセス回線の契約者の氏名等の通知等)

第102条 I P通信網契約者（オープンコンピュータ通信網サービス（IPoE方式による通信を行うものに限ります。以下この条において同じとします。）に係る者に限りません。以下この条において同じとします。）は、当社が次の行為を行う場合があることを予め承諾するものとします。

- (1) その光アクセス回線に係る契約者の氏名又は名称、連絡先となる電話番号及び当社が別に定める事項を東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社に通知すること。
 - (2) その光アクセス回線においてIPv6（IPoE）方式による通信を可能とする機能に係る申込みについて、その光アクセス回線に係る契約者に代わって東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社を行うこと。
- 2 I P通信網契約者は、光アクセス回線に係る契約者が I P通信網契約者と異なる場合には、前項の内容についてその光アクセス回線に係る契約者の同意を取得していただきます。

(注) 本条第1項に規定する当社が別に定める事項は、当社がオープンコンピュータ通信網サービスを提供するために必要な事項とします。

(I P通信網契約者に対する通知)

第103条 I P通信網契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- (1) 当社のW e bサイトに掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、I P通信網契約者に対する通知が完了したものとします。
 - (2) I P通信網契約者が I P通信網契約の申込みの際又はその後に当社に届け出た I P通信網契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又はF A X番号宛にF A Xを送信して行います。この場合は、当社が送信した時をもって、I P通信網契約者に対する通知が完了したものとします。
 - (3) I P通信網契約者が I P通信網契約の申込みの際又はその後に当社に届け出た I P通信網契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、当社が発送した時をもって、I P通信網契約者に対する通知が完了したものとします。
 - (4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、I P通信網契約者に対する通知が完了したものとします。
- 2 この約款又は関連法令において書面による通知手続きが求められている場合、前項各号の手続きにより書面による通知に代えることができるものとします。

別記

- 1 削除
- 2 削除
- 3 削除

4 IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等

(1) 当社は、第6種契約者（次のアからウまでに掲げる者に限ります。以下4において同じとします。）から請求があったときは、その第6種契約者に代わって、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「JPNIC」といいます。）にその第6種契約に係るIPアドレスの割当て若しくは返却、株式会社日本レジストリサービス（以下「JPRS」といいます。）にその第6種契約に係るドメイン名（JPRSによって割り当てられるものに限ります。以下4において同じとします。）の割当て、変更、移転若しくは廃止又はJPNIC若しくはJPRSにその第6種契約に係るJPNICデータベース（IPアドレス又はドメイン名の利用にあたりJPNIC又はJPRSに登録される情報をいいます。）の登録、変更若しくは更新の申請手続き等を行います。

ア 料金表第1表（料金）に規定するカテゴリー1（タイプ6及びプラン1に係るものを除きます。）に係る者

イ 料金表第1表に規定するカテゴリー5（プラン1に係るものを除きます。）に係る者

ウ 料金表第1表に規定するカテゴリー7からカテゴリー9（いずれもプラン2及びプラン3に係るものに限ります。）に係る者

(2) (1)の場合、第6種契約者は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

(3) 第6種契約者が利用するドメイン名（その第6種契約に係るもの（利用停止されているもの及び共通編第42条（利用に係るIP通信網契約者の義務）に定める義務に違反していると当社が判断するものを除きます。）に限ります。）は、第6種契約者からドメイン名の廃止の請求がない限り、1年ごとにドメイン名の利用の更新が行われます。この場合、第6種契約者は、料金表第3表に規定する更新に関する料金の支払いを要します。

(4) 第6種契約者は、ドメイン名を利用している場合において、第6種契約の解除をするときは、そのドメイン名について、あらかじめ指定事業者（JPRSに対しドメイン名に係る申請手続き等の代行を行う事業者であって、JPRSが定める者をいいます。以下4において同じとします。）の変更又はドメイン名の廃止の申請手続きに係る請求をしていただきます。

(5) (4)の場合において、指定事業者の変更又はドメイン名の廃止の申請手続きに係る請求が行われなかったときは、当社は、そのドメイン名について、廃止の申請手続きを行います。この場合、当社はドメイン名の廃止に伴い発生する損害について責任を負いません。

(6) (4)又は(5)の場合において、指定事業者の変更又はドメイン名の廃止が完了するまでの間にドメイン名の更新日を越えた場合は、第6種契約者は、料金表第3表に規定する更新に関する料金の支払いを要します。

5 オープンコンピュータ通信網サービスに係る回線制御装置の提供等

(1) 当社は、IP通信網契約者（(2)に規定する者に限ります。以下5において同じとします。）から請求があったとき又は料金表第1表（料金）に特定の回線制御装置を設置又は使用してオープンコンピュータ通信網サービスを提供する旨の定めがあるときは、そのオープンコンピュータ通信網サービスに係る回線制御装置（IP通信網契約者が、そのIP通信網契約に係るオープンコンピュータ通信網サービスを利用して、コンピュータ通信に係る広域網を自ら構築するために使用する装置等をいいます。以下同じとします。）を提供します。この場合、IP通信網契約者は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払

いを要します。

- (2) 回線制御装置の提供の請求を行うことができる I P 通信網契約者は、料金表第 3 表に規定する回線制御装置の種別ごとに、次のとおりとします。

種 別	I P 通信網契約者
V P N 型	ア 第 6 種契約者（料金表第 1 表（料金）に規定するカテゴリー 1（タイプ 2 のプラン 2 はタイプ 6 に係るものに限ります。）に係る者、カテゴリー 3（タイプ 6 又はタイプ 7 に係るものに限ります。）に係る者、カテゴリー 8 に係る者及びカテゴリー 9 に係る者を除きます。） イ 第 6 種契約者（料金表第 1 表に規定するカテゴリー 3 のタイプ 6（1 GB コース、3 GB コース又は 7 GB コースであって個別認証プランかつ S M S 無プランに係るものに限ります。）に係る者であって、その第 6 種契約の申込みと同時に回線制御装置の提供の請求を行った者に限ります。） ウ 第 7 種契約者
U T M 型	第 6 種契約者（料金表第 1 表（料金）に規定するカテゴリー 1（タイプ 2 又はタイプ 6 に係るものに限ります。）に係る者、カテゴリー 2（タイプ 2 に係るものに限ります。）に係る者及びカテゴリー 3（タイプ 2、タイプ 6 又はタイプ 7 に係るものに限ります。）に係る者を除きます。）
B B ルー ター型	第 6 種契約者（料金表第 1 表（料金）に規定するカテゴリー 7 に係る者及びカテゴリー 9 に係る者に限ります。）
I P o E ル ーター型	第 6 種契約者（料金表第 1 表（料金）に規定するカテゴリー 8 に係る者及びカテゴリー 9 に係る者に限ります。）

- (3) 当社は、I P 通信網契約者から請求があったときは、料金表第 3 表に定めるところにより回線制御装置に係るオプションサービスを提供します。この場合、I P 通信網契約者は、料金表第 3 表に規定する料金の支払いを要します。
- (4) 当社は、I P 通信網契約者から請求があったときは、回線制御装置の設置若しくは移転、オプションサービスの利用又はその他の変更に係る工事を行います。この場合、I P 通信網契約者は、料金表第 3 表に規定する工事費の支払いを要します。
- (5) 回線制御装置を設置するために必要な場所は、I P 通信網契約者から提供していただきます。
- (6) 回線制御装置に必要な電気は、I P 通信網契約者から提供していただきます。
- (7) I P 通信網契約者が回線制御装置を利用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。
- (8) 当社は、回線制御装置を提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により回線制御装置に障害が発生してその通常の使用ができなくなったときは、その回線制御装置が全く使用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、次表に規定する時間以上その状態が連続したときに限り、その I P 通信網契約者の損害を賠償します。

区 分	時 間
ア イ 以外の場合	96時間
イ 料金表第 3 表に規定する回線制御装置の保守の区別が保守タイプ 2 の場合	24時間

- (9) (8)の場合において、当社は、回線制御装置が全く使用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその回線制御装置の回線制御装置使用料を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。この場合、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。
- (10) 当社の故意又は重大な過失により回線制御装置に障害が発生してその通常の使用ができなくなったときは、(8)及び(9)の規定は適用しません。
- (11) I P 通信網契約者は、当社が設置した回線制御装置を善良な管理者の注意をもって保管していただきます。
- (12) I P 通信網契約者は、(11)の規定に違反して回線制御装置を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- (13) I P 通信網契約者は、回線制御装置の亡失、き損又は故障等に起因してオープンコンピュータ通信網サービスを利用できなかった期間中の利用料金及び回線制御装置使用料の支払いを要します。
- (14) I P 通信網契約者は、当社が設置した回線制御装置について、回線制御装置の廃止、I P 通信網契約の解除、オープンコンピュータ通信網サービスの一部若しくは全部の廃止又はその他の事由により、その回線制御装置を使用する権利を失ったときは、回線制御装置をI P 通信網契約者の費用負担により原状に復した上で、当社が指定する期日までに当社が指定する方法によりI P 通信網サービス取扱所へ速やかに返還していただきます。
- (15) I P 通信網契約者は、(14)の規定による回線制御装置の返還が遅延したとき（当社の責めに帰すべき事由による場合を除きます。）は、当社が別に算定する金額を支払っていただきます。
- (16) I P 通信網契約者は、(14)の規定による回線制御装置の返還に関し、当社がその回線制御装置をその所在場所から撤去又は回収するときは、その撤去又は回収に協力するものとし、これを妨害し、又は拒んだりしないものとします。
- (17) 当社は、(14)の規定による回線制御装置の返還に際して、I P 通信網契約者がその回線制御装置以外の物品等を同梱した場合、その物品等の所有者がその所有権を放棄したものとみなし、その物品等を任意に処分できるものとします。

5の2 第4種オープンコンピュータ通信網サービスに係る第4種回線制御装置の提供等

- (1) 当社は、第4種契約者（料金表第1表（料金）に規定する付加機能（I P v 4（I P o E）接続機能に限ります。）を利用する者に限ります。以下5の2において同じとします。）から請求があったときは、第4種回線制御装置（付加機能（I P v 4（I P o E）接続機能に限ります。）を利用してIPv4(IPoE)方式の通信を行うために使用する端末設備をいいます。以下同じとします。）を提供します。この場合、第4種契約者は料金表第3表（付帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。
- (2) 当社は、第4種契約者から請求があったときは、第4種回線制御装置の提供又はその他の変更に係る工事等を行います。この場合、第4種契約者は、料金表第3表に規定する手数料又は工事費の支払いを要します。
- (3) 第4種回線制御装置には、最低利用期間があります。
- (4) (3)の最低利用期間は、1の第4種回線制御装置ごとにその第4種回線制御装置の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して24料金月とします。
- (5) 第4種契約者は、(4)の最低利用期間内に第4種回線制御装置の廃止があった場合は、残余の期間（廃止のあった日の翌料金月の初日から起算して最低利用期間の満了日を含む料金月までとします。）に対応する回線制御装置使用料に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

- (6) 第4種回線制御装置を設置するために必要な場所は、第4種契約者から提供していただきます。
- (7) 第4種回線制御装置に必要な電気は、第4種契約者から提供していただきます。
- (8) 第4種契約者は、第4種回線制御装置を使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。この場合、当社は、その第4種回線制御装置の修理又は復旧について当社の係員（当社の委託により修理又は復旧を行う者を含みます。）の派遣を行わず、その修理の請求を受け付けた時刻以後の直近の営業時間において、その第4種回線制御装置の代替となるものの配送の手配を行います。
- (9) 第4種契約者は、(8)の修理の請求をしたときは、料金表第3表に規定する手数料の支払いを要します。
- (10) 第4種契約者は、当社が提供した第4種回線制御装置を善良な管理者の注意をもって保管していただきます。
- (11) 第4種契約者は、(10)の規定に違反して第4種回線制御装置を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要なる費用を支払っていただきます。
- (12) 第4種契約者は、第4種回線制御装置の亡失、き損又は故障等に起因して第4種オープンコンピュータ通信網サービスを利用できなかった期間中の利用料及び第4種回線制御装置使用料の支払いを要します。
- (13) 第4種契約者は、当社が設置した第4種回線制御装置について、第4種回線制御装置の廃止、第4種契約の解除、第4種オープンコンピュータ通信網サービスの一部若しくは全部の廃止又はその他の事由により、その第4種回線制御装置を使用する権利を失ったときは、第4種回線制御装置を第4種契約者の費用負担により原状に復した上で、当社が指定する期限までに当社が指定する方法によりIP通信網サービス取扱所へ速やかに返還していただきます。
- (14) (13)に規定する期限までに第4種回線制御装置が返還されない場合、当社は、第4種契約者に対し、当社が別に算定する金額を請求します。
- (15) 当社は、(13)の規定による第4種回線制御装置の返還に際して、第4種契約者がその第4種回線制御装置以外の物品等を同梱した場合、その物品等の所有者がその所有権を放棄したものとみなし、その物品等を任意に処分できるものとします。
- (16) 当社は、第4種回線制御装置の亡失、き損又は故障等に起因して第4種契約者又は第三者に生じた損害について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

6 特定加入者回線に係る端末設備の提供

- (1) 当社は、IP通信網契約者（(2)に定める者に限ります。以下6において同じとします。）から請求があったときは、そのオープンコンピュータ通信網サービスに係る端末設備を提供します。この場合、IP通信網契約者は料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。
- (2) 特定加入者回線に係る端末設備の提供の請求を行うことができるIP通信網契約者は、料金表第3表に規定する端末設備の種別ごとに、次表のとおりとします。

種 別	I P 通信網契約者
変復調装置に係るもの	第6種契約者（カテゴリー5又はカテゴリー6に係る者であって、タイプ3に係る者に限ります。）
配線設備多重装置（特定加入者回線の終端と自営端末設備等との間に設置されるものであって、DSL方式により	第6種契約者（カテゴリー5又はカテゴリー6に係る者であって、タイプ4のコースM（同一の契約者グループに

1の配線設備において共通編別記2の(1)の特定協定事業者の提供する電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る通信とオープンコンピュータ通信網サービスに係る通信を同時に利用できる機能を有する装置。以下同じとします。)に係るもの

おける光アクセス回線の終端を1回線ごとに異なる場所とすることが可能なもの(以下「光配線方式」といいます。)を除きます。)に係る者に限り

- (3) 当社は、I P通信網契約者から請求があったときは、端末設備の設置若しくは移転又はその他の変更に係る工事を行います。この場合、I P通信網契約者は、料金表第3表に規定する工事費の支払いを要します。
- (4) 端末設備を設置するために必要な場所は、I P通信網契約者から提供していただきます。
- (5) 端末設備に必要な電気は、I P通信網契約者から提供していただきます。
- (6) I P通信網契約者が端末設備を使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。
- (7) I P通信網契約者は、当社が提供した端末設備を善良な管理者の注意をもって保管していただきます。
- (8) I P通信網契約者は、(7)の規定に違反して端末設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- (9) I P通信網契約者は、当社が設置した端末設備について、端末設備の廃止、I P通信網契約の解除、オープンコンピュータ通信網サービスの一部若しくは全部の廃止又はその他の事由により、その端末設備を使用する権利を失ったときは、端末設備をI P通信網契約者の費用負担により原状に復した上で、当社が指定する期日までに当社が指定する方法によりI P通信網サービス取扱所へ速やかに返還していただきます。
- (10) I P通信網契約者は、(9)の規定による端末設備の返還が遅延したとき(当社の責めに帰すべき事由による場合を除きます。)は、当社が別に算定する金額を支払っていただきます。
- (11) I P通信網契約者は、(9)の規定による端末設備の返還に関し、当社がその端末設備をその所在場所から撤去又は回収するときは、その撤去又は回収に協力するものとし、これを妨害し、又は拒んだりしないものとします。
- (12) 当社は、(9)の規定による端末設備の返還に際して、I P通信網契約者がその端末設備以外の物品等を同梱した場合、その物品等の所有者がその所有権を放棄したものとみなし、その物品等を任意に処分できるものとします。

7 削除

8 削除

9 契約者カードの貸与

(1) 当社は、第6種契約者(料金表第1表(料金)に規定するカテゴリ1又はカテゴリ3のタイプ6又はタイプ7に係る者に限ります。以下9において同じとします。)又は第7種契約者(料金表第1表(料金)に規定するワイヤレスバックアップ機能を利用する者に限ります。以下9において同じとします。)へ契約者カードを貸与します。この場合、貸与する契約者カードの数は、1の第6種契約又は1の第7種契約につき1とします。

(2) 契約者カードの貸与を受けている第6種契約者又は第7種契約者は、その第6種契約若しくは第7種契約の解除があったとき、ワイヤレスバックアップ機能の廃止があったとき又は契約者カードの利用の終了があったときは、その契約者カードを次のとおり取扱うものとします。

ア イ以外の場合

当社が指定するI P通信網サービス取扱所へ速やかに返還していただきます。

イ 第6種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ7の場合

契約者カードの所有権は当社から第6種契約者へ移転するものとし、第6種契約者は、あらかじめこれに同意するものとし、この場合、当社は、契約者カードを構成する物質について、第6種契約を申込み者又は第6種契約者に開示し、第6種契約者は、法令に従い、自己の責任と費用負担において、契約者カードを処分するものとし、

10 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る移動無線装置の販売等

第6種オープンコンピュータ通信網サービス（料金表第1表（料金）に規定するカテゴリー1又はカテゴリー3のタイプ6又はタイプ7に係るものであって、テレワーク・スタートパックコース以外のものに限り、）に係る移動無線装置の販売等については、当社のモバイルアクセスサービス契約約款別記10（モバイルアクセスサービスに係る移動無線装置の販売等）及び別記10の6（端末サポートサービスの提供）に準じます。

10の2 削除

10の2の2 テレワーク・スタートパックコースに係るモバイルノートパソコンの販売等

(1) 当社は、第6種契約（料金表第1表（料金）に規定するテレワーク・スタートパックコースに係るものに限り、以下の10の2の2において同じとします。）の申込みをする者に対して、その契約者回線等の終端において使用するモバイルノートパソコン等（以下10の2の2において「PC」といいます。）を販売します。

(2) (1)に規定するほか、当社は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」といいます。）に定める居住者に限り、かつ、1の第6種契約につき1台に限り、PCを販売します。

(3) 第6種契約の申込みをする者は、その契約申込みと同時に、PCの購入申込みをしていただきます。

(4) PCの購入申込みをした者は、次のいずれかの時期に該当する場合は、PCの購入申込みを取り消し、又はPCの売買契約を解除することができません。同時に契約申込みを行う第6種契約についても同様とします。ただし、その申込みを当社が承諾していない場合を除きます。

ア 購入申込日の翌営業日から起算して6営業日後の日以後

イ 第6種オープンコンピュータ通信網サービスの提供開始予定日の前営業日から起算して20営業日前の日以後

(5) 当社が販売するPCの機種及び販売価格は、料金表第3表（付帯サービスに関する料金）に定めるところによります。

(6) 当社は、当社が販売したPCについて、当社の保証書に定めるお買い上げ日から1年間（以下、「保証期間」といいます。）は無料で修理します。

ただし、保証期間内であっても、次の場合には、当社が別に算定する費用の支払いを条件として修理します。

ア その故障が、第6種契約者（PCを購入し、又は所有する第6種契約者とし、PCを使用する者を含みます。以下10の2の2において同じとします。）の責めに帰すべき事由により発生したとき。

イ その故障が、天災、事変その他不可抗力により発生したとき。

ウ その他当社の保証書に規定された事由により故障が発生したとき。

(7) 第6種契約者は、当社が販売するPC（付属する取扱説明書等の文書又は付属するソフトウェアに含まれる技術情報を含みます。以下10の2の2において同じとします。）を海外に輸出し、持ち出し、又は日本国内において外為法に定める非居住者に提供する場合には、関連法規を遵守し、経済産業大臣の輸出許可の取得等の適正な手続きをとるものとし、

(8) 第6種契約者は、次に掲げる事項について保証するものとし、

ア 第6種契約者が、関連法規によりPCに係る技術の提供を禁止されている者

又は経済産業省の定める外国ユーザーリストに掲載されている者ではないこと
イ PCを核兵器を含む大量破壊兵器若しくは通常兵器等の開発、製造又は使用に供しないこと

ウ PCをアに規定する者に輸出し又は提供しないこと

(9) 当社は、この10の2の2に定めるPCの販売等に係る損害賠償については、当社の責めに帰すべき事由により当社がPC購入者に損害を与えた場合に限り、購入代金相当額を限度として、逸失利益を除くPC購入者に現実に生じた通常の損害に限り賠償する責任を負い、その予見の有無を問わず、特別損害、間接損害等については、責任を負いません。ただし、当社の故意又は重大な過失による場合を除きます。

(10) (1)から(9)までに規定するほか、PCの販売等に係る代金の支払方法及び消費税相当額の加算については料金表通則の規定に、延滞利息については共通編第34条(延滞利息)の規定にそれぞれ準じて取り扱います。

10の3 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る料金明細内訳の閲覧

(1) 当社は、第6種契約者(料金表第1表(料金)に規定するタイプ6又はタイプ7に係る者に限ります。以下、10の3において同じとします。)から請求があったときは、当社のWebサイトにて、当社が指定する方法により、料金明細内訳の閲覧を可能とします。

(2) 第6種契約者は、料金明細内訳の閲覧に係るログインID及びパスワードに関し、利用上、管理上その他の責任を負うものとします。

(3) 当社は、料金明細内訳の閲覧及び利用にともない発生する損害については責任を負いません。

11 削除

12 オープンコンピュータ通信網サービスに係る屋内配線の提供等

(1) 当社は、IP通信網契約者(2)に規定する者に限ります。以下12において「同じとします。」から請求があったときは、そのオープンコンピュータ通信網サービスに係る屋内配線を提供します。この場合、IP通信網契約者は、料金表第3表(附帯サービスに関する料金)に規定する料金の支払いを要します。

(2) 屋内配線の提供の請求を行うことができるIP通信網契約者は、第6種契約者(料金表第1表(料金)に規定するカテゴリー5又はカテゴリー6のタイプ3に係る者に限ります。)に限ります。

(3) 当社は、IP通信網契約者から請求があったときは、屋内配線の設置又はその他の変更に係る工事を行います。この場合、IP通信網契約者は、料金表第3表に規定する工事費の支払いを要します。

(4) 屋内配線を設置するために必要な場所は、IP通信網契約者から提供していただきます。

(5) IP通信網契約者が屋内配線を使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。

(6) 当社が屋内配線を提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により屋内配線に障害が発生してその通常の使用ができなくなったときの損害賠償の取扱いは、その屋内配線と接続するオープンコンピュータ通信網サービスにおける損害賠償の取扱いに準ずるものとします。

(7) IP通信網契約者は、当社が設置した屋内配線を善良な管理者の注意をもって使用していただきます。

(8) IP通信網契約者は、(7)の規定に違反して屋内配線を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(9) IP通信網契約者は、当社が設置した屋内配線について、屋内配線の廃止、IP通信網契約の解除、オープンコンピュータ通信網サービスの一部若しくは全部の廃止又はその他の事由により、その屋内配線を使用する権利を失ったときは、

屋内配線を I P 通信網契約者の費用負担により原状に復した上で、当社が指定する期日までに当社が指定する方法により I P 通信網サービス取扱所へ速やかに返還していただきます。

- (10) I P 通信網契約者は、(9)の規定による屋内配線の返還が遅延したとき（当社の責めに帰すべき事由による場合を除きます。）は、当社が別に算定する金額を支払っていただきます。
- (11) I P 通信網契約者は、(9)の規定による屋内配線の返還に関し、当社がその屋内配線をその所在場所から撤去又は回収するときは、その撤去又は回収に協力するものとし、これを妨害し、又は拒んだりしないものとします。
- (12) 当社は、(9)の規定による屋内配線の返還に際して、I P 通信網契約者がその屋内配線以外の物品等を同梱した場合、その物品等の所有者がその所有権を放棄したものとみなし、その物品等を任意に処分できるものとします。

13 保守一元サービスの提供等

- (1) 当社は、I P 通信網契約者（第 6 種契約者（料金表第 1 表（料金）に規定するカテゴリー 1、カテゴリー 2、カテゴリー 3 若しくはカテゴリー 8 であって、タイプ 2、タイプ 3 若しくはタイプ 4 に係る者に限ります。）又は第 7 種契約者（料金表第 1 表（料金）に規定するコース U に係る者に限ります。））に限ります。以下、13において同じとします。）から請求があったときは、その契約に係る特定協定事業者の提供する D S L 回線、光アクセス回線又は利用回線（いずれも特定加入者回線となるもの及び特定協定事業者の卸電気通信役務を利用する他の電気通信事業者の電気通信サービスに係るものを除きます。以下 13 において同じとします。）の故障等に係る保守一元サービス（I P 通信網契約者が特定協定事業者へ修理の請求等を行うものを当社が一元的に取次ぎ、代行して行うものをいいます。以下同じとします。）を提供します。この場合、I P 通信網契約者は料金表第 3 表（付帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。
- (2) 特定協定事業者の提供する D S L 回線又は光アクセス回線の修理、復旧の対応時間は、I P 通信網契約者と特定協定事業者との契約（保守の態様による細目）によります。

14 光アクセス回線に係る東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の I P 通信網サービス契約約款に規定する品目及び細目等

- (1) 東日本電信電話株式会社

項番	品目及び細目等						
EK010	削除						
EK020							
EK030							
EK040	メニュー 一 五 一 1	II 型	II - 1 型		100Mb/s	プラン 3	プラン 3 - 1
EK050					200Mb/s	プラン 3	プラン 3 - 1
EK060					1 Gb/s	プラン 3	プラン 3 - 1
EK070						プラン 4	プラン 4 - 1
EK080							プラン 4 - 2
EK090						プラン 5	
EK095					10Gb/s	プラン 3	プラン 3 - 1
EK100						II - 2 型	II - 2 - 1 型

EK110				Ⅱ－２－ ２型	100Mb/s	プラン 3	プラン 3－1
EM010	メニュー ５－ ２	Ⅱ型	Ⅱ－１型		100Mb/s		
EM020					200Mb/s		
EM030					1 Gb/s		
EM040			Ⅱ－ ２型	Ⅱ－２－ １型	100Mb/s		
備考 光アクセス回線（他社接続契約者回線となるものに限ります。）と接続して提供するオープンコンピュータ通信網サービスについては、本表に定める品目及び細目等のほか、東日本電信電話株式会社の卸電気通信役務を利用する他の電気通信事業者の電気通信サービス（本表に定める品目及び細目等に相当するものに限ります。）を含むものとします。							

(2) 西日本電信電話株式会社

項番	品目及び細目等						
WK010	削除						
WK020	メニュー 5－1	100Mb/s	プラン 5	プラン 5－1			
WK030				プラン 5－2			
WK040				200Mb/s			
WK050	削除						
WK060	メニュー 5－1	1 Gb/s	プラン 2				
WK070			プラン 3				
WK080			10Gb/s				
WM010	削除						
WM020	メニュー 5－2	100Mb/s	カテゴリー 3	カテゴリー 3－1			
WM030				カテゴリー 3－2			
WM040		200Mb/s					
WM050		1 Gb/s					
備考 光アクセス回線（他社接続契約者回線となるものに限ります。）と接続して提供するオープンコンピュータ通信網サービスについては、本表に定める品目及び細目等のほか、西日本電信電話株式会社の卸電気通信役務を利用する他の電気通信事業者の電気通信サービス（本表に定める品目及び細目等に相当するものに限ります。）を含むものとします。							

料金表

通則

(利用料金の設定)

- 1 利用料金（I P通信網契約者と特定協定事業者との間の契約に基づいて特定協定事業者が設置する他社接続契約者回線（共通編別記2の(1)に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するI P通信網サービスに係るものを除きます。）に係るものに限り、）については、当社の提供区間と特定協定事業者の提供区間とを合わせて当社が設定します。

ただし、特定協定事業者の契約約款及び料金表等に規定するところによりその特定協定事業者が定める料金については、この限りではありません。

(料金の計算方法等)

- 2 当社は、I P通信網契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金及び使用料は料金月に従って計算します。

ただし、当社が必要と認めるときは料金月によらず随時に計算します。

- 3 当社は、次の場合が生じたときは、利用料金（当社が別に定めるものを除きます。）及び使用料（以下6までにおいて「定額利用料等」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。

(1) 料金月の初日以外の日にオープンコンピュータ通信網サービスの提供の開始（付加機能又は端末設備についてはその提供の開始）があったとき。

(2) 料金月の初日以外の日に契約の解除（付加機能又は端末設備についてはその廃止）があったとき。

(3) 料金月の初日にオープンコンピュータ通信網サービスの提供の開始（付加機能又は端末設備についてはその提供の開始）を行い、その日にその契約の解除（付加機能又は端末設備についてはその廃止）があったとき。

(4) 料金月の初日以外の日にオープンコンピュータ通信網サービスの品目等の変更、回線収容部の変更又は契約者カードの利用の開始若しくは終了等により定額利用料等の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の定額利用料等は、その増加又は減少のあった日から適用します。

(5) 第90条（定額利用料等の支払義務）第2項第2号の表（2欄の規定を除きます。）の規定（これに準ずる規定を含みます。）に該当するとき。

(6) 6の規定に基づく起算日の変更があったとき。

(注) 3に規定する当社が別に定める利用料金は、次のとおりとします。

ア 利用料（第4種契約（カテゴリー1のプラン2からプラン5までのもの及びカテゴリー3のものに限り、）に係る利用料及び第4種契約（カテゴリー4のものに限り、）に係る利用料の基本額を除きます。）

イ 特定ダイヤルアップ回線及びモバイルアクセスの利用の場合の定額利用料の加算額

ウ 付加機能利用料（I P v 4（I P o E）接続機能に係るものに限り、）

- 4 当社は、3の規定にかかわらず、第93条（利用料等の支払義務）第2項第2号の表の規定に該当するときは利用料をその利用日数に応じて日割します。

- 4の2 3の規定による定額利用料等の日割のうち、料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））第1（利用料金）4（第6種契約に係るもの）4-2-6（ユニバーサルサービス料）及び4-2-7（電話リレーサービス料）に規定する料金の算出に当たっては、その料金を合算して適用します。

- 5 3の規定による定額利用料等の日割は暦日数により行い、4の規定による料金の日割は料金月の日数により行います。この場合、第90条（定額利用料等の支払義務）第2項第2号の表の1欄に規定する料金及び第93条（利用料等の支払義務）第2項第2号の表の1欄に規定する料金の算出に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。

- 6 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更するこ

とがあります。

(端数処理)

- 7 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 8 オープンコンピュータ通信網契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- 9 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金等の一括後払い)

- 10 当社は、当社に特別の事情がある場合は、8及び9の規定にかかわらず、オープンコンピュータ通信網契約者の承諾（電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第22条の2の2に規定する説明を事前に行った場合を含みます。）を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(過払金の相殺)

- 11 当社は、1以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払いが発生したときは、それ以後の料金月の料金でその過払金を相殺して返還することがあります。

(前受金)

- 12 当社は、料金又は工事に関する費用について、オープンコンピュータ通信網契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 12に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることをいいます。

(消費税相当額の加算)

- 13 第90条（定額利用料等の支払義務）から第97条（工事費の支払義務）まで並びに共通編第30条（手続きに関する料金の支払義務）及び共通編第31条（工事費の支払義務）の規定、その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。）に基づき計算された額とします。）に消費税相当額を加算した額とします。

上記算定方法により、支払いを要することになった額は、料金表に表示された額（税込価格（消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。））の合計と異なる場合があります。

(注1) この料金表に規定する料金額は、税抜価格とし、かつこの料金額は、税込価格を表示します。

(注2) 関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

(料金等の臨時減免)

- 14 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は料金等の減免を行ったときは、その旨を周知します。

(高額利用割引)

- 15 高額利用に係る料金の割引の適用については、次のとおりとします。

(1) 当社は、次の場合には、次表に規定する額の割引（以下15において「高額利用割引」といいます。）を行います。

ア その第6種契約の定額利用料（第1表（料金）第1（利用料金）4（第6種契約に係るもの）4-1（適用）の表の(4)欄の適用による場合は、適用した後の定額利用料とします。以下15において同じとします。）の額が100万円（110万円）を超えるとき。（イに該当する場合を除きます。）

イ 第6種契約者からあらかじめ申出があった1の高額利用指定回線群（第6種契約者が指定する2以上の第6種契約（その第6種契約者と同一名義のものに限ります。以下15において同じとします。）により構成されるもの又は第6種契約及び他の電気通信サービス（当社が別に定めるものに限ります。以下15において同じとします。）に係る契約（その第6種契約者と同一名義のものであって、その電気通信サービスの契約約款に規定する高額利用割引の適用を受けるものに限ります。以下15において同じとします。）により構成されるものをいいます。以下15において同じとします。）の料金額（高額利用指定回線群を構成する第6種契約の定額利用料の合計額又は第6種契約の定額利用料と他の電気通信サービスの契約に係る料金（その電気通信サービスの契約約款に規定する高額利用割引の適用の対象となる料金に限ります。以下15において同じとします。）との合計額をいいます。以下15において同じとします。）が100万円（110万円）を超えるとき。

割 引 額	ア イ以外の場合	1の高額利用指定回線群の料金額（アに規定する1の第6種契約の料金の額を含みます。）に、次表に規定する割引率を乗じて得た額							
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">高額利用指定回線群の料金額</th> <th style="text-align: center;">割引率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100万円（110万円）を超え500万円（550万円）までの部分</td> <td style="text-align: center;">3%</td> </tr> <tr> <td>500万円（550万円）を超え3,000万円（3,300万円）までの部分</td> <td style="text-align: center;">5%</td> </tr> <tr> <td>3,000万円（3,300万円）を超える部分</td> <td style="text-align: center;">7%</td> </tr> </tbody> </table>	高額利用指定回線群の料金額	割引率	100万円（110万円）を超え500万円（550万円）までの部分	3%	500万円（550万円）を超え3,000万円（3,300万円）までの部分	5%	3,000万円（3,300万円）を超える部分
高額利用指定回線群の料金額	割引率								
100万円（110万円）を超え500万円（550万円）までの部分	3%								
500万円（550万円）を超え3,000万円（3,300万円）までの部分	5%								
3,000万円（3,300万円）を超える部分	7%								
額	イ 高額利用指定回線群に他の電気通信サービスに係る契約を含む場合	<p>次の算式により算出した額</p> $\frac{\text{1の高額利用指定回線群の料金額にア欄の表に規定する割引率を乗じて得た額} \times \text{その高額利用指定回線群の料金額（第6種契約に係る料金に限ります。）}}{\text{その高額利用指定回線群の料金額}}$							

(2) (1)の表のイ欄の割引額を算出する場合において、その計算結果に1円未満の端数が生じたときは、当社は、その端数を、高額利用指定回線群に係る複数の電気通信サービスのうち、第6種契約者が指定する電気通信サービスの高額利用割引の割引額に加算するものとします。

ただし、その端数の取扱いについて、他の電気通信サービスの契約約款に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(3) 割引率の計算は、料金月単位で行います。

(4) 高額利用指定回線群の料金額に対する高額利用割引は、第6種契約者からの申出を当社が承諾した日からその廃止があった日の前日までの期間について適用します。

(5) 当社は、第6種契約者から、その高額利用指定回線群に新たに対象契約を追加する申出があったときは、その申出を当社が承諾した日から、高額利用指定回線群を構成している対象契約をその高額利用指定回線群から除外する旨の申出があったときは、その申出があった日の前日まで、その高額利用指定回線群を構成する対象契約として取り扱います。

(6) (4)又は(5)に規定する場合の高額利用指定回線群の料金額の対象となるその第6種契約の料金は、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(7) 当社は、料金返還その他の場合において高額利用指定回線群を構成する第6種契約の1契約当たりの料金の額を確定する必要があるときは、その料金の額は次の算式により算出します。

$$\text{第6種契約の1契約当たりの料金の額} = \frac{\text{高額利用割引適用後の高額利用指定回線群の料金額（第6種契約に係る料金に限ります。）}}{\text{高額利用割引適用前のその第6種契約の料金の額}} \times \text{高額利用割引適用前的高額利用指定回線群の料金額（第6種契約に係る料金に限ります。）}$$

(8) (7)の場合において、高額利用割引適用後的高額利用指定回線群の料金額（第6種契約に係る料金に限ります。）からその高額利用指定回線群を構成するすべての第6種契約について(7)の算式により算出した1契約当たりの料金の額を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を第6種契約者が指定する1の第6種契約（その高額利用指定回線群を構成するものに限ります。）の料金の額に加算するものとします。

(注) 15の(1)に規定する当社が別に定める他の電気通信サービスは、Universal Oneサービス契約約款（第2編）に規定するIP伝送サービス、Universal Oneサービス契約約款（第6編）に規定するクローズドコンピュータ通信網サービス及びエヌ・ティ・ティレゾナント株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービスとします。

16 削除

（キャンペーンによる割引等の適用）

17 当社は、第1表（料金）、第2表（工事に関する費用）又は第3表（付帯サービスに関する料金）に定める料金等について、キャンペーンによる割引等をこの別冊により行うことがあります。この場合、その対象となるサービス、申込期間、料金等の項目、割引の金額等その他のキャンペーン内容については、料金表別表3に定めるところによります。

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1 削除

2 第4種契約に係るもの

2-1 適用

区 分	内 容										
(1) 区別に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり区別を定めます。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 別</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カテゴリー ー1</td> <td>その契約に係る特定のIPアドレスを使用して通信を行うことができるもの</td> </tr> <tr> <td>カテゴリー ー2</td> <td>不特定のIPアドレスを使用して通信を行うことができるものであって、カテゴリー4以外のもの</td> </tr> <tr> <td>カテゴリー ー3</td> <td>その契約に係る特定のIPアドレス及び不特定のIPアドレスを使用して通信を行うことができるものであって、契約帯域に基づいて利用料を算定するもの</td> </tr> <tr> <td>カテゴリー ー4</td> <td>不特定のIPアドレスを使用して通信を行うことができるものであって、契約帯域又は利用速度に基づいて利用料を算定するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 カテゴリー1及びカテゴリー2については、1の利用者識別共通符号に限り、利用することができます。</p>	区 別	内 容	カテゴリー ー1	その契約に係る特定のIPアドレスを使用して通信を行うことができるもの	カテゴリー ー2	不特定のIPアドレスを使用して通信を行うことができるものであって、カテゴリー4以外のもの	カテゴリー ー3	その契約に係る特定のIPアドレス及び不特定のIPアドレスを使用して通信を行うことができるものであって、契約帯域に基づいて利用料を算定するもの	カテゴリー ー4	不特定のIPアドレスを使用して通信を行うことができるものであって、契約帯域又は利用速度に基づいて利用料を算定するもの
区 別	内 容										
カテゴリー ー1	その契約に係る特定のIPアドレスを使用して通信を行うことができるもの										
カテゴリー ー2	不特定のIPアドレスを使用して通信を行うことができるものであって、カテゴリー4以外のもの										
カテゴリー ー3	その契約に係る特定のIPアドレス及び不特定のIPアドレスを使用して通信を行うことができるものであって、契約帯域に基づいて利用料を算定するもの										
カテゴリー ー4	不特定のIPアドレスを使用して通信を行うことができるものであって、契約帯域又は利用速度に基づいて利用料を算定するもの										
(2) 細目に係る料金の適用	<p>ア 当社は、料金額を適用するにあたって、次のとおり通信の態様による細目を定めます。</p> <p>(ア) アクセス回線による区別</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 別</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ2</td> <td>利用回線を使用して通信を行うことができるもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ3</td> <td>DSL回線を使用して通信を行うことができるもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ4</td> <td>光アクセス回線を使用して通信を行うことができるもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ5</td> <td>利用回線、DSL回線及び光アクセス回線を使用して通信を行うことができるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第4種オープンコンピュータ通信網サービスに係る通信は、契約者回線等との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点又はNSPIXP等との接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。 2 カテゴリー1については、タイプ2からタイプ4に限り提供します。 3 カテゴリー2については、タイプ2からタイプ4に限り提供します。 4 カテゴリー3については、タイプ5に限り提供します。 	区 別	内 容	タイプ2	利用回線を使用して通信を行うことができるもの	タイプ3	DSL回線を使用して通信を行うことができるもの	タイプ4	光アクセス回線を使用して通信を行うことができるもの	タイプ5	利用回線、DSL回線及び光アクセス回線を使用して通信を行うことができるもの
区 別	内 容										
タイプ2	利用回線を使用して通信を行うことができるもの										
タイプ3	DSL回線を使用して通信を行うことができるもの										
タイプ4	光アクセス回線を使用して通信を行うことができるもの										
タイプ5	利用回線、DSL回線及び光アクセス回線を使用して通信を行うことができるもの										

- 5 カテゴリー4については、タイプ4とタイプ5に限り提供します。
- 6 タイプ5に係る光アクセス回線は、別記14のEK095及びWK080に係る光アクセス回線を除くものとします。
- 7 第4種オープンコンピュータ通信網サービスに係る通信（通信プロトコルによる区別がIPoE接続のものを除きます。）は、利用者識別符号を含む情報を送信することにより行うことができます。
- ただし、次の場合は、この限りではありません。
- (1) 利用者識別符号を含む情報の全部又は一部を第4種契約者があらかじめ指定する電気通信設備に送信することができないとき。
- (2) 利用者識別符号を含む情報の全部又は一部について、第4種契約者の電気通信設備においてその第4種契約者が指定する者のものでないことを識別したとき。
- 8 1の利用者識別符号により同時に通信を行うことができる数は1とします。
- 9 第4種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約者回線等の符号伝送速度の上限については、その契約者回線等に係る特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

(イ) アクセス回線の細目による区別

- A 削除
- B タイプ3に係るもの

区 別	内 容
コース1	コース2以外のもの
コース2	当社が別に定めるDSL回線を利用するもの (注) 本欄に規定する当社が別に定めるDSL回線は、東日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に規定するメニュー4のタイプ2のプラン2のものとしします。
備考	コース2は、カテゴリー1に限り提供します。

C タイプ4に係るもの

区 別	内 容
コース1	次に掲げる光アクセス回線を利用するもの a 削除 b 東日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1又はメニュー5-2に係るものであって、同社が同社の契約約款及び料金表の規定によりI型からII型への細目の変更（契約者からの請求によるものを除きます。）を行ったもの

コース 4	別記14のEK040、EK050、EK060、EK070、EK080、EK090、EK095、EK100、EK110、EM010、EM020、EM030、EM040、WK020、WK030、WK040、WK060、WK070、WK080、WM020、WM030、WM040又はWM050に係る光アクセス回線を利用するもの
コース N	別記14のEK040、EK050、EK060、EK100、EK110、EM010、EM020、EM030、EM040、WK020、WK030、WK040、WK070、WM020、WM030、WM040又はWM050に係る光アクセス回線を利用するもの
コース N B	別記14のEK090又はWK060に係る光アクセス回線を利用するもの
コース P 1	別記14のEK070に係る光アクセス回線を利用するもの
コース P 10	別記14のEK080に係る光アクセス回線を利用するもの
コース v 6	別記14のEK040、EK050、EK060、EK070、EK100、EK110、EM010、EM020、EM030、EM040、WK020、WK030、WK040、WK070、WM020、WM030、WM040又はWM050に係る光アクセス回線を利用するものであって、IPv6パケットで通信を行うもの

備考

- 1 コース N B 及びコース P 10 は、カテゴリー 1 に限り提供します。
- 2 カテゴリー 1 のコース N は、別記14のEK100、EK110、EM040、WK030及びWM030に係るものを除いて提供します。
- 3 コース v 6 は、カテゴリー 2 に限り提供します。
- 4 コース v 6 は、第 4 種契約者（カテゴリー 2 のタイプ 4（コース 1、コース N 又はコース P 1 に限ります。）に係る者に限ります。）に限り提供します。
- 5 コース 4 は、カテゴリー 4 に限り提供します。
- 6 カテゴリー 4 に係るものは、コース 4 に限り提供します。

(ウ) I P アドレス数による区別

区 別	内 容
プラン 1	その第 4 種契約に係る I P アドレスの数が、1 個のもの
プラン 2	その第 4 種契約に係る I P アドレスの数が、8 個のもの
プラン 3	その第 4 種契約に係る I P アドレスの数が、16 個のもの
プラン 4	その第 4 種契約に係る I P アドレスの数が、32 個までのもの
プラン 5	その第 4 種契約に係る I P アドレスの数が、64 個までのもの

備考

1 IPアドレス数による区別は、カテゴリー1であって、アクセス回線による区別がタイプ2からタイプ4のものに限り適用します。この場合、アクセス回線による区別及びアクセス回線の細目等による区別ごとに提供するプランは、次表のとおりとします。

区 別		提供するプラン
タイプ2		プラン1及びプラン2
タイプ3	コース1	プラン1からプラン3
	コース2	プラン1からプラン3
タイプ4	コース1	プラン1及びプラン2
	コースN	プラン1からプラン3
	コースNB	プラン1からプラン5
	コースP1	プラン1からプラン3
	コースP10	プラン1からプラン5

2 1の規定にかかわらず、タイプ4のコースNのうち、別記14のEM010、EM020、EM040、WM020、WM030、WM040又はWM050に係るものについては、プラン3を提供しません。

(エ) 削除

(オ) 削除

(カ) 通信プロトコルによる区別

区 別	内 容
PPPoE接続	D S L回線及び光アクセス回線に係る通信のプロトコルにIPv4又はIPv6を利用するものであって、IPv4 (PPPoE) 方式又はIPv6 (PPPoE) 方式の通信を行うことができるもの
IPoE接続	光アクセス回線に係る通信のプロトコルにIPv6を利用するものであって、IPv6 (IPoE) 方式の通信を行うことができるもの

備考

- 1 通信プロトコルによる区別は、タイプ3、タイプ4及びタイプ5に係るものに限り適用します。
- 2 PPPoE接続は、タイプ3、タイプ4（カテゴリー4に係るものを除きます。）及びタイプ5に限り提供します。
- 3 IPoE接続は、カテゴリー4のタイプ4に係るものに限り提供します。

4 IPoE接続は、光アクセス回線において、IPv6(IPoE)方式による通信を行うことができるものに限り、第4種オープンコンピュータ通信網サービスに係る通信を行うことができます。

(キ) セキュリティ機能による区別

区 別	内 容
プランC	共通編に定めるC&Cサーバ等との通信の遮断等が利用できるもの
プランM	上記以外のもの
備考 セキュリティ機能による区別は、通信プロトコルによる区別がIPoE接続のものに限り適用します。	

(ク) 帯域による区別

区 別	内 容
固定プラン	契約帯域に基づいて算定した利用料の支払いを要するもの
変動プラン	基本額適用速度及び当社が測定した利用速度に基づいて算定した利用料の支払いを要するもの

備考

- 1 帯域による区別は、カテゴリ 3 及びカテゴリ 4 に係るものに限り適用します。
- 2 固定プランは、タイプ 5 に限り提供します。
- 3 当社は、固定プランの契約帯域（1 の第 4 種契約者識別番号に係る全ての契約者回線等の通信に係る符号伝送速度の総和の上限値をいいます。以下同じとします。）として、3000Mbit/s から 10Mbit/s ごとに 999000Mbit/s までの区別を設けます。
- 4 第 4 種契約者（固定プランに係る者に限ります。）は、あらかじめ契約帯域を指定するものとします。
- 5 当社は、契約帯域に係る符号伝送速度による通信を保証及び確保しません。
- 6 変動プランは、タイプ 4 に限り提供します。
- 7 変動プランには、次の基本額適用の区別があります。

区 別	内 容
コミットあり	基本額適用速度を定めるものであって、下記以外のもの
コミットなし	基本額適用速度を 0 とするもの

備考

- 1 当社は、コミットありの基本額適用速度として 1 Mbit/s から 1 Mbit/s ごとに 999000Mbit/s までの区別を設けます。

2 第4種契約者（変動プランのコミットありに係る者に限ります。）は、あらかじめ基本額適用速度を指定するものとします。

イ 通信の態様による細目の変更は、次の場合に限り行うことができます。

(ア) 削除

(イ) 契約帯域の変更の場合

その変更日は、当社が承諾した日とします。

(ウ) 基本額適用の区別又は基本額適用速度の変更の場合

その変更日は、当社が承諾した日とします。

(3) 利用料の適用

ア 削除

イ 第4種オープンコンピュータ通信網サービス（次の(ア)及び(イ)に掲げるものに限ります。）に係る利用料については、接続利用者識別符号数の料金月単位での累計数が次表に定める基本額適用数までの場合（累計数が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、基本額適用数を超える場合は、基本額適用数を超える1ごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。

ただし、カテゴリ2のタイプ4のコース1及びコースNの基本額適用数については、それぞれの接続利用者識別符号数を合算して適用します。

(ア) カテゴリ1のもの（プラン1のものに限ります。）

区 別		基 本 額 適 用 数
タイプ2		20
タイプ3	コース1	20
	コース2	5
タイプ4	コース1	20
	コースN	20
	コースNB	2
	コースP1	1
	コースP10	1

(イ) カテゴリ2のもの

区 別	基 本 額 適 用 数
タイプ2	300
タイプ3（コース1のもの）	200
タイプ4（コース1及びコースNのもの）	100

	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">タイプ4（コースP1のもの）</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">1</td> </tr> </table> <p>ウ 削除</p> <p>エ 第4種オープンコンピュータ通信網サービス（変動プランに係るものに限り。）に係る利用料については、利用速度が基本額適用速度までの場合は基本額のみを適用し、基本額適用速度を超える場合は、基本額適用速度を超える1Mbit/sごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>ただし、コミットなしに係る利用料については、基本額を適用せず、利用速度の1Mbit/sごとに加算額を計算し、その額を適用します。</p>	タイプ4（コースP1のもの）	1			
タイプ4（コースP1のもの）	1					
(4) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア 第4種契約者は、最低利用期間内に第4種契約の解除があった場合は、第93条（利用料等の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、その第4種契約の解除のあった日を含む料金月の翌料金月から最低利用期間が満了する日を含む料月までの料金月数に対応する解除前の基本額に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>イ 第4種契約者は、最低利用期間内に第4種オープンコンピュータ通信網サービスの通信又は保守の態様による細目の変更があった場合は、その変更について変更前の基本額から変更後の基本額を控除し、残額があるときは、その残額にその変更のあった日を含む料金月から最低利用期間が満了する日を含む料金月までの料金月数を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p>					
(5) 削除	削除					
(6) 接続利用者識別符号数の測定等	<p>ア 接続利用者識別符号数は、料金月単位で当社の機器により測定します。</p> <p>イ 1の料金月において同一の利用者識別符号による通信の数が複数であった場合は、その数を1として測定します。</p>					
(7) 利用速度の測定等	<p>ア 第4種オープンコンピュータ通信網サービスのプランCの変動プランに係る利用速度は、当社が定める区域ごとの次表に定める値の総和とし、その基本額適用速度ごとに当社の機器により測定します。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin: 10px 0;"> <tr> <th style="text-align: center;">利 用 速 度</th> </tr> <tr> <td>測定対象期間において、交換設備から契約者回線等の終端への伝送方向についての通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値</td> </tr> </table> <p>イ 第4種オープンコンピュータ通信網サービスのプランMの変動プランに係る利用速度は、当社が定める区域ごとの次表に定める最大送信速度又は最大受信速度のうち大きい方の値の総和とし、その基本額適用速度ごとに当社（契約事業者を含みます。）の機器により測定します。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">区 分</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">内</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">容</td> </tr> </table>	利 用 速 度	測定対象期間において、交換設備から契約者回線等の終端への伝送方向についての通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値	区 分	内	容
利 用 速 度						
測定対象期間において、交換設備から契約者回線等の終端への伝送方向についての通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値						
区 分	内	容				

最大送信速度	測定対象期間において、契約者回線等の終端から交換設備への伝送方向についての通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値
最大受信速度	測定対象期間において、交換設備から契約者回線等の終端への伝送方向についての通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値

ウ ア及びイの表に規定する測定対象期間は、料金月の初日から末日までとします。

ただし、次の場合は、この限りではありません。

(ア) 料金月の初日以外の日にその基本額適用速度の適用の開始があったとき。

この場合、測定対象期間は、その適用開始日からとします。

(イ) 料金月の末日以外の日にその基本額適用速度の適用の終了があったとき。

この場合、測定対象期間は、その適用終了日までとします。

エ 当社は、利用速度に1 Mbit/s未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(注) 当社は、本欄イに規定する当社が定める区域を第4種契約の申込みをする者及び第4種契約者に開示します。

(8) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い

当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の利用料は次のとおりとします。

ア イ以外の場合

(ア) 過去1年間の実績を把握することができる場合

機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

(イ) (ア)以外の場合

把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

イ 変動プランに係るものの場合

当社（契約事業者を含みます。）の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の利用料は、当社の機器の故障等により正しく測定することができなかった部分の通信速度の測定値を0とみなして算定して得た額とします。

(注) 本欄アの(イ)に規定する当社が別に定める方法は、原則として次のとおりとします。

(1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合

機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

	(2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった 日前の実績が把握できる期間における1日平均の利用料又 は故障等の回復後の7日間における1日平均の利用料のう ち低いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得 た額
(9) 削除	削除

2-2 料金額

2-2-1 利用料

(1) カテゴリー1のもの

ア タイプ2のもの

(月額)

区 分		単 位	料 金 額	
プラン1のもの	基本額	1の第4種契約者 識別番号ごとに	78,000円 (85,800円)	
	加算額	1の接続利用者識 別番号ごとに	接続利用者識別符 号数が20を超えて 100までの部分	3,900円 (4,290円)
			接続利用者識別符 号数が100を超え る部分	3,800円 (4,180円)
プラン2のもの		1の利用者識別符 号ごとに	5,400円 (5,940円)	

イ タイプ3のもの

(ア) コース1のもの

(月額)

区 分		単 位	料 金 額	
プラン1のもの	基本額	1の第4種契約者 識別番号ごとに	104,000円 (114,400円)	
	加算額	1の接続利用者識 別番号ごとに	接続利用者識別符 号数が20を超えて 100までの部分	5,200円 (5,720円)
			接続利用者識別符 号数が100を超え る部分	5,100円 (5,610円)
プラン2のもの		1の利用者識別符 号ごとに	9,400円 (10,340円)	
プラン3のもの		1の利用者識別符 号ごとに	18,000円 (19,800円)	

(イ) コース2のもの

(月額)

区 分		単 位	料 金 額
プラン1のもの	基本額	1の第4種契 約者識別番号 ごとに	35,000円 (38,500円)
	加算額	1の接続利用 者識別番号ご とに	接続利用者識別符 号数が5を超えて100 までの部分

	接続利用者識別符号数が100を超える部分	6,900円 (7,590円)
プラン2のもの	1の利用者識別符号ごとに	11,000円 (12,100円)
プラン3のもの	1の利用者識別符号ごとに	23,000円 (25,300円)

ウ タイプ4のもの
(ア) コース1のもの

(月額)

区 分		単 位	料 金 額
プラン1のもの	基本額	1の第4種契約者識別番号ごとに	156,000円 (171,600円)
	加算額	接続利用者識別符号数が20を超えて100までの部分	1の接続利用者識別符号ごとに 7,800円 (8,580円)
		接続利用者識別符号数が100を超える部分	7,700円 (8,470円)
プラン2のもの		1の利用者識別符号ごとに	15,000円 (16,500円)

(イ) 削除
(ウ) 削除
(エ) 削除
(オ) コースNのもの

(月額)

区 分		単 位	料 金 額
プラン1のもの	基本額	1の第4種契約者識別番号ごとに	156,000円 (171,600円)
	加算額	接続利用者識別符号数が20を超えて100までの部分	1の接続利用者識別符号ごとに 7,800円 (8,580円)
		接続利用者識別符号数が100を超える部分	7,700円 (8,470円)
プラン2のもの		1の利用者識別符号ごとに	15,000円 (16,500円)
プラン3のもの		1の利用者識別符号ごとに	28,000円 (30,800円)

(カ) コースNBのもの

(月額)

区 分		単 位	料 金 額	
プラン1のもの	基本額	1の第4種契約者識別番号ごとに	120,000円 (132,000円)	
	加算額	接続利用者識別符号数が2を超えて10までの部分	1の接続利用者識別番号ごとに	60,000円 (66,000円)
		接続利用者識別符号数が10を超える部分		59,000円 (64,900円)
プラン2のもの		1の利用者識別番号ごとに	85,000円 (93,500円)	
プラン3のもの		1の利用者識別番号ごとに	101,000円 (111,100円)	
プラン4のもの		1の利用者識別番号ごとに	128,000円 (140,800円)	
プラン5のもの		1の利用者識別番号ごとに	152,000円 (167,200円)	

(キ) コースP1のもの

(月額)

区 分		単 位	料 金 額
プラン1のもの	基本額	1の第4種契約者識別番号ごとに	16,000円 (17,600円)
	加算額	接続利用者識別符号数が1を超える部分	1の接続利用者識別番号ごとに
プラン2のもの		1の利用者識別番号ごとに	23,000円 (25,300円)
プラン3のもの		1の利用者識別番号ごとに	36,000円 (39,600円)

(ク) コースP10のもの

(月額)

区 分		単 位	料 金 額
プラン1のもの	基本額	1の第4種契約者識別番号ごとに	60,000円 (66,000円)

	加算額	接続利用者識別符号数が1を超える部分	1の接続利用者識別符号ごとに	60,000円 (66,000円)
プラン2のもの			1の利用者識別符号ごとに	85,000円 (93,500円)
プラン3のもの			1の利用者識別符号ごとに	101,000円 (111,100円)
プラン4のもの			1の利用者識別符号ごとに	128,000円 (140,800円)
プラン5のもの			1の利用者識別符号ごとに	152,000円 (167,200円)

(2) カテゴリー2のもの

ア 削除

イ タイプ2のもの

(月額)

区 分		単 位	料 金 額
基本額		1の第4種契約者識別番号ごとに	390,000円 (429,000円)
加算額	接続利用者識別符号数が300を超えて1,000までの部分	1の接続利用者識別符号数ごとに	1,300円 (1,430円)
	接続利用者識別符号数が1,000を超える部分		1,250円 (1,375円)

ウ タイプ3のもの

コース1のもの

(月額)

区 分		単 位	料 金 額
基本額		1の第4種契約者識別番号ごとに	300,000円 (330,000円)
加算額	接続利用者識別符号数が200を超えて1,000までの部分	1の接続利用者識別符号数ごとに	1,500円 (1,650円)
	接続利用者識別符号数が1,000を超える部分		1,400円 (1,540円)

エ タイプ4のもの

(ア) コース1及びコースNのもの

(月額)

区 分	単 位	料 金 額
-----	-----	-------

基本額		1の第4種契約者識別番号ごとに	210,000円(231,000円)
加算額	接続利用者識別符 号数が100を超えて 1,000までの部分	1の接続利用者識別 符号ごとに	2,100円(2,310円)
	接続利用者識別符 号数が1,000を超え る部分		2,000円(2,200円)

(イ) 削除
(ウ) コースP1のもの

(月額)

区 分		単 位	料 金 額
基本額		1の第4種契約者識別番号ごとに	5,800円(6,380円)
加算額	接続利用者識別符 号数が1を超える 部分	1の接続利用者識別 符号ごとに	5,800円(6,380円)

(エ) コースv6のもの

(月額)

単 位		料 金 額
1の第4種契約者識別番号ごとに		—

(3) カテゴリー3のもの

(月額)

区 分		単 位	料 金 額
タイプ5のもの	固定プランの もの	1の第4種契約者識別 番号に係る契約帯 域の1Mbit/sごとに	8,700円(9,570円)

(4) カテゴリー4のもの

ア タイプ4のもの
コース4のもの

(月額)

区 分			単 位	料 金 額
プランC のもの	変動プラン のもの	基本額	1の第4種契約者識別 番号に係る基本額 適用速度の1Mbit/s ごとに	別に算定する金額
		加算額	1の第4種契約者識別 番号に係る利用速 度が基本額適用速 度を超える部分の1	別に算定する金額

			Mbit/sごとに	
プランM のもの	変動プラン のもの	基本額	1の第4種契約者識別番号に係る基本額適用速度の1Mbit/sごとに	別に算定する金額
		加算額	1の第4種契約者識別番号に係る利用速度が基本額適用速度を超える部分の1Mbit/sごとに	別に算定する金額

イ タイプ5のもの

(月額)

区 分	単 位	料 金 額
固定プランのもの	1の第4種契約者識別番号に係る契約帯域の1Mbit/sごとに	7,000円 (7,700円)

2-2-2 付加機能利用料

区 分		単 位	料金額
上限伝送速度設定機能	この機能を利用する第4種契約者に係る第4種オープンコンピュータ通信網サービスにおいて通信可能な符号伝送速度の上限値を、その第4種契約者があらかじめ指定することができる機能	—	—
	備考 1 この機能は、通信プロトコルによる区別がIPoE接続に係る第4種契約者に限り提供します。 2 第4種契約者は、当社の申込書等に定める区域単位に上限値を指定することができます。		
アドレス判定機能	IPアドレスから通信の方式等の確認ができる機能	1の第4種契約者識別番号ごとに月額	別に算定する金額
	備考 1 この機能は、セキュリティ機能による区別がプランCに係る第4種契約者に限り提供します。 2 当社は、この機能の提供にあたり、その機能の一部としてJPNICの提供するIPアドレス検索機能を利用します。 3 この機能により判定可能なIPアドレスは、当社又はJPNICが管理するIPアドレスに限ります。 4 当社は、この機能により確認した通信の方式等の完全性を保証するものではなく、この機能の利用により発生した損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、その責任を負いません。 5 当社は、共通編第23条（利用中止）第1項に掲げる場合に加え、JPNICの都合、事業休止、その他の一切の理由により、この機能の提供を中止又は廃止することがあります。当該中止又は廃止に伴い発生する損害については、当社はその責任を負わないものとします。		
IPv4（IPoE）接続機能	通信プロトコルの区別がIPoE接続に係る第4種オープンコンピュータ通信網サービスにおいて、IPv4（IPoE）方式の通信を行うことができる機能	タイプ1	—
		タイプ2	この機能を利用する1の光アクセス回線ごとに月額
	備考 1 この機能は、セキュリティ機能による区別がプランCに係る第4種契約者に限り提供します。 2 この機能を利用する第4種契約者は、第4種回線制御装置を設置する必要があります。ただし、この機能を利用する第4種契約者から、自己（第4種契約者から、第4種オープンコンピュータ通信網サービスの全部または一部を利用する電気通信サービスの提供を受ける者を含みます。）が用意する端末設備（第4種回線制御装置に相当する機能を有するもの）に限り、光アクセス回線を提供する電気通信事業者が提供するものを含みます。以下この欄において同じとします。）の設置を希望する申出があったときは、この限りではありません。その場合、端末設備の準備にかかる費用については第4種契約者が負担するものとします。		

- 3 この機能を利用する第4種契約者は、この機能の提供のあった日を含む料金月の翌料金月から起算して、この機能の廃止のあった日を含む料金月までの期間（提供のあった日と廃止のあった日が同一の料金月である場合は、1料金月とします。）において、この機能に係る付加機能利用料の支払いを要します。
- 4 当社は、タイプ2に係る付加機能利用料を適用するにあたり、各料金月の末日における光アクセス回線（この機能（タイプ2を利用するもの）に限ります。）を利用するものに限ります。以下この欄において同じとします。）の合計数を算出し、その数をその料金月における光アクセス回線の数として取り扱います。
- 5 当社は、備考4の合計数の算出にあたり、その料金月に利用を開始した光アクセス回線を除き、その料金月に利用を中止した光アクセス回線を含めて計算します。
ただし、利用の開始した日と中止した日が同一の料金月である場合は、その光アクセス回線を含めて計算します。
- 6 当社は、第4種契約者から請求があったときは、IPv4(IPoE)方式の通信において特定のIPアドレスを利用できる機能を提供します。この場合において、この機能の提供条件及び第4種契約者が支払いを要する料金は、次表のとおりとします。

月額

区分		単位	料金額
IP1	1の光アクセス回線で利用できるIPアドレスの数が、1個のもの	この機能を利用する1の光アクセス回線ごとに	別に算定する金額
IP8	1の光アクセス回線で利用できるIPアドレスの数が、8個のもの	この機能を利用する1の光アクセス回線ごとに	別に算定する金額
IP16	1の光アクセス回線で利用できるIPアドレスの数が、16個のもの	この機能を利用する1の光アクセス回線ごとに	別に算定する金額
IP32	1の光アクセス回線で利用できるIPアドレスの数が、32個のもの	この機能を利用する1の光アクセス回線ごとに	別に算定する金額
IP64	1の光アクセス回線で利用できるIPアドレスの数が、64個のもの	この機能を利用する1の光アクセス回線ごとに	別に算定する金額
備考			
1 当社は、タイプ1であって、第4種回線制御装置以外の端末を設置して利用する光アクセス回線に限り、この機能を提供します。			
2 当社は、この機能の月額料金を算出するにあたり、IPv4(IPoE)接続機能の備考3から5までの規定を準用します。			

- 7 この機能の不具合等により、通信の切断等が発生した場合の損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社はその責任を負わないものとします。
- 8 第4種契約者は、この機能（タイプ2に限ります。以下この欄において同じとします。）の利用にあたり当社のアプリケーションソフトウェアを、その端末設備にインストールしていただきます。
この場合において、そのインストールに係る責任は第4種契約者が負うものとします。
- 9 この機能の利用対象となる端末設備の状態、種類又はその他の理由により、端末設備に当社のアプリケーションソフトウェアがダウンロード又はインストールできない場合には、この機能を利用できません。
- 10 当社は、当社のアプリケーションソフトウェアの完全性を保証するものではなく、当社のアプリケーションソフトウェアの利用に伴い発生する損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。
- 11 当社は、当社のアプリケーションソフトウェアを東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供するフレッツ・ジョイントを利用して、その端末設備に配信します。この場合において、共通編第32条（利用中止）第1項に掲げる場合に加え、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の都合、事業休止、その他の一切の理由により、第4種契約者がこの機能を利用できなくなった場合には、この機能の提供を中止又は廃止することがあります。

3 削除

4 第6種契約に係るもの

4-1 適用

区 分	内 容		
(1) 区別に係る 料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり区別を定めます。</p>		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="571 488 759 539">区 別</th> <th data-bbox="759 488 1294 539">内 容</th> </tr> </thead> </table>	区 別	内 容
	区 別	内 容	
	<p>カテゴリー 1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・その契約に係る特定の I P アドレスを使用して通信を行うことができるもの ・光アクセス回線を使用した通信においては、PPPoE方式による通信を行うことができるもの ・カテゴリー 5 以外のもの 	
	<p>カテゴリー 2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・その契約に係る不特定の I P アドレスを使用して通信を行うもの ・光アクセス回線を使用した通信においては、PPPoE方式による通信を行うことができるもの ・特定ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができないもの 	
	<p>カテゴリー 3</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・その契約に係る不特定の I P アドレスを使用して通信を行うもの ・光アクセス回線を使用した通信においては、PPPoE方式による通信を行うことができるもの ・カテゴリー 2 又はカテゴリー 6 以外のもの 	
	<p>カテゴリー 5</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・その契約に係る特定の I P アドレスを使用して通信を行うことができるもの ・光アクセス回線を使用した通信においては、PPPoE方式による通信を行うことができるもの ・特定加入者回線（光コラボレーションモデルに関する契約に係るものを除きます。）とともに提供するもの 	
	<p>カテゴリー 6</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・その契約に係る不特定の I P アドレスを使用して通信を行うもの ・光アクセス回線を使用した通信においては、PPPoE方式による通信を行うことができるもの ・特定加入者回線（光コラボレーションモデルに関する契約に係るものを除きます。）とともに提供するもの 	
<p>カテゴリー 7</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・その契約に係る特定の I P アドレス又は不特定の I P アドレスを使用して通信を行うもの 		

	<ul style="list-style-type: none"> 光アクセス回線を使用した通信においては、PPPoE方式による通信を行うことができるもの 特定加入者回線（光コラボレーションモデルに関する契約に係るものに限ります。）とともに提供するもの
カテゴリー 8	<ul style="list-style-type: none"> その契約に係る特定の I P アドレス又は不特定の I P アドレスを使用して通信を行うもの 光アクセス回線のみを使用することができるものであって、IPoE方式による通信のみを行うことができるもの
カテゴリー 9	<ul style="list-style-type: none"> その契約に係る特定の I P アドレス又は不特定の I P アドレスを使用して通信を行うもの 光アクセス回線のみを使用することができるものであって、IPoE方式による通信のみを行うことができるもの 特定加入者回線（光コラボレーションモデルに関する契約に係るものに限ります。）とともに提供するもの
<p>備考</p> <p>1 当社は、第 6 種契約者（カテゴリー 8 又はカテゴリー 9 に係る者に限ります。以下備考 1 において同じとします。）に以下のとおりトラフィックレポートを提供します。</p> <p>(1) 第 6 種契約者は、ビジネスポータルを通じて、トラフィックレポートの閲覧等を行うことができます。</p> <p>(2) 当社は、設備の保守上又は工事上等やむを得ないときは、トラフィックレポートの利用を中止することがあります。この場合において、当社は、当社の Web サイトであらかじめ第 6 種契約者にその旨を通知します。</p> <p>(3) 当社は、第 6 種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリー 8 又はカテゴリー 9 に係るものに限ります。）が全く利用できない状態が連続した時間の算出は、トラフィックレポートの表示値にかかわらず、共通編第 29 条（利用料金等の支払義務）、共通編第 38 条（責任の制限）及び料金表通則の規定に基づき行います。</p> <p>(4) 当社は、トラフィックレポートの内容について一切の保証をしないものとし、トラフィックレポートの利用に起因する第 6 種契約者又は第三者の損害について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。</p>	

(2) 品目及び細目に係る料金の適用

当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。

ア 通信の態様による細目

(ア) アクセス回線による区別

区 別	内 容
タイプ 2	利用回線を使用して通信を行うことができるとともに、特定ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの
タイプ 3	D S L回線を使用して通信を行うことができるとともに、特定ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの
タイプ 4	光アクセス回線（共通編別記 2 の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する光アクセス回線に限ります。）を使用して通信を行うことができるとともに、特定ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの
タイプ 6	モバイルアクセスを使用して通信を行うことができるものであって、1のモバイルアクセス回線番号ごとに1の契約を締結するもの
タイプ 7	モバイルアクセスを使用して通信を行うことができるものであって、1のモバイルアクセス回線番号ごとに1の契約を締結するものであり、タイプ 6 以外のもの

備考

1 第 6 種オープンコンピュータ通信網サービスに係る通信は、契約者回線等との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点又は N S P I X P 等との接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

2 削除

3 第 6 種オープンコンピュータ通信網サービスに係る区別ごとに提供するアクセス回線による区別は、次表のとおりとします。

区 別	提供するアクセス回線による区別
カテゴリー 1	タイプ 2 からタイプ 6
カテゴリー 2	タイプ 2 からタイプ 4
カテゴリー 3	タイプ 2 からタイプ 7
カテゴリー 5	タイプ 3 及びタイプ 4
カテゴリー 6	タイプ 3 及びタイプ 4

カテゴリー7	タイプ4
カテゴリー8	タイプ4
カテゴリー9	タイプ4

4 タイプ2からタイプ7までに係る通信（IPoE方式による通信を除きます。）は、契約者識別符号及び暗証符号を送信することにより行うことができます。

5 カテゴリー1のタイプ2からタイプ4まで又はカテゴリー5については、利用回線、DSL回線又は光アクセス回線を使用する場合に限りその契約に係る特定のIPアドレスを使用して通信を行うことができます。

6 第6種契約者は、アクセス回線による区別の変更について、タイプ2、タイプ3又はタイプ4のうち、いずれか1のタイプから他のタイプへの変更に限り、請求することができます。

(イ) アクセス回線の細目等による区別

A タイプ3に係るもの

区 別	内 容
コース1	コース1の2以外のもの
コース1の2	当社が別に定めるDSL回線を利用するもの (注)本欄に規定する当社が別に定めるDSL回線は、東日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に規定するメニュー4のタイプ2のプラン2のものとしします。

備考

1 タイプ3のDSL回線の符号伝送速度の上限については、この表に定めるところによるほか、そのDSL回線に係る特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

2 カテゴリー5及びカテゴリー6については、当社はコースに規定するDSL回線（電話非重畳のものに限ります。）を特定加入者回線として提供します。

B タイプ4に係るもの

区 別	内 容
コースF	別記14のEK040、EK050、EK100、EK110、WK020、WK030、WK040又はWK070に係る光アクセス回線を利用するもの
コースM	別記14のEM010、EM020、EM040、WM020、WM030、WM040又はWM050に係る光アクセス回線を利用するもの
コースB	別記14のEK090又はWK060に係る光アクセス回線を利用するもの

コース P 1	別記14のEK070に係る光アクセス回線を利用するもの
コース P 10	別記14のEK080に係る光アクセス回線を利用するもの
コース G F	別記14のEK060又はEM030に係る光アクセス回線を利用するもの
コース U	別記14のEK040、EK050、EK060、EK070、EK080、EK090、EM010、EM020、EM030、WK020、WK040、WK060、WK070、WM020、WM040又はWM050に係る光アクセス回線を利用するもの

備考

- 1 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る
 区別ごとに提供するアクセス回線の細目等による区別
 は、次表のとおりとします。

区 別	提供するアクセス回線の細目等による区別
カテゴリー 1	コース F からコース G F
カテゴリー 2	コース F、コース M 及びコース G F
カテゴリー 3	コース F、コース M、コース P 1 及びコース G F
カテゴリー 5	コース F（別記14のEK100、EK110及びWK030に係るものを除きます。）、コース M（別記14のEM040及びWM030に係るものを除きます。）、コース B、コース P 1、コース P 10 及びコース G F（別記14のEM030に係るものを除きます。）
カテゴリー 6	コース F（別記14のEK100、EK110及びWK030に係るものを除きます。）、コース M（別記14のEM040及びWM030に係るものを除きます。）、コース P 1 及びコース G F（別記14のEM030に係るものを除きます。）
カテゴリー 7	コース F（別記14のEK100、EK110及びWK030に係るものを除きます。）、コース M（別記14のEM040及びWM030に係るものを除きます。）及びコース G F
カテゴリー 8	コース U
カテゴリー 9	コース F（別記14のEK100、EK110及びWK030に係るものを除きます。）、コース M（別記14のEM040及びWM030に係るものを除きます。）及びコース G F

2 カテゴリー5からカテゴリー7又はカテゴリー9については、当社はコースに規定する光アクセス回線を特定加入者回線として提供します。

3 カテゴリー5又はカテゴリー6のコースMに係る光アクセス回線には、次のとおり契約者グループの態様による区別があります。

区 別	内 容
クラス1	共通編別記2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-2に係るプラン1のもの
クラス2	共通編別記2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-2に係るプラン2のもの
備考	その契約者グループに属する特定加入者回線が1となった場合であって、そのことを当社が第6種契約者に通知した日の翌日から起算して3か月経過したときの利用料金は、当社がその通知に定める加算額を適用します。

4 カテゴリー5及びカテゴリー6のコースF、コースM又はコースBには、次のとおり区別があります。

区 別	内 容
メニューB	メニューN以外のもの
メニューN	別記14のEK040、EK050、EK060、EK070、EK080、EK090、EM010、EM020、EM030、WK020、WK040、WK060、WK070、WM020、WM040又はWM050に係る光アクセス回線を利用するもの（ただし、東日本電信電話株式会社に係るものであって、同社が同社の契約約款及び料金表の規定によりI型からII型への細目の変更（契約者からの請求によるものを除きます。）を行ったものについては、メニューBとします。）

5 カテゴリー5又はカテゴリー6のコースGFには、次のとおり区別があります。

区 別	内 容
コースGF S	光アクセス回線の終端に無線LAN対応の機器を設置するもの
コースGF L	光アクセス回線の終端に無線LAN対応の機器を設置しないもの

6 当社は、カテゴリ8又はカテゴリ9の提供にあたり、回線制御装置（I P o Eルーター型に限ります。）を設置します。

ただし、第6種契約者（カテゴリ8又はカテゴリ9に係る者（I Pアドレスによる区別が動的(ex)タイプに係る者を除きます。）に限ります。）は、当社の回線制御装置に代わるものとして当社が認めた自営端末設備に限り、その自営端末設備を設置することができます。

C 削除

D タイプ6に係るもの

区 別	内 容
標準コース	テレワーク・スタートパックコース以外のもの
ゼロコース	契約者カードの貸与のみをサービスの提供内容とし、通信を行うことができないもの
スタンバイコース	接続確認及び疎通確認程度の通信を行うことができるもの
1 GBコース	1の料金月における基本容量（モバイルアクセスに係る通信量の上限をいいます。以下同じとします。）を1,073,741,824バイトとするもの
3 GBコース	1の料金月における基本容量を3,221,225,472バイトとするもの
7 GBコース	1の料金月における基本容量を7,516,192,768バイトとするもの
200kbps コース	モバイルアクセスに係る通信速度の上限を最大200kbit/sまでとし、1の料金月における基本容量を536,870,912バイトとするもの
30MBプラスコース	1の料金月におけるモバイルアクセスに係る無料通信量を31,457,280バイトとし、これを超過した場合に、加算額が発生するもの
テレワーク・スタートパックコース	Webフィルタリング機能を基本機能として提供するものであって、外為法に定める居住者が別記10の2の2に定めるモバイルノートパソコン等の購入申込みと同時に申し込む場合に限り契約申込みを行うことができるもの
テレワーク・スタートパック1GBクラム	<ul style="list-style-type: none"> ・1の料金月における基本容量を1,073,741,824バイトとするもの ・1年間の最低利用期間を設定するもの

シェルコース	<ul style="list-style-type: none"> ・モバイルノートパソコン（クラムシェルタイプ）を購入可能なもの
テレワーク・スタートパック1GB2in1コース	<ul style="list-style-type: none"> ・1の料金月における基本容量を1,073,741,824バイトとするもの ・1年間の最低利用期間を設定するもの ・モバイルノートパソコン（2in1タイプ）を購入可能なもの
テレワーク・スタートパック3GBクラムシェルコース	<ul style="list-style-type: none"> ・1の料金月における基本容量を3,221,225,472バイトとするもの ・1年間の最低利用期間を設定するもの ・モバイルノートパソコン（クラムシェルタイプ）を購入可能なもの
テレワーク・スタートパック3GB2in1コース	<ul style="list-style-type: none"> ・1の料金月における基本容量を3,221,225,472バイトとするもの ・1年間の最低利用期間を設定するもの ・モバイルノートパソコン（2in1タイプ）を購入可能なもの
テレワーク・スタートパック7GBクラムシェルコース	<ul style="list-style-type: none"> ・1の料金月における基本容量を7,516,192,768バイトとするもの ・1年間の最低利用期間を設定するもの ・モバイルノートパソコン（クラムシェルタイプ）を購入可能なもの
テレワーク・スタートパック7GB2in1コース	<ul style="list-style-type: none"> ・1の料金月における基本容量を7,516,192,768バイトとするもの ・1年間の最低利用期間を設定するもの ・モバイルノートパソコン（2in1タイプ）を購入可能なもの
テレワーク・スタートパック10GBクラムシェルコース	<ul style="list-style-type: none"> ・1の料金月における基本容量を10,737,418,240バイトとするもの ・1年間の最低利用期間を設定するもの ・モバイルノートパソコン（クラムシェルタイプ）を購入可能なもの
テレワーク・スタートパック10GB2in1コース	<ul style="list-style-type: none"> ・1の料金月における基本容量を10,737,418,240バイトとするもの ・1年間の最低利用期間を設定するもの ・モバイルノートパソコン（2in1タイプ）を購入可能なもの
テレワーク・スタートパック20GBクラムシェルコース	<ul style="list-style-type: none"> ・1の料金月における基本容量を21,474,836,480バイトとするもの ・1年間の最低利用期間を設定するもの ・モバイルノートパソコン（クラムシェルタイプ）を購入可能なもの
テレワーク・スタートパック20GB2in1コース	<ul style="list-style-type: none"> ・1の料金月における基本容量を21,474,836,480バイトとするもの ・1年間の最低利用期間を設定するもの ・モバイルノートパソコン（2in1タイプ）を購入可能なもの

	ブ) を購入可能なもの
テレワーク・スタートパック30GBクラウドコース	<ul style="list-style-type: none"> ・1の料金月における基本容量を32,212,254,720バイトとするもの ・1年間の最低利用期間を設定するもの ・モバイルノートパソコン(クラウドタイプ)を購入可能なもの
テレワーク・スタートパック30GB2in1コース	<ul style="list-style-type: none"> ・1の料金月における基本容量を32,212,254,720バイトとするもの ・1年間の最低利用期間を設定するもの ・モバイルノートパソコン(2in1タイプ)を購入可能なもの
テレワーク・スタートパック50GBクラウドコース	<ul style="list-style-type: none"> ・1の料金月における基本容量を53,687,091,200バイトとするもの ・1年間の最低利用期間を設定するもの ・モバイルノートパソコン(クラウドタイプ)を購入可能なもの
テレワーク・スタートパック50GB2in1コース	<ul style="list-style-type: none"> ・1の料金月における基本容量を53,687,091,200バイトとするもの ・1年間の最低利用期間を設定するもの ・モバイルノートパソコン(2in1タイプ)を購入可能なもの

備考

- 1 当社は、第6種契約者が合算請求(同一名義の第6種契約者に係る第6種オープンコンピュータ通信網サービスの料金を合算して請求することをいいます。以下同じとします。)を利用している場合であって、第6種契約者から申出があったときは、基本容量シェアグループ(同一の合算請求に属する第6種契約であって、第6種契約者の指定する第6種契約から構成されるグループをいいます。以下同じとします。)を設定します。この場合、基本容量シェアグループの設定条件は、次のとおりとします。
 - (1) 標準コースとテレワーク・スタートパックコースが混在した基本容量シェアグループを設定することはできません。
 - (2) 標準コースにおいては、1GBコース、3GBコース又は7GBコースに限り、基本容量シェアグループを設定することができます。
 - (3) 基本容量シェアグループを構成する第6種契約の数は、30,000を上限とします。
- 2 当社は、第6種契約者から基本容量シェアグループの設定若しくは廃止又は基本容量シェアグループを構成する第6種契約の追加若しくは除外の申出(いずれも当社が指定する方法によるものとします。)があったときは、その設定等の承諾日を含む料金月の翌料金月から適用します。
- 3 当社は、基本容量シェアグループを構成する第6種契約の解除があったときは、その翌日にその第6種契

約を基本容量シェアグループから除外し、同時にその第6種契約の基本容量を当該解除がなされた月の備考4(2)又は(3)に定める基本容量の合計から除外するものとします。

またこの場合において、当該解除がなされた第6種契約のその月の通信量は、当該解除がなされた月のその基本容量シェアグループでの通信量の合計に含まれるものとします。

4 当社は、第6種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ6(30MBプラスコースを除きます。)について、次の場合には、その料金月における第6種オープンコンピュータ通信網サービスの利用を制限します。

(1) (2)又は(3)以外のもの

1の料金月の通信量の合計がその区別に係る基本容量(スタンバイコースについては当社が指定する通信量とします。)を超えた場合

(2) 基本容量シェアグループに属するものであって、(3)以外のもの

基本容量シェアグループに属する第6種契約の1の料金月における通信量及びその区別に係る基本容量をそれぞれ合計し、その通信量の合計が基本容量の合計を超えた場合

(3) 基本容量シェアグループに属するものであって、1の基本容量シェアグループに係る基本容量の合計が100テラバイトを超えるもの

基本容量シェアグループに属する第6種契約の1の料金月における通信量の合計が100テラバイトを超えた場合

(この場合、1テラバイトは2の40乗バイトとします。)

5 ゼロコース及びスタンバイコースは、カテゴリ3のタイプ6であって、16に規定する共通認証プランに限り提供します。

6 当社は、ゼロコースの提供開始日を含む料金月を1料金月目として3料金月目の末日までをゼロコースの最長提供期間とします。

7 当社は、6に規定するゼロコースの最長提供期間内に、第6種契約者からアクセス回線の細目等による区別の変更の請求がなかったときは、ゼロコースからスタンバイコースへのアクセス回線の細目等による区別の変更を行います。この場合、スタンバイコースの提供開始日は、ゼロコースの最長提供期間が満了する料金月の翌料金月の初日とします。

8 ゼロコースに係る第6種契約の申込みを行う者は、6及び7に規定するゼロコースの最長提供期間及び最長提供期間満了後のスタンバイコースへの自動移行について、あらかじめ同意していただきます。

9 スタンバイコースに係る第6種契約は、申込みを行うことができません。

10 テレワーク・スタートバックコースは、カテゴリ

3のタイプ6であって、16に規定する共通認証プランであり、17に規定するSMS有プランであるものだけに限り提供します。

11 第6種契約者は、アクセス回線の細目等による区別の変更を請求しようとするときは、次に掲げる条件により行っていただきます。

(1) 標準コースとテレワーク・スタートバックコースとの間の相互の変更を請求することはできません。

(2) ゼロコース以外のアクセス回線の細目等による区別からゼロコースへの変更を請求することはできません。

(3) スタンバイコース以外のアクセス回線の細目等による区別からスタンバイコースへの変更を請求することはできません。

(4) 200kbpsコースと1GBコース、3GBコース、7GBコース又は30MBプラスコースとの間の相互の変更を請求することはできません。

(5) テレワーク・スタートバックコースにおいては、クラウドコースと2in1コースの相互の変更を請求することはできません。

12 11に規定するほか、第6種契約者は、カテゴリ3のタイプ6（ゼロコース及びスタンバイコースを除くものであって、16に規定する共通認証プランに限ります。）について、当社が指定する方法によりアクセス回線の細目等による区別の変更の請求を行う場合は、提供開始日（アクセス回線の細目等による区別の変更があった場合の、変更後の区別の提供開始日を含みます。）を含む料金を1料金月目として3料金月目の当社が指定する日以後に限り、当該変更の請求を行うことができます。

13 当社は、アクセス回線の細目等による区別の変更（ゼロコースから1GBコース、3GBコース、7GBコース、200kbpsコース又は30MBプラスコースへの変更を除きます。）の請求があったときは、その変更の承諾日を含む料金の翌料金月から適用します。

14 第6種契約者（ゼロコース又はスタンバイコースに係る者に限ります。）は、第6種契約を解除しようとするときは、あらかじめその第6種契約についてアクセス回線の細目等による区別の変更を行い、変更後の区別において、第6種契約の解除を通知していただきます。

15 タイプ6には、次表のとおり通信方式による区別があります。

区 別	内 容
L T Eプラン	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの卸携帯電話サービス契約約款に規定する卸X iサービスを利用して提供するもの

16 カテゴリ3のタイプ6には、次表のとおり認証方

式による区別があります。

区 別	内 容
個別認証プラン	共通認証プラン以外のもの
共通認証プラン	1 の契約者識別符号及び暗証符号で複数のモバイルアクセス回線番号の通信を可能とするもの
備考 第6種契約者は、個別認証プランと共通認証プランの相互の変更を請求することができません。	

17 タイプ6には、次表のとおり付加機能の有無による区別があります。

区 別	内 容
SMS無プラン	SMS有プラン以外のもの
SMS有プラン	付加機能（簡易メール（SMS）機能とします。）が利用可能なもの
備考 第6種契約者は、SMS無プランとSMS有プランの相互の変更を請求することができません。	

18 第6種契約者は、契約事業者とエリアメールの送信に関する契約を締結した者から送信された災害等の情報を、契約事業者が定める方法により、制御信号を利用して受信することができます。

19 前項に規定する災害等の情報は、共通編第24条（利用停止）及び第86条の2（利用停止）の規定にかかわらず、利用停止されている場合であっても受信することができます。

20 カテゴリー1のタイプ6は、その第6種契約に係るIPアドレスが、1個のものに限ります。

21 テレワーク・スタートパックコースのWebフィルタリング機能については、次のとおりとします。

(1) Webフィルタリング機能とは、Webフィルタリング（所定のフィルタリングポリシーに基づいた特定のWebサイトへのアクセス制限等を行うことをいいます。以下同じとします。）等を可能とする機能をいいます。以下同じとします。

(2) Webフィルタリング機能は、当社がNTTセキュリティ・ジャパン株式会社からソフトウェアの使用許諾を受けて提供します。

(3) Webフィルタリング機能のフィルタリングポリシーは、当社が定めます。

(4) 当社は、Webフィルタリング機能に係る通信の品質を保証しません。

(5) 当社は、Webフィルタリング機能のソフトウェア等の不具合等により、通信の切断等が発生した場合の損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

(6) 当社は、Webフィルタリング等の完全性を保証するものではなく、Webフィルタリング等ができ

なかったことによって発生した損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

(7) 当社は、共通編第23条（利用中止）第1項に掲げる場合に加え、NTTセキュリティ・ジャパン株式会社の都合、事業休止、その他の一切の理由により、第6種契約者がWebフィルタリング機能を利用できなくなった場合には、Webフィルタリング機能の提供を中止又は廃止することがあります。

(8) 当社は、Webフィルタリングを実施し、Webフィルタリングの作動に関する第6種契約者からの問合せへの対応等を行うため、第6種契約者の通信に係るIPアドレス及びポート番号等並びにアプリケーション層のデータ等を取得するものとし、第6種契約者は、それらについて、あらかじめ包括的に同意するものとします。

E タイプ7に係るもの

区 別	内 容
標準プラン	テレワークプラン以外のもの
ゼロコース	契約者カードの貸与のみをサービスの提供内容とし、通信を行うことができないもの
スタンバイコース	接続確認及び疎通確認程度の通信を行うことができるもの
10MBコース	1の料金月における基本容量を10,485,760バイトとするもの
30MBコース	1の料金月における基本容量を31,457,280バイトとするもの
50MBコース	1の料金月における基本容量を52,428,800バイトとするもの
100MBコース	1の料金月における基本容量を104,857,600バイトとするもの
500MBコース	1の料金月における基本容量を536,870,912バイトとするもの
1GBコース	1の料金月における基本容量を1,073,741,824バイトとするもの
3GBコース	1の料金月における基本容量を3,221,225,472バイトとするもの
7GBコース	1の料金月における基本容量を7,516,192,768バイトとするもの
10GBコース	1の料金月における基本容量を10,737,418,240バイトとするもの
15GBコース	1の料金月における基本容量を

	16, 106, 127, 360バイトとするもの
20GBコース	1の料金月における基本容量を21, 474, 836, 480バイトとするもの
30GBコース	1の料金月における基本容量を32, 212, 254, 720バイトとするもの
50GBコース	1の料金月における基本容量を53, 687, 091, 200バイトとするもの
テレワークプラン	オンライン会議系アプリケーション等優先機能を基本機能として提供するもの
7GBコース	1の料金月における基本容量を7, 516, 192, 768バイトとするもの
10GBコース	1の料金月における基本容量を10, 737, 418, 240バイトとするもの
15GBコース	1の料金月における基本容量を16, 106, 127, 360バイトとするもの
20GBコース	1の料金月における基本容量を21, 474, 836, 480バイトとするもの
30GBコース	1の料金月における基本容量を32, 212, 254, 720バイトとするもの
50GBコース	1の料金月における基本容量を53, 687, 091, 200バイトとするもの
備考	
<p>1 当社は、タイプ7に係る契約者カードの種別について次のとおりとします。</p> <p>(ア) (イ)以外のもの</p> <p>(イ) インダストリアルタイプのもの</p> <p>2 当社は、タイプ7について、次に定めるところにより、ライフサイクル管理機能（第6種契約者がサスペンドをすることができる機能をいいます。以下同じとします。）を提供します。この場合、「サスペンド」とは、その第6種契約の通信を一時的に利用不可とすることであって、その期間中、その第6種契約に対応する定額利用料とは異なる定額利用料が適用されることをいいます。以下同じとします。</p> <p>(ア) 当社は、サスペンドを開始した日を含む料金月を1料金月目として6料金月目の末日までをサスペンドの最長適用期間とします。</p> <p>(イ) 当社は、(ア)に規定するサスペンドの最長適用期間内に、第6種契約者がサスペンドを解除しなかったときは、サスペンドの最長適用期間が満了する料金月の最終日をもってそのサスペンドを解除します。</p> <p>(ウ) タイプ7に係る第6種契約の申込みを行う者は、(ア)及び(イ)に規定するサスペンドの最長適用</p>	

- 期間及び最長適用期間満了時のサスペンドの自動解除について、あらかじめ同意していただきます。
- (エ) サスペンドの開始に係る条件は、次のとおりとします。
- A その開始日の翌日から、その第6種契約の基本容量を削除します。
 - B その開始日の翌日から、サスペンドに係る定額利用料を適用します。
- (オ) サスペンドの解除に係る条件は、次のとおりとします。
- A その解除日の当日から、その第6種契約にその第6種契約のサスペンドの状態となる前の基本容量を再適用します。
 - B その解除日の当日から、その第6種契約にその第6種契約のサスペンドの状態となる前の定額利用料を再適用します。
- (カ) 当社は、第6種契約者が1日にサスペンド開始又は解除を複数回実施したときは、当該日の最後に実施したものをその日のサスペンドの状態として、その状態に応じて(エ)又は(オ)の規定を適用します。
- 3 当社は、タイプ7について、通信中断機能（その第6種契約の通信を一時的に利用不可とすることであって、その期間中、その第6種契約に対応する定額利用料が適用されることをいいます。以下同じとします。）を提供します。
- 4 当社は、第6種契約者が合算請求（同一名義の第6種契約者に係る第6種オープンコンピュータ通信網サービスの料金を合算して請求することをいいます。以下同じとします。）を利用している場合であって、第6種契約者から申出があったときは、基本容量シェアグループ（同一の合算請求に属する第6種契約であって、第6種契約者の指定する第6種契約から構成されるグループをいいます。以下同じとします。）を設定します。この場合、基本容量シェアグループの設定条件は、次のとおりとします。
- (1) ゼロコース及びスタンバイコースは基本容量シェアグループを設定できません。
 - (2) 基本容量シェアグループを構成する第6種契約の数は、30,000を上限とします。
- 5 当社は、第6種契約者から基本容量シェアグループの設定若しくは廃止又は基本容量シェアグループを構成する第6種契約の追加若しくは除外の申出（いずれも当社が指定する方法によるものとします。）があったときは、その設定等の承諾日を含む料金月の翌料金月から適用します。
- 6 当社は、基本容量シェアグループを構成する第6種契約の解除があったときは、その翌日にその第6種契約を基本容量シェアグループから除外し、同時にその第6種契約の基本容量を当該解除がなされた月の備考

9 (2)又は(3)に定める基本容量の合計から除外するものとします。

またこの場合において、当該解除がなされた第6種契約のその月の通信量は、当該解除がなされた月のその基本容量シェアグループでの通信量の合計に含まれるものとします。

7 当社は、基本容量シェアグループを構成する第6種契約にサスペンドがあったときは、その翌日にその第6種契約の基本容量を当該サスペンドがなされた月の備考9(2)又は(3)に定める基本容量の合計から除外するものとします。

またこの場合において、当該サスペンドがなされた第6種契約のその月の通信量は、当該サスペンドがなされた月のその基本容量シェアグループでの通信量の合計に含まれるものとします。

8 当社は、基本容量シェアグループを構成する第6種契約においてサスペンドの解除があったときは、その翌日にその第6種契約の基本容量を当該サスペンドの解除がなされた月の備考9(2)又は(3)に定める基本容量の合計に追加するものとします。

またこの場合において、当該解除がなされた第6種契約のその月の通信量は、当該解除がなされた月のその基本容量シェアグループでの通信量の合計に含まれるものとします。

9 当社は、第6種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ7について、次の場合には、その料金月における第6種オープンコンピュータ通信網サービスの利用を制限します。

(1) (2)又は(3)以外のもの

1の料金月の通信量の合計がその区別に係る基本容量(スタンバイコースについては当社が指定する通信量とします。)を超えた場合

(2) 基本容量シェアグループに属するものであって、(3)以外のもの

基本容量シェアグループに属する第6種契約の1の料金月における通信量及びその区別に係る基本容量をそれぞれ合計し、その通信量の合計が基本容量の合計を超えた場合

(3) 基本容量シェアグループに属するものであって、1の基本容量シェアグループに係る基本容量の合計が100テラバイトを超えるもの

基本容量シェアグループに属する第6種契約の1の料金月における通信量の合計が100テラバイトを超えた場合

(この場合、1テラバイトは2の40乗バイトとします。)

10 当社は、ゼロコースの提供開始日を含む料金月を1料金月目として12料金月目の末日までをゼロコースの最長提供期間とします。

11 当社は、10に規定するゼロコースの最長提供期間内

に、第6種契約者からアクセス回線の細目等による区別の変更の請求がなかったときは、ゼロコースからスタンバイコースへのアクセス回線の細目等による区別の変更を行います。この場合、スタンバイコースの提供開始日は、ゼロコースの最長提供期間が満了する料金月の翌料金月の初日とします。

- 12 ゼロコースに係る第6種契約の申込みを行う者は、10及び11に規定するゼロコースの最長提供期間及び最長提供期間満了後のスタンバイコースへの自動移行について、あらかじめ同意していただきます。
- 13 スタンバイコースに係る第6種契約は、申込みを行うことができません。
- 14 第6種契約者は、アクセス回線の細目等による区別の変更を請求しようとするときは、次に掲げる条件により行っていただきます。
- (1) ゼロコース以外のアクセス回線の細目等による区別からゼロコースへの変更を請求することはできません。
- (2) スタンバイコース以外のアクセス回線の細目等による区別からスタンバイコースへの変更を請求することはできません。
- 15 14に規定するほか、第6種契約者は、カテゴリ3のタイプ7（ゼロコース及びスタンバイコースを除きます。）について、当社が指定する方法によりアクセス回線の細目等による区別の変更の請求を行う場合は、提供開始日（アクセス回線の細目等による区別の変更があった場合の、変更後の区別の提供開始日を含みます。）を含む料金月を1料金月目として3料金月目の当社が指定する日以後に限り、当該変更の請求を行うことができます。
- 16 当社は、アクセス回線の細目等による区別の変更（ゼロコースからゼロコース以外のアクセス回線の細目等による区別（スタンバイコースを除きます。）への変更を除きます。）の請求があったときは、その変更の承諾日を含む料金月の翌料金月から適用します。
- 17 第6種契約者（ゼロコース又はスタンバイコースに係る者に限ります。）は、第6種契約を解除しようとするときは、あらかじめその第6種契約についてアクセス回線の細目等による区別の変更を行い、変更後の区別において、第6種契約の解除を通知していただきます。
- 18 タイプ7には、次表のとおり通信方式による区別があります。

区 別	内 容
L T E プラン	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの卸携帯電話サービス契約約款に規定する卸 X i サービスを利用して提供するもの

19 第6種契約者は、契約事業者とエリアメールの送信に関する契約を締結した者から送信された災害等の情報を、契約事業者が定める方法により、制御信号を利用して受信することができます。

20 前項に規定する災害等の情報は、共通編第24条（利用停止）及び第86条の2（利用停止）の規定にかかわらず、利用停止されている場合であっても受信することができます。

21 当社は、第6種契約者（タイプ7に係る者に限りません。以下本項において同じとします。）からの契約者カードに係る故障等の申告により、その契約者カードに故障が発生したと判断したときは、その第6種契約者の同意をもって、その契約者カードに係る第6種契約を解除することがあります。

22 テレワークプランのオンライン会議系アプリケーション等優先機能については、次のとおりとします。

(1) 「オンライン会議系アプリケーション等優先機能」とは、当社が別に定めるアプリケーションに係る通信について、当該通信を優先して処理を行う等の制御をする機能をいいます。

ただし、そのアプリケーションの円滑な利用を保証するものではありません。

(2) 第6種契約の申込みをする者及び第6種契約者（いずれもタイプ7のテレワークプランに係る者に限りません。）は、「オンライン会議系アプリケーション等優先機能」を提供する目的に限り、当社が第6種契約者の通信に係るIPアドレス、ポート番号等及びアプリケーション層のデータ等を取得することによって(1)に定める当社が別に定めるアプリケーションに係る通信を検知し、当該通信を優先して処理を行う等の制御をすることについて、あらかじめ包括的に同意していただきます。

(ウ) IPアドレスによる区別

A カテゴリー7のもの

区 別	内 容
固定タイプ	特定のIPアドレスを使用するもの
動的タイプ	不特定のIPアドレスを使用するものであって、動的ライトタイプ以外のもの
動的ライトタイプ	不特定のIPアドレスを使用するものであって、特定ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができないもの

B カテゴリー8又はカテゴリー9のもの

区 別	内 容
固定タイプ	特定のIPアドレスを使用するもの

動的(ex)タイプ	不特定の I P アドレスを使用するものであって、動的タイプ以外のもの
動的タイプ	不特定の I P アドレスを使用するもの

(エ) I P アドレス数による区別
IPv4に係る I P アドレス

区 別	内 容
プラン 1	その第 6 種契約に係る I P アドレスの数が、1 個のもの
プラン 2	その第 6 種契約に係る I P アドレスの数が、8 個のもの
プラン 3	その第 6 種契約に係る I P アドレスの数が、16 個のもの
プラン 4	その第 6 種契約に係る I P アドレスの数が、32 個のもの
プラン 5	その第 6 種契約に係る I P アドレスの数が、64 個のもの

備考 I P アドレス数による区別は、カテゴリー 1、カテゴリー 5 又はカテゴリー 7 からカテゴリー 9 (カテゴリー 7 からカテゴリー 9 は I P アドレスによる区別が固定タイプのものに限ります。) であって、アクセス回線による区別がタイプ 2 からタイプ 4 のもの限り適用します。この場合、アクセス回線による区別及びアクセス回線の細目等による区別ごとに提供するプランは、次表のとおりとします。

区 別		提供するプラン
タイプ 2		プラン 1 及びプラン 2
タイプ 3	コース 1	プラン 1 からプラン 3
	コース 1 の 2	プラン 1 からプラン 3
タイプ 4	コース F	プラン 1 からプラン 3
	コース M	プラン 1 及びプラン 2
	コース B	プラン 1 からプラン 5
	コース P 1	プラン 1 からプラン 3
	コース P 10	プラン 1 からプラン 5
	コース G F	プラン 1 からプラン 3
	コース U	プラン 1 からプラン 3

(オ) 通信プロトコルによる区別

区 別	内 容
-----	-----

IPv4タイプ	その第6種契約に係る通信のプロトコルにIPv4を利用するもの
IPv6 (PPPoE)タイプ	その第6種契約に係る通信のプロトコルにIPv6及びIPv4を同時に利用することができるものであって、IPv6については、IPv6 (PPPoE) 方式による通信のみを行うことができるもの
IPv6 (IPoE)タイプ	その第6種契約に係る通信のプロトコルにIPv6及びIPv4を同時に利用することができるものであって、IPv6については、IPv6 (IPoE) 方式による通信及びIPv6 (PPPoE) 方式による通信を同時に行うことができるもの
v4 over v6 (IPoE) タイプ	その第6種契約に係る通信のプロトコルにIPv6及びIPv4を同時に利用することができるものであって、それぞれ次の方式による通信を行うことができるもの ア IPv6についてはIPv6 (IPoE) 方式による通信のみを行うことができるもの イ IPv4についてはv4 over v6 (IPoE) 方式による通信のみを行うことができるもの

備考

- 1 IPv4タイプは、IPv6 (PPPoE) タイプ、IPv6 (IPoE) タイプ又はv4 over v6 (IPoE) タイプを提供する第6種オープンコンピュータ通信網サービス以外の第6種オープンコンピュータ通信網サービスに提供します。
- 2 IPv6 (PPPoE) タイプは、次に掲げる第6種オープンコンピュータ通信網サービスに限り提供します。
 - (1) カテゴリー1からカテゴリー6までのものであって、タイプ4のもの（光アクセス回線において、IPv6 (PPPoE) 方式による通信を行うことができるものに限ります。）
 - (2) カテゴリー7のタイプ4のものであって、この備考の3の規定に該当しないもの（現にIPv6 (IPoE) タイプを利用する第6種契約者から、IPv6 (IPoE) タイプの利用を廃止する旨の意思表示があった場合を含みます。）
- 3 IPv6 (IPoE) タイプは、次に掲げる全ての条件を満たす第6種オープンコンピュータ通信網サービスに限り提供します。
 - (1) カテゴリー7のタイプ4であって、IPアドレスによる区別が動的タイプ又は動的ライトタイプのもの（いずれも光アクセス回線において、IPv6 (IPoE) 方式による通信及びIPv6 (PPPoE) 方式による通信を行うことができるものに限ります。）

(2) 第6種契約の申込みを行う者又は第6種契約者から、IPv6 (IPoE) タイプを利用する旨の意思表示があったもの

4 v4 over v6 (IPoE) タイプは、カテゴリ8及びカテゴリ9の第6種オープンコンピュータ通信網サービスに限り提供します。

5 削除

(カ) 帯域に係る区別

区 別	内 容
標準プラン	ワイドプラン以外のもの
ワイドプラン	企画型ふくそう抑制機能を有するもの

備考

- 1 帯域に係る区別は、カテゴリ8又はカテゴリ9に限り適用します。
- 2 「企画型ふくそう抑制機能」とは、帯域を継続的かつ大量に占有する、又はそのおそれのある当社所定の通信について、当社が当該通信を他の通信と区別する等の制御をすることにより、当該通信がそれ以外の通信に与える影響を緩和し、もって、第6種オープンコンピュータ通信網サービスを円滑に利用することができる機能をいいます。
ただし、ふくそうが起こらないことを保証するものではありません。
- 3 第6種契約の申込みをする者及び第6種契約者（いずれもワイドプランに係る者に限ります。）は、「企画型ふくそう抑制機能」を提供する目的に限り、当社が契約者の通信に係るIPアドレス、ポート番号等及びアプリケーション層のデータ等を機械的および自動的に取得することによって備考2に定める当社所定の通信を検知し、当該通信に割り当てる帯域を制御等することについて、あらかじめ包括的に同意していただきます。

イ 保守の態様による細目

区 別	内 容
保守メニュー 1	午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、その第6種契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前9時から午後5時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとし、）においてその修理又は復旧を行うもの
保守メニュー 2	保守メニュー1以外のもの

備考

- 1 保守の態様による細目は、カテゴリ5、カテゴリ6、カテゴリ7又はカテゴリ9の特定加入者回

線に限り適用します。

2 タイプ3のコース1の2のもの並びにタイプ4のコースP1及びコースP10のものは、保守メニュー2に限り提供します。

3 第6種契約者は、その第6種契約について、同一月において複数回の保守の態様による細目の変更（その細目の変更と同時に品目の変更を行う場合を除きます。）の請求を行うことはできません。

ウ 品目

(ア) タイプ2のもの

品目	内 容
64Kb/s	最大64kbit/sまでの符号伝送が可能なもの

(イ) タイプ3のもの

A コース1のもの

品目	内 容
1 Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大1 Mbit/sまで、他の伝送方向については最大512Kbit/sまでの符号伝送が可能なもの
1.5Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大1.536Mbit/sまで、他の伝送方向については最大512Kbit/sまでの符号伝送が可能なもの
8 Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大概ね8 Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
12Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大概ね12Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
24Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大概ね24Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
40Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大概ね40Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
47Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大概ね47Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね5 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの

備考

- 1 1 Mb/s品目のものは、カテゴリー1及びカテゴリー3に限り提供します。
- 2 24Mb/s品目のものは、光アクセス回線が共通編別記2に規定する特定協定事業者のうち、西日本電信電話株式会社に係るものに限り提供します。

B コース1の2のもの

品 目	内 容
40Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大概ね40Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
47Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大概ね47Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね5 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
備考 コース1の2に係る品目はカテゴリー5又はカテゴリー6に限り適用します。	

(ウ) タイプ4のもの

区 分	品 目	内 容
コースFのもの、コースMのもの、コースBのもの及びコースUのもの	100Mb/s	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
コースFのもの、コースMのもの及びコースUのもの	200Mb/s	最大200Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
コースFのもの、コースMのもの、コースBのもの、コースP1のもの、コースP10のもの、コースGFのもの及びコースUのもの	1 Gb/s	最大概ね1 Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
備考 コースMについては、特定協定事業者の契約約款及び料金表に別段の定めがある場合には、その定めるところにより符号伝送速度の最大が100Mbit/sとならない場合があります。		

(3) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用

- ア 第6種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ2、タイプ3若しくはタイプ4又はタイプ6のテレワーク・スタートバックコースに限り。）には、第6種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算した最低利用期間があります。
- イ 第6種契約者は、最低利用期間内に第6種契約の解除があった場合は、第90条（定額利用料等の支払義務）及び料金表

通則の規定にかかわらず、次に掲げる額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

(ア) タイプ2、タイプ3又はタイプ4の場合

残余の期間（第6種契約の解除のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。）に対応する定額利用料に相当する額

(イ) タイプ6のテレワーク・スタートパックコースの場合
1,000円

ウ 第6種契約者（タイプ2、タイプ3又はタイプ4に係る者に限ります。）は、最低利用期間内に第6種オープンコンピュータ通信網サービスの区別、品目又は通信又は保守の態様による細目の変更（以下この欄において「品目等の変更」といいます。）があった場合は、その品目等の変更について変更前の定額利用料の額から変更後の定額利用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間（変更のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。）を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

エ ウの場合に、品目等の変更と同時にその利用回線、DSL回線又は光アクセス回線に係る終端の場所において、第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係るDSL回線又は光アクセス回線の新設又は契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等のDSL回線又は光アクセス回線に係る第6種オープンコンピュータ通信網サービスの定額利用料を合算して行います。

(4) 継続利用に係る定額利用料の適用

ア 当社は、第6種契約者（カテゴリー7又はカテゴリー9（いずれもIPアドレスによる区別が固定タイプのものに限ります。）に係る者に限ります。）から、その第6種オープンコンピュータ通信網サービスについて、2年間の継続利用（以下この欄において「継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における定額利用料については、4-2-1（定額利用料）に規定する定額利用料の額から次表に規定する額を減額して適用します。

区分	減額する額
コースF	1,000円（1,100円）
コースM	650円（715円）
コースGF	別記14のEK060に係るものについてはコースFと同額を減額し、別記14のEM030に係るものについてはコースMと同額を減額します。

イ 継続利用に係る定額利用料については、継続利用の申出を当社が承諾した日（その第6種契約の申込みと同時に継続利用の申出があった場合は、その第6種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日）から適用します。

ウ 継続利用に係る定額利用料の適用の対象となる期間には、第6種オープンコンピュータ通信網サービスの利用停止があった期間を含むものとします。

エ 当社は、継続利用に係る第6種契約者から継続利用を廃止する申出があった場合又は継続利用に係る第6種契約の解除があった場合には、継続利用を廃止します。

オ 当社は、継続利用に係る第6種契約者から、継続利用満了月（継続利用に係る定額利用料の適用を開始した日を含む料金月の2年後における同一の料金月の前料金月をいいます。以下この(4)欄において同じとします。）の末日までに継続利用を廃止する申出がなかった場合は、継続利用満了月の翌料金月の初日から継続利用を更新して適用します。以降においても同様とします。

カ 継続利用に係る第6種契約者は、継続利用の廃止があった場合には、それぞれ次に掲げる額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

区分	支払いを要する額
コースF	10,000円
コースM	6,500円
コースGF	別記14のEK060に係るものについてはコースFと同額とし、別記14のEM030に係るものについてはコースMと同額とします。

キ カの規定にかかわらず、継続利用に係る第6種契約者は、無料解約期間（継続利用満了月からその翌々料金月までの3料金月の期間をいいます。）内に継続利用の廃止があった場合には、カに規定する額の支払いを要しません。

ク カの規定にかかわらず、この表の(3)欄に規定する最低利用期間内に第6種契約の解除又は品目の変更等があった場合には、カの規定により算出した額とこの表の(3)欄の規定により支払いを要する額とを比較し、高額となる方のみを適用します。

(5) 電子メールの利用の場合の定額利用料の加算額の適用

電子メールの利用の場合の定額利用料の加算額は、次のとおり適用します。

ア パターンA

1 契約につき利用することとなる1のメールアドレスを除く他のメールアドレスについて適用します。

イ パターンB

1 契約につき利用することとなる全てのメールアドレスについて適用します。

(6) 特定ダイヤルアップ回線の利用の場合の定額利用料の加算額の適用

特定ダイヤルアップ回線の利用の場合の定額利用料の加算額は、タイプ2からタイプ4に係る第6種契約者（カテゴリー2、カテゴリー8及びカテゴリー9に係る者を除きます。）が1の料金月において特定ダイヤルアップ回線（当社が別に定めるものに限ります。）から定額制アクセスポイント（アクセスポイントのうち1の料金月において少なくとも1の接続通信を行った場合に料金を適用するものをいいます。以下、同じとします。）に接続した場合に、4-2-3に規定する加算額を適用します。

	<p>(注) 本欄に規定する当社が別に定める特定ダイヤルアップ回線は、株式会社N T Tドコモの契約約款及び料金表に規定する次に掲げるものとします。</p> <p>(a) FOMAサービス (パケット通信モードのもの及びデータ専用プランの定額データプランのものに限ります。)</p> <p>(b) X i サービス</p>
(7) モバイルアクセスの利用の場合の定額利用料の加算額の適用	<p>ア 削除</p> <p>イ 当社は、第6種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ6 (30MBプラスコースに係るものに限ります。)について、モバイルアクセスの利用の場合の定額利用料の加算額を次のとおり適用します。</p> <p>(ア) 当社は、1の第6種契約ごとに、その1の料金月における通信量がこの表の(2)欄に規定する無料通信量を超える部分について、4-2-3に規定する加算額を適用します。</p> <p>ただし、第6種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始したとき又は第6種契約を解除したときは、その料金月において、その第6種契約に係る加算額を適用しません。</p> <p>(イ) (ア)の場合において、第6種契約者が合算請求を利用しているときは、1の合算請求における全ての第6種契約 (30MBプラスコースのものに限ります。)について、1の料金月における通信量及び無料通信量をそれぞれ合計し、その通信量の合計が無料通信量の合計を超える場合に限り、その超えた部分について加算額を適用します。この場合において、当社は、その料金月においてサービスの提供を開始した第6種契約又は解除した第6種契約を、それぞれの合計に含めないこととします。</p>
(8) ユニバーサルサービス料の適用	<p>4-2-6に規定するユニバーサルサービス料は、モバイルアクセス回線番号 (ゼロコースに係るもの又はそのモバイルアクセス回線番号がM2M等専用番号 (電気通信番号規則 (令和元年総務省令第四号) 別表第3号に規定する電気通信番号をいいます。)) に係るものを除きます。) 1番号ごとに適用します。</p>
(9) 電話リレーサービス料の適用	<p>4-2-7に規定する電話リレーサービス料は、モバイルアクセス回線番号 (ゼロコースに係るもの又はそのモバイルアクセス回線番号がM2M等専用番号 (電気通信番号規則 (令和元年総務省令第四号) 別表第3号に規定する電気通信番号をいいます。)) に係るものを除きます。) 1番号ごとに適用します。</p>
(10) 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の料金の取扱い	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合のモバイルアクセスの利用の場合の定額利用料の加算額 (以下この欄において「加算額等」といいます。) は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日 (初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日) の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の加算額等が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗</p>

	<p>じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の加算額等が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(注) 本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の加算額等が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の加算額等又は故障等の回復後の7日間における1日平均の加算額等のうち低いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>
<p>(11) 保守メニューに係る加算額の適用</p>	<p>特定加入者回線に係る保守メニュー2の利用の場合の定額利用料の加算額は、1の特定加入者回線(料金表第1表(料金)に定めるタイプ3のコース1の2に係るもの並びにタイプ4のコースP1及びコースP10に係るものを除きます。)ごとに適用します。</p>
<p>(12) 利用料金の適用除外</p>	<p>第6種オープンコンピュータ通信網サービス(カテゴリー5又はカテゴリー6のタイプ3(特定加入者回線に係るものに限り)に係るものに限り)の提供の開始、特定加入者回線の移転又は品目の変更により、リンク未確立状態(当社が別に定める事象であって、特定加入者回線の終端に接続される端末設備とその端末設備と対向して収容IP通信網サービス取扱所に設置される特定加入者回線に係る回線収容部との間における通信が全く利用できない状態をいいます。以下、同じとします。)となった場合(そのことを当社が確認できる場合に限り)であって、その第6種オープンコンピュータ通信網サービスの提供の開始、特定加入者回線の移転又は品目の変更の日の翌日から起算して20日以内に、第6種契約者からその旨の申出があり、その第6種契約の解除又は特定加入者回線の移転若しくは品目の変更の請求が行われた場合は、料金表第1表(料金)の規定にかかわらず、リンク未確立状態の期間に係る利用料金は適用しません。</p> <p>(注) 本欄に規定する当社が別に定める事象とは、共通編別記17の(3)のアに定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL方式に起因する事象に準ずるものとします。</p>

4-2 料金額

4-2-1 定額利用料

(1) カテゴリー1のもの

ア タイプ2のもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1のもの	4,800円 (5,280円)
プラン2のもの	6,800円 (7,480円)

イ タイプ3のもの

(ア) コース1のもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1のもの	6,800円 (7,480円)
プラン2のもの	11,800円 (12,980円)
プラン3のもの	23,100円 (25,410円)

(イ) コース1の2のもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1のもの	8,800円 (9,680円)
プラン2のもの	13,800円 (15,180円)
プラン3のもの	28,800円 (31,680円)

ウ タイプ4のもの

(ア) 削除

(イ) 削除

(ウ) コースFのもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1のもの	9,800円 (10,780円)
プラン2のもの	18,800円 (20,680円)
プラン3のもの	34,700円 (38,170円)

(エ) コースMのもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1のもの	6,800円 (7,480円)
プラン2のもの	15,800円 (17,380円)

(オ) コースBのもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1のもの	75,000円 (82,500円)
プラン2のもの	107,000円 (117,700円)
プラン3のもの	127,000円 (139,700円)
プラン4のもの	160,000円 (176,000円)
プラン5のもの	190,000円 (209,000円)

(カ) コースP1のもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1のもの	20,000円 (22,000円)
プラン2のもの	29,000円 (31,900円)
プラン3のもの	46,000円 (50,600円)

(キ) コースP10のもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1のもの	75,000円 (82,500円)
プラン2のもの	107,000円 (117,700円)
プラン3のもの	127,000円 (139,700円)
プラン4のもの	160,000円 (176,000円)
プラン5のもの	190,000円 (209,000円)

(ク) コースGFのもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1のもの	9,800円 (10,780円)
プラン2のもの	18,800円 (20,680円)
プラン3のもの	34,700円 (38,170円)

エ 削除

オ タイプ6のもの

1 契約ごとに月額

区 分			料 金 額
1GBコースのもの	L T Eプランのもの	S M S 無プランのもの	9,500円 (10,450円)

		SMS有プランのもの	9,600円 (10,560円)
3GBコースのもの	LTEプランのもの	SMS無プランのもの	11,000円 (12,100円)
		SMS有プランのもの	11,100円 (12,210円)
7GBコースのもの	LTEプランのもの	SMS無プランのもの	13,000円 (14,300円)
		SMS有プランのもの	13,100円 (14,410円)
200kbpsコースのもの	LTEプランのもの	SMS無プランのもの	8,300円 (9,130円)
		SMS有プランのもの	8,400円 (9,240円)
30MBプラスコースのもの	LTEプランのもの	SMS無プランのもの	8,000円 (8,800円)
		SMS有プランのもの	8,100円 (8,910円)

(2) カテゴリー2のもの

1 契約ごとに月額

区 分		料 金 額
タイプ2のもの		1,950円 (2,145円)
タイプ3のもの	コース1のもの	1,250円 (1,375円)
	コース1の2のもの	1,620円 (1,782円)
タイプ4のもの	コースFのもの	1,880円 (2,068円)
	コースMのもの	1,250円 (1,375円)
	コースGFのもの	1,880円 (2,068円)

(3) カテゴリー3のもの

ア タイプ2からタイプ4のもの

月額

区 分	単 位	料 金 額
タイプ2のもの	1の契約ごとに	2,050円 (2,255円)

タイプ3のもの	コース1のもの	1の契約ごとに	2,050円 (2,255円)
	コース1の2のもの		2,650円 (2,915円)
タイプ4のもの	コースFのもの	1の契約ごとに	3,130円 (3,443円)
	コースMのもの		2,980円 (3,278円)
	コースP1のもの		7,300円 (8,030円)
	コースGFのもの		3,130円 (3,443円)

イ タイプ6のもの
(ア) 標準コースのもの

1契約ごとに月額

区 分			料 金 額
ゼロコースのもの	共通認証プランのもの	SMS無プランのもの	—
		SMS有プランのもの	—
スタンバイコースのもの	共通認証プランのもの	SMS無プランのもの	150円 (165円)
		SMS有プランのもの	250円 (275円)
1GBコースのもの	個別認証プランのもの	SMS無プランのもの	2,000円 (2,200円)
		SMS有プランのもの	2,100円 (2,310円)
	共通認証プランのもの	SMS無プランのもの	2,000円 (2,200円)
		SMS有プランのもの	2,100円 (2,310円)
3GBコースのもの	個別認証プランのもの	SMS無プランのもの	3,500円 (3,850円)
		SMS有プランのもの	3,600円 (3,960円)
	共通認証プランのもの	SMS無プランのもの	3,500円 (3,850円)
		SMS有プランのもの	3,600円 (3,960円)

7GBコースのもの	個別認証プランのもの	SMS無プランのもの	5,500円 (6,050円)
		SMS有プランのもの	5,600円 (6,160円)
	共通認証プランのもの	SMS無プランのもの	5,500円 (6,050円)
		SMS有プランのもの	5,600円 (6,160円)
200kbpsコースのもの	個別認証プランのもの	SMS無プランのもの	800円 (880円)
		SMS有プランのもの	900円 (990円)
	共通認証プランのもの	SMS無プランのもの	800円 (880円)
		SMS有プランのもの	900円 (990円)
30MBプラスコースのもの	個別認証プランのもの	SMS無プランのもの	500円 (550円)
		SMS有プランのもの	600円 (660円)
	共通認証プランのもの	SMS無プランのもの	500円 (550円)
		SMS有プランのもの	600円 (660円)

(イ) テレワーク・スタートパックコースのもの

1 契約ごとに月額

区 分			料 金 額
テレワーク・スタートパック 1GBクラウドシェアルコースのもの	共通認証プランのもの	SMS有プランのもの	1,000円 (1,100円)
テレワーク・スタートパック 1GB2in1コースのもの	共通認証プランのもの	SMS有プランのもの	1,000円 (1,100円)
テレワーク・スタートパック 3GBクラウドシェアルコースのもの	共通認証プランのもの	SMS有プランのもの	1,300円 (1,430円)
テレワーク・スタートパック 3GB2in1コースのもの	共通認証プランのもの	SMS有プランのもの	1,300円 (1,430円)

テレワーク・スタート パック 7GBクラウドシェ ルコースのもの	共通認証プラン のもの	S M S 有プラン のもの	2,000円 (2,200円)
テレワーク・スタート パック 7GB2in1コース のもの	共通認証プラン のもの	S M S 有プラン のもの	2,000円 (2,200円)
テレワーク・スタート パック 10GBクラウドシェ ルコースのもの	共通認証プラン のもの	S M S 有プラン のもの	2,600円 (2,860円)
テレワーク・スタート パック 10GB2in1コース のもの	共通認証プラン のもの	S M S 有プラン のもの	2,600円 (2,860円)
テレワーク・スタート パック 20GBクラウドシェ ルコースのもの	共通認証プラン のもの	S M S 有プラン のもの	4,200円 (4,620円)
テレワーク・スタート パック 20GB2in1コース のもの	共通認証プラン のもの	S M S 有プラン のもの	4,200円 (4,620円)
テレワーク・スタート パック 30GBクラウドシェ ルコースのもの	共通認証プラン のもの	S M S 有プラン のもの	6,200円 (6,820円)
テレワーク・スタート パック 30GB2in1コース のもの	共通認証プラン のもの	S M S 有プラン のもの	6,200円 (6,820円)
テレワーク・スタート パック 50GBクラウドシェ ルコースのもの	共通認証プラン のもの	S M S 有プラン のもの	9,800円 (10,780円)
テレワーク・スタート パック 50GB2in1コース のもの	共通認証プラン のもの	S M S 有プラン のもの	9,800円 (10,780円)

ウ タイプ7のもの

(ア) 標準プランのもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
ゼロコースのもの	—
スタンバイコースのもの	150円 (165円)
10MBコースのもの	210円 (231円)
30MBコースのもの	230円 (253円)
50MBコースのもの	250円 (275円)
100MBコースのもの	300円 (330円)
500MBコースのもの	500円 (550円)

1 GBコースのもの	700円 (770円)
3 GBコースのもの	1,000円 (1,110円)
7 GBコースのもの	1,700円 (1,870円)
10GBコースのもの	2,300円 (2,530円)
15GBコースのもの	3,400円 (3,740円)
20GBコースのもの	3,900円 (4,290円)
30GBコースのもの	5,800円 (6,380円)
50GBコースのもの	9,500円 (10,450円)
サスペンド	30円 (33円)

(イ) テレワークプランのもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
7 GBコースのもの	1,900円 (2,090円)
10GBコースのもの	2,700円 (2,970円)
15GBコースのもの	3,900円 (4,290円)
20GBコースのもの	4,500円 (4,950円)
30GBコースのもの	6,500円 (7,150円)
50GBコースのもの	10,500円 (11,550円)
サスペンド	30円 (33円)

(4) カテゴリー5のもの

ア タイプ3のもの

(ア) コース1のもの

A 東日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区 分		料 金 額
プラン1のもの	1.5Mb/sのもの	11,350円 (12,485円)
	8 Mb/sのもの	11,550円 (12,705円)
	12Mb/sのもの	11,650円 (12,815円)
	40Mb/sのもの	11,750円 (12,925円)
	47Mb/sのもの	11,850円 (13,035円)
プラン2のもの	1.5Mb/sのもの	16,350円 (17,985円)
	8 Mb/sのもの	16,550円 (18,205円)
	12Mb/sのもの	16,650円 (18,315円)
	40Mb/sのもの	16,750円 (18,425円)
	47Mb/sのもの	16,850円 (18,535円)

プラン 3 のもの	1.5Mb/sのもの	27,650円 (30,415円)
	8 Mb/sのもの	27,850円 (30,635円)
	12Mb/sのもの	27,950円 (30,745円)
	40Mb/sのもの	28,050円 (30,855円)
	47Mb/sのもの	28,150円 (30,965円)

B 西日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区 分		料 金 額
プラン 1 のもの	1.5Mb/sのもの	11,350円 (12,485円)
	8 Mb/sのもの	11,550円 (12,705円)
	12Mb/sのもの	11,650円 (12,815円)
	24Mb/sのもの	11,720円 (12,892円)
	40Mb/sのもの	11,750円 (12,925円)
	47Mb/sのもの	11,750円 (12,925円)
プラン 2 のもの	1.5Mb/sのもの	16,350円 (17,985円)
	8 Mb/sのもの	16,550円 (18,205円)
	12Mb/sのもの	16,650円 (18,315円)
	24Mb/sのもの	16,720円 (18,392円)
	40Mb/sのもの	16,750円 (18,425円)
	47Mb/sのもの	16,750円 (18,425円)
プラン 3 のもの	1.5Mb/sのもの	27,650円 (30,415円)
	8 Mb/sのもの	27,850円 (30,635円)
	12Mb/sのもの	27,950円 (30,745円)
	24Mb/sのもの	28,020円 (30,822円)
	40Mb/sのもの	28,050円 (30,855円)
	47Mb/sのもの	28,050円 (30,855円)

(イ) コース 1 の 2 のもの

A 東日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区 分		料 金 額
プラン 1 のもの	40Mb/sのもの	19,800円 (21,780円)
	47Mb/sのもの	19,800円 (21,780円)
プラン 2 のもの	40Mb/sのもの	24,800円 (27,280円)
	47Mb/sのもの	24,800円 (27,280円)

プラン3のもの	40Mb/sのもの	39,800円 (43,780円)
	47Mb/sのもの	39,800円 (43,780円)

イ タイプ4のもの

(ア) 削除

(イ) コースFのもの

A 東日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1のもの	13,900円 (15,290円)
プラン2のもの	22,900円 (25,190円)
プラン3のもの	38,800円 (42,680円)

B 西日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1のもの	14,100円 (15,510円)
プラン2のもの	23,100円 (25,410円)
プラン3のもの	39,000円 (42,900円)

(ウ) コースMのもの

A 東日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区 分		料 金 額
クラス1のもの	プラン1のもの	9,700円 (10,670円)
	プラン2のもの	18,700円 (20,570円)
クラス2のもの	プラン1のもの	9,300円 (10,230円)
	プラン2のもの	18,300円 (20,130円)

B 西日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区 分		料 金 額
クラス1のもの	プラン1のもの	9,900円 (10,890円)
	プラン2のもの	18,900円 (20,790円)
クラス2のもの	プラン1のもの	9,400円 (10,340円)
	プラン2のもの	18,400円 (20,240円)

(エ) コースBのもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額

プラン1のもの	115,000円 (126,500円)
プラン2のもの	147,000円 (161,700円)
プラン3のもの	167,000円 (183,700円)
プラン4のもの	200,000円 (220,000円)
プラン5のもの	230,000円 (253,000円)

(オ) コースP1のもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1のもの	40,000円 (44,000円)
プラン2のもの	49,000円 (53,900円)
プラン3のもの	66,000円 (72,600円)

(カ) コースP10のもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1のもの	116,100円 (127,710円)
プラン2のもの	148,100円 (162,910円)
プラン3のもの	168,100円 (184,910円)
プラン4のもの	201,100円 (221,210円)
プラン5のもの	231,100円 (254,210円)

(キ) コースGFのもの

A コースGFSのもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1のもの	15,500円 (17,050円)
プラン2のもの	24,500円 (26,950円)
プラン3のもの	40,400円 (44,440円)

B コースGFLのもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1のもの	15,200円 (16,720円)
プラン2のもの	24,200円 (26,620円)
プラン3のもの	40,100円 (44,110円)

(5) カテゴリー6のもの

ア タイプ3のもの

(ア) コース1のもの

A 東日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
1.5Mb/sのもの	8,100円 (8,910円)
8Mb/sのもの	8,300円 (9,130円)
12Mb/sのもの	8,400円 (9,240円)
40Mb/sのもの	8,500円 (9,350円)
47Mb/sのもの	8,600円 (9,460円)

B 西日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
1.5Mb/sのもの	8,100円 (8,910円)
8Mb/sのもの	8,300円 (9,130円)
12Mb/sのもの	8,400円 (9,240円)
24Mb/sのもの	8,470円 (9,317円)
40Mb/sのもの	8,500円 (9,350円)
47Mb/sのもの	8,500円 (9,350円)

(イ) コース1の2のもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
40Mb/sのもの	15,150円 (16,665円)
47Mb/sのもの	15,150円 (16,665円)

イ タイプ4のもの

(ア) 東日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額	
コースFのもの	8,730円 (9,603円)	
コースMのもの	クラス1のもの	7,380円 (8,118円)
	クラス2のもの	6,980円 (7,678円)
コースP1のもの	27,300円 (30,030円)	
コースGFのもの	コースGFSのもの	10,330円 (11,363円)
	コースGFLのもの	10,030円 (11,033円)

(イ) 西日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区 分		料 金 額
コースFのもの		8,930円 (9,823円)
コースMのもの	クラス1のもの	7,580円 (8,338円)
	クラス2のもの	7,080円 (7,788円)

(6) カテゴリー7のもの
ア コースFのもの

1 契約ごとに月額

区 分		料 金 額
固定タイプ	プラン1	14,700円 (16,170円)
	プラン2	23,700円 (26,070円)
	プラン3	39,600円 (43,560円)
動的タイプ		8,030円 (8,833円)
動的ライトタイプ		6,780円 (7,458円)

イ コースMのもの

1 契約ごとに月額

区 分		料 金 額
固定タイプ	プラン1	9,450円 (10,395円)
	プラン2	18,450円 (20,295円)
	プラン3	37,550円 (41,305円)
動的タイプ		5,630円 (6,193円)
動的ライトタイプ		3,900円 (4,290円)

ウ コースGFのもの

1 契約ごとに月額

料 金 額	
別記14のEK060に係るものについてはコースFのものと同額とし、別記14のEM030に係るものについてはコースMのものと同額とします。	

(7) カテゴリー8のもの
コースUのもの

1 契約ごとに月額

区 分		料 金 額	
		標準プラン	ワイドプラン
固定タイプ	プラン1	11,000円 (12,100円)	14,000円 (15,400円)
	プラン2	20,000円 (22,000円)	23,000円 (25,300円)
	プラン3	36,000円 (39,600円)	39,000円 (42,900円)

動的(ex)タイプ	7,500円 (8,250円)	10,500円 (11,550円)
動的タイプ	4,000円 (4,400円)	7,000円 (7,700円)

(8) カテゴリー9のもの
ア コースFのもの

1 契約ごとに月額

区 分		料 金 額	
		標準プラン	ワイドプラン
固定タイプ	プラン1	15,900円 (17,490円)	18,900円 (20,790円)
	プラン2	24,900円 (27,390円)	27,900円 (30,690円)
	プラン3	40,900円 (44,990円)	43,900円 (48,290円)
動的(ex)タイプ		12,400円 (13,640円)	15,400円 (16,940円)
動的タイプ		8,900円 (9,790円)	11,900円 (13,090円)

イ コースMのもの

1 契約ごとに月額

区 分		料 金 額	
		標準プラン	ワイドプラン
固定タイプ	プラン1	13,650円 (15,015円)	16,650円 (18,315円)
	プラン2	22,650円 (24,915円)	25,650円 (28,215円)
	プラン3	38,650円 (42,515円)	41,650円 (45,815円)
動的(ex)タイプ		10,150円 (11,165円)	13,150円 (14,465円)
動的タイプ		6,650円 (7,315円)	9,650円 (10,615円)

ウ コースGFのもの

1 契約ごとに月額

料 金 額
別記14のEK060に係るものについてはコースFのものと同額とし、別記14のEM030に係るものについてはコースMのものと同額とします。

4-2-2 電子メールの利用の場合の定額利用料の加算額

(1) パターンA

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
追加利用するメールアドレスが1の場合	250円 (275円)
追加利用するメールアドレスが2の場合	350円 (385円)
追加利用するメールアドレスが3の場合	450円 (495円)

備考

1 当社は、パターンAを適用する電子メールを、カテゴリー1 (タイプ2、タ

タイプ3のコース1若しくはコース1の2又はタイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10若しくはコースGFであって、プラン1に限り、)、カテゴリー2、カテゴリー3(タイプ6及びタイプ7を除きます。)、カテゴリー5(タイプ3のコース1若しくはコース1の2又はタイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10若しくはコースGFであって、プラン1に限り、)、カテゴリー6、カテゴリー7(タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン1、動的タイプ又は動的ライトタイプに限り、)、カテゴリー8(タイプ4のコースUであって、プラン1、動的(ex)タイプ又は動的タイプに限り、)又はカテゴリー9(タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン1、動的(ex)タイプ又は動的タイプに限り、)に係る第6種契約者に限り提供します。

- 2 当社は、メールアドレスを当社が別に指定する方法により割り当てます。この場合の追加利用できるメールアドレスの数は、1の第6種契約につき3までとします。
- 3 当社は、第6種契約者から請求があったときは、当社が指定する方法で、メールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更を行います。
- 4 電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社のホームページ(<https://www.ntt.com/business/services/network/internet-connect/ocn-business/option/mail.html>)に定めるところによります。
- 5 第6種契約者が送信した電子メールにコンピュータウイルス(第三者のプログラムやデータベースに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムであり、自己伝染機能、潜伏機能又は発病機能のうち1つ以上を有するものをいいます。以下同じとします。)が添付されている又は電子メール本文に含まれている場合、当社が採用するコンピュータウイルス対策ソフトにより、そのコンピュータウイルスを検知し、電子メールの転送を停止させることができます。
- 6 コンピュータウイルス対策ソフトにより検知可能なコンピュータウイルスは、ウイルスの検知の実施時における、当社が採用するウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。
- 7 この備考の5に規定する電子メールの転送の停止は、当社のホームページ(<https://www.ntt.com/business/services/network/internet-connect/ocn-business/option/mail.html>)に定める方法により利用可能とします。
- 8 この備考の5の電子メールの転送の停止により、第6種契約者の電子メールの利用に何らかの不利益が生ずる場合があることについて、第6種契約者はあらかじめ同意するものとします。

(2) パターンB

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
利用するメールアドレスが1の場合	250円(275円)
利用するメールアドレスが2の場合	350円(385円)
利用するメールアドレスが3の場合	450円(495円)
利用するメールアドレスが4以上の場合	利用するアドレス数に150円(165円)を乗じて得た額

備考

- 1 当社は、パターンBを適用する電子メールを、カテゴリー1(タイプ2、タイプ3のコース1若しくはコース1の2又はタイプ4のコースF、コースM、

コースB、コースP1、コースP10若しくはコースGFであって、プラン2に
 限ります。)、カテゴリー5 (タイプ3のコース1若しくはコース1の2又はタ
 イプ4のコースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10若しくはコ
 ースGFであって、プラン2に限ります。)、カテゴリー7 (タイプ4のコース
 F、コースM又はコースGFであって、プラン2に限ります。)、カテゴリー8
 (タイプ4のコースUであって、プラン2に限ります。)又はカテゴリー9 (タ
 イプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン2に限ります。)
 に係る第6種契約者に限り提供します。

- 2 当社は、メールアドレスを当社が指定する方法により割り当てます。
- 3 当社は、第6種契約者から請求があったときは、当社が指定する方法で、メ
 ールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更を行います。
- 4 電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社のホームペー
 ジ (<https://www.ntt.com/business/services/network/internet-connect/ocn-business/option/mail.html>) に定めるところによります。
- 5 第6種契約者が送信した電子メールにコンピュータウイルスが添付されてい
 る又は電子メール本文に含まれている場合、当社が採用するコンピュータウ
 イルス対策ソフトにより、そのコンピュータウイルスを検知し、電子メールの転
 送を停止させることができます。
- 6 コンピュータウイルス対策ソフトにより検知可能なコンピュータウイルス
 は、ウイルスの検知の実施時における、当社が採用するウイルスパターンファ
 イルにより対応可能なウイルスとします。
- 7 この備考の5に規定する電子メールの転送の停止は、当社のホームページ
 (<https://www.ntt.com/business/services/network/internet-connect/ocn-business/option/mail.html>) に定める方法により利用可能とします。
- 8 この備考の5の電子メールの転送の停止により、第6種契約者の電子メール
 の利用に何らかの不利益が生ずる場合があることについて、第6種契約者はあ
 らかじめ同意するものとします。

4-2-3 特定ダイヤルアップ回線及びモバイルアクセスの利用の場合の 定額利用料の加算額

区 分	単 位	料 金 額
特定ダイヤルアップ回線の利用	1の契約ごとに月額	550円 (605円)
モバイルアクセス (タイプ6に限りま す。)の利用	128バイトごとに	0.01円 (0.011円)

4-2-4 特定加入者回線に係る加算額

保守メニュー2のものに係る加算額

(1) カテゴリー5又はカテゴリー6のもの

ア 東日本電信電話株式会社に係るもの

1の特定加入者回線ごとに月額

区 分				料 金 額
タイプ3のコース1に係るもの				2,500円 (2,750円)
タイプ4に 係るもの	コースF又はコースBに係るもの			2,500円 (2,750円)
	コースMに 係るもの	メニ ュー Bに 係るも の	ク ラ ス 1の も の	1,600円 (1,760円)

	の	ク ラ ス 2 の も の	1,350円 (1,485円)
		メニューNに係るもの	
	コースGFに係るもの		3,000円 (3,300円)

備考 当社は、この表に定めるタイプ4のコースMに係る加算額の適用にあたり、光アクセス回線(東日本電信電話株式会社が東日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表の規定によりI型からII型への細目の変更(契約者からの請求によるものを除きます。)を行った場合、変更後のII-1型のものに限ります。)に係るものについては、4-1(適用)の表の(2)欄の規定にかかわらず、メニューNに係るものの料金額を適用します。

イ 西日本電信電話株式会社に係るもの

1の特定加入者回線ごとに月額

区 分			料 金 額
タイプ3のコース1に係るもの			2,500円 (2,750円)
タイプ4に係るもの	コースF又はコースBに係るもの		2,500円 (2,750円)
	コースMに係るもの	メ ニ ュー B に 係 る も の	2,000円 (2,200円)
		下 記 以 外 の も の	1,000円 (1,100円)
	メニューNに係るもの		2,000円 (2,200円)
		保守グ ループ を設 定し て提 供す るも の	1,000円 (1,100円)

(2) カテゴリー7又はカテゴリー9のもの

1の特定加入者回線ごとに月額

区 分		料 金 額
タイプ4に係るもの	コースFに係るもの	3,000円 (3,300円)
	コースMに係るもの	2,000円 (2,200円)
	コースGFに係るもの	別記14のEK060に係るものについてはコースFに係るものと同額とし、別記14のEM030に係るものについてはコースMに係るものと同額とします。

4-2-5 付加機能利用料

区 分		単 位	料金額
D N S 機 能	この機能を利用する第6種契約者に係るドメイン名及びIPアドレスを当社のドメイン名管理装置に登録し、ドメインネームシステムによる名前解決をすることができる機能	プライマリ型 正引き登録	1ゾーンごとに月額 2,000円 (2,200円)
		逆引き登録	10ゾーンごとに月額 2,000円 (2,200円)
	セカンダリ型	1のドメイン名を除く他のドメイン名について1のドメイン名ごとに月額 1,000円 (1,100円)	
備考	<p>1 この機能は、カテゴリー1（タイプ6及びプラン1を除きます。）、カテゴリー5（プラン1を除きます。）又はカテゴリー7からカテゴリー9（いずれもプラン2又はプラン3に限ります。）に係る第6種契約者に限り提供します。</p> <p>2 「プライマリ型」とは、プライマリDNS及びセカンダリDNSを利用することができるものをいいます。</p> <p>3 「セカンダリ型」とは、セカンダリDNSに限り利用することができるものをいいます。</p>		
セキ ュリ テイ 機 能	セキュリティソフトウェアを用いて、電子メール等の送受信メッセージ又はホームページ等からダウンロードされる情報に含まれるコンピュータウイルス等の検知及び駆除、コンピュータウイルス等の検知されたホームページ等へのアクセス制限及びカテゴリ選択（アダルト、違法行為、掲示板等のURLをカテゴリ別に分類したものをいいます。）されたホームページ等へのアクセス制限等を行うことができる機能	VBBSタイプ	1のライセンスごとに月額 250円 (275円)
		Webセキュリティタイプ	1のライセンスごとに月額 400円 (440円)
備考	<p>1 VBBSタイプは、タイプ6のゼロコース及びスタンバイコース並びにタイプ7のゼロコース及びスタンバイコースには提供しません。</p>		

- 2 Webセキュリティタイプは、タイプ6のゼロコース、スタンバイコース及びテレワーク・スタートパックコース並びにタイプ7のゼロコース及びスタンバイコースには提供しません。
- 3 VBBSタイプにおいて利用できるライセンス数は、5以上とします。
- 4 第6種契約者は、VBBSタイプとWebセキュリティタイプとの間の相互間の変更は行うことができません。
- 5 この機能において用いるセキュリティソフトウェアは、トレンドマイクロ株式会社が提供するものとします。
- 6 VBBSタイプの利用対象となる電子計算機等内のファイルの状態、電子計算機等の種類又はその他の理由により、電子計算機等にセキュリティソフトウェアがダウンロード又はインストールできない場合には、この機能を利用できません。
- 7 この機能により検知及び駆除等が可能なコンピュータウイルス等は、その検知及び駆除等の実施時における、現にそのセキュリティソフトウェアが対応可能なものに限りです。
- 8 当社は、この機能に係るコンピュータウイルス等の検知及び駆除等の完全性を保証するものではなく、この機能の利用に伴い発生する損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。
- 9 電子メール等の送受信メッセージに含まれるコンピュータウイルス等の検知及び駆除を行うことができる機能は、VBBSタイプに限り提供します。
- 10 Webセキュリティタイプのセキュリティソフトウェア等の不具合等により、通信の切断等が発生した場合の損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社はその責任を負わないものとします。
- 11 当社は、共通編第23条（利用中止）第1項に掲げる場合に加え、トレンドマイクロ株式会社の都合、事業休止、その他の一切の理由により、第6種契約者がこの機能を利用できなくなった場合には、この機能の提供を中止又は廃止することができます。

国際ローミング機能	契約者カードを装着した移動無線装置が、当社が別に定める国際ローミング事業者に係る電気通信サービスの提供区域に在圏している場合に、その国際ローミング事業者に係る電気通信サービスを経由してオープンコンピュータ通信網サービスを利用す	下記以外の場合	1セッションにおける1の課金対象パケットごとに	0.2円	
		特定事業者の場合	1日における課金対象パケットの数の合計が10,000以下のとき	1の課金対象パケットごとに	0.2円
			1日における課金対象パケットの数の合計が10,000を超えるとき		
			120,000までの部分	1契約ごとに日額	2,000円
			120,000を超える部分	1の課金対象パケットごとに	0.2円

ることができる機能	定額対象事業者の場合	1日における課金対象パケットの数の合計が9,900以下のとき	1の課金対象パケットごとに	0.2円
		1日における課金対象パケットの数の合計が9,900を超え205,000以下のとき		
		200,000までの部分	1契約ごとに日額	1,980円
		200,000を超える部分	1の課金対象パケットごとに	0.2円
		1日における課金対象パケットの数の合計が205,000を超えるとき	1契約ごとに日額	2,980円

備考

- 1 当社は、第6種契約者（カテゴリー1タイプ6又はカテゴリー3タイプ6に係る者に限ります。）に限り、この機能を提供します。
ただし、第6種契約者とその第6種オープンコンピュータ通信網サービスの申込みと同時に回線制御装置の提供の請求を行った場合を除きます。
- 2 使用する移動無線装置の種類等によっては、この機能を利用できないことがあります。
- 3 1の課金対象パケットは、128バイトとします。
- 4 当社は、第6種契約者が特定事業者又は定額対象事業者を經由してこの機能を利用したときは、1のセッションにおける課金対象パケットの数をそのセッションの切断があった日における課金対象パケットの数として、1日における累計の課金対象パケットの数を計算して付加機能利用料を適用します。この場合において、セッションの設定が1時間以上継続されたときは、セッションの設定の開始時刻から起算して1時間ごとにセッションの切断があったものとみなして取り扱います。
- 5 当社は、第6種契約者から請求があったときは、第6種契約者が当社に支払うべきこの機能に係る付加機能利用料の1の料金月における累計額（当社がその料金月において確認できた付加機能利用料の額とします。以下この欄において「月間利用額」といいます。）について、利用停止目安額を設定します。
- 6 当社は、月間利用額が利用停止目安額を超えたことを確認したときから、その料金月の末日までの間、この機能の提供を停止します。
ただし、第6種契約者から利用停止目安額の増加の請求があり、月間利用額が利用停止目安額を下回ることとなったときは、この限りではありません。
- 7 この備考の5及び6の規定によるほか、月間利用額が利用停止目安額を超過している可能性がある当社が判断したときは、第6種契約者から再利用の請求があるまでの間、この機能の利用を停止することがあります。
- 8 第6種契約者は、利用停止目安額を超えた部分の付加機能利用料について支払いを要します。

	<p>9 当社は、この機能を利用して行う通信に関して、次の措置をとることがあります。</p> <p>(1) 一定時間内に大量又は多数の通信があったと当社が認めた場合において、その第6種契約者に係る通信を切断する措置</p> <p>(2) セッションの設定が長時間継続されたと当社が認める場合において、その第6種契約者に係る通信を切断する措置</p> <p>10 当社は、この機能を利用できなかったことに伴い発生する損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。</p> <p>11 この機能に係る通信については、外国の法令又は外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。</p> <p>12 この機能に係る付加機能利用料については、料金表通則13に規定する消費税相当額の加算を適用しません。</p> <p>(注) この欄に規定する当社が別に定める国際ローミング事業者、特定事業者及び定額対象事業者は、当社のホームページ (https://www.ntt.com/business/services/network/internet-connect/ocn-business/mobile/mobileone.html) にて閲覧に供します。</p>										
<p>簡易メール (SMS) 機能</p>	<p>制御信号を利用して、文字、数字又は記号等 (以下この欄において「メッセージ」といいます。) の伝送 (当社の電気通信設備に一時蓄積後伝送する場合を含みます。) を行うもの</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="683 824 960 913">本邦から本邦へ送信するもの</td> <td data-bbox="960 824 1145 913">1の送信ごとに</td> <td data-bbox="1145 824 1327 913">3円 (3.3円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 913 960 1102">本邦から外国の電気通信事業者の提供する電気通信サービスの提供区域に送信するもの</td> <td data-bbox="960 913 1145 1102">1の送信ごとに</td> <td data-bbox="1145 913 1327 1102">50円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 1102 960 1254">国際ローミング事業者の提供する電気通信サービスの提供区域から送信するもの</td> <td data-bbox="960 1102 1145 1254">1の送信ごとに</td> <td data-bbox="1145 1102 1327 1254">100円</td> </tr> </table>	本邦から本邦へ送信するもの	1の送信ごとに	3円 (3.3円)	本邦から外国の電気通信事業者の提供する電気通信サービスの提供区域に送信するもの	1の送信ごとに	50円	国際ローミング事業者の提供する電気通信サービスの提供区域から送信するもの	1の送信ごとに	100円
本邦から本邦へ送信するもの	1の送信ごとに	3円 (3.3円)									
本邦から外国の電気通信事業者の提供する電気通信サービスの提供区域に送信するもの	1の送信ごとに	50円									
国際ローミング事業者の提供する電気通信サービスの提供区域から送信するもの	1の送信ごとに	100円									
<p>備考</p>	<p>1 当社は、第6種契約者 (カテゴリー1タイプ6又はカテゴリー3タイプ6に係る者に限り) に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 この機能により行った通信が電波の伝わりにくい等の理由により通信の相手先に接続できない場合において、当社は、当社の電気通信設備に蓄積したメッセージを当社が別に定める時間が経過した後に削除します。</p> <p>3 この機能において送信できるメッセージの文字数は、当社が別に定める数以内とします。</p> <p>4 当社は、70文字 (半角英数字のみの場合は160文字とします。) を超えたメッセージの送信が行われた場合は、文字数に応じてメッセージを分割して伝送するものとし、その分割されたメッセージごとにこの機能に係る付加機能利用料を適用します。</p> <p>5 第6種契約者は、国際ローミング機能を利用している場合に限り、国際ローミング事業者の提供する電気通信サービスの提供区域からこの機能に係る通信を行うことができます。</p> <p>6 この機能に係る通信については、外国の法令又は外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。</p>										

- 7 この機能に係る付加機能利用料（本邦から外国の電気通信事業者の提供する電気通信サービスの提供区域に送信するもの又は国際ローミング事業者の提供する電気通信サービスの提供区域から送信するものに限ります。）については、料金表通則13に規定する消費税相当額の加算を適用しません。
- 8 当社は、この機能に「危険SMS拒否設定」を提供します。
- 9 「危険SMS拒否設定」とは、「危険SMS」と判定されたメッセージの受信を自動的に拒否することをいいます。
- 10 「危険SMS」とは、実在する宅配便事業者、金融機関又はインターネット通販事業者等を装い、口座情報やアカウント情報等の個人情報の窃取又は金銭の詐取等の不正行為の実施を目的として、不正なアプリのインストール、Webサイトへのアクセス又は電話を行うように誘導するURL又は電話番号等が含まれるメッセージをいいます。
- 11 当社は、危険SMS拒否設定が有効な状態を標準として提供します。ただし、「SMS一括拒否」を有効にしている等、危険SMS拒否設定と併用できない設定を有効にしている場合は、この限りではありません。
- 12 第6種契約者は、危険SMS拒否設定について、随時、無効又は有効に変更することができます。この場合、その変更は、第6種契約者が所定のWebサイトから行うものとします。
- 13 危険SMS拒否設定により受信が拒否されたメッセージを復元することはできません。
- 14 当社は、危険SMS拒否設定を提供する目的に限り、第6種契約者が受信する前にすべてのメッセージの情報（送信元情報及び本文内容を含みます。）を機械的及び自動的に取得することにより、危険SMSを検知します。
- 15 当社は、危険SMS拒否設定の提供において検知した危険SMSに関する情報を蓄積し、匿名化及び統計的なデータに加工した上で、次に定める目的で利用することがあります。
- (1) 危険SMSの判定精度向上
 - (2) 危険SMS送信者及びメッセージの中継事業者への是正要求
 - (3) 利用者の危険SMSに係る不正サイトへのアクセス防止
 - (4) 携帯電話事業者間での危険SMSに関する対策の実施
- 16 当社は、備考15の目的達成のため、匿名化及び統計的なデータに加工した危険SMSに関する情報を第三者に開示することがあります。
- 17 第6種契約者は、備考14から16までに定める事項について、あらかじめ包括的に同意していただきます。
- 18 当社は、危険SMS拒否設定における危険SMSの検知及び受信拒否の完全性（危険SMSに該当しないメッセージを受信拒否しないことを含みます。）を保証するものではなく、危険SMS拒否設定の利用に伴い発生する損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。
- (注) この欄に規定する当社が別に定める時間及び当社が別に定める数は、当社のWebサイト (<https://www.ntt.com/business/services/network/internet-connect/ocn-business/mobile/mobileone.html>) にて閲覧に供します。

追加機能	1の料金月におけるモバイルアクセスに係る基本容量を追加することができる機能	追加申込みする基本容量 536,870,912バイトごとに	500円 (550円)
------	---------------------------------------	----------------------------------	----------------

備考	<p>1 当社は、第6種契約者（カテゴリー1タイプ6、カテゴリー3タイプ6（いずれもゼロコース、スタンバイコース、200kbpsコース及び30MBプラスコースを除きます。）又はタイプ7（ゼロコース、スタンバイコースを除きます。）に係る者に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 この機能の申込みの方法については、当社が指定するところによります。</p> <p>3 基本容量の追加は、536,870,912バイトを単位とし、1の料金月において10,737,418,240バイトまで行うことができます。</p> <p>4 当社は、第6種契約者が基本容量シェアグループに係る第6種契約においてこの機能を利用する場合は、4-1（適用）の表の(2)欄に定める第6種オープンコンピュータ通信網サービスの利用制限の条件について、その規定にかかわらず、次のとおり適用します。</p> <p>(1) 基本容量シェアグループに属する第6種契約の1の料金月における通信量、その区別に係る基本容量及びこの機能による追加容量をそれぞれ合計し、その合計通信量が追加後合計基本容量（区別ごとの基本容量の合計とこの機能による追加容量の合計との合算値をいいます。以下同じとします。）を超えた場合に、利用制限を適用します。</p> <p>(2) (1)の追加後合計基本容量の算出にあたり、区別ごとの基本容量の合計が100テラバイトを超える場合は、区別ごとの基本容量の合計値を100テラバイトとみなします。</p> <p>(3) (1)の追加後合計基本容量の算出にあたり、この機能による容量追加の効果は、100テラバイトを上限とします。</p> <p>(4) (2)及び(3)の場合、1テラバイトは2の40乗バイトとします。</p> <p>5 当社は、1の第6種契約が利用制限後であっても、その第6種契約への基本容量の追加があり、利用制限の条件を満たさなくなった場合は、そのことを当社が確認したときから、その第6種契約について利用制限を解除します。</p> <p>6 当社は、1の基本容量シェアグループに係る全ての第6種契約が利用制限後であっても、その基本容量シェアグループに係るいずれかの第6種契約への基本容量の追加があり、利用制限の条件を満たさなくなった場合は、そのことを当社が確認したときから、その基本容量シェアグループに係る全ての第6種契約について利用制限を解除します。</p> <p>7 当社は、基本容量の追加を、その申込のあった料金月に限り適用し、1の料金月における基本容量に達していない場合であっても、基本容量の追加の残量を翌料金月には追加しません。</p> <p>8 当社は、1の料金月における実際の通信量にかかわらず、この機能により追加申込みされた基本容量に応じた付加機能利用料を適用します。</p>						
拠点間通信機能	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="368 1599 890 1742">拠点間通信を行うことができる機能</td> <td data-bbox="890 1599 1139 1742">1の回線につき2アドレス目以降1のアドレスごとに月額</td> <td data-bbox="1139 1599 1327 1742">100円 (110円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 1742 427 1964">備考</td> <td colspan="2" data-bbox="427 1742 1327 1964"> <p>1 当社は、第6種契約者（カテゴリー7又はカテゴリー9に係るものであって、その特定加入者回線が西日本電信電話株式会社に係る者に限ります。以下この欄において同じとします。）に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 第6種契約者は、光アクセス回線の転用又は光アクセス回線の事業者変更（入）の場合に限り、この機能の申込みを行うことができます。</p> </td> </tr> </table>	拠点間通信を行うことができる機能	1の回線につき2アドレス目以降1のアドレスごとに月額	100円 (110円)	備考	<p>1 当社は、第6種契約者（カテゴリー7又はカテゴリー9に係るものであって、その特定加入者回線が西日本電信電話株式会社に係る者に限ります。以下この欄において同じとします。）に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 第6種契約者は、光アクセス回線の転用又は光アクセス回線の事業者変更（入）の場合に限り、この機能の申込みを行うことができます。</p>	
拠点間通信を行うことができる機能	1の回線につき2アドレス目以降1のアドレスごとに月額	100円 (110円)					
備考	<p>1 当社は、第6種契約者（カテゴリー7又はカテゴリー9に係るものであって、その特定加入者回線が西日本電信電話株式会社に係る者に限ります。以下この欄において同じとします。）に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 第6種契約者は、光アクセス回線の転用又は光アクセス回線の事業者変更（入）の場合に限り、この機能の申込みを行うことができます。</p>						

アプリコントロール機能	当社が別に定めるアプリケーションに係る通信について、他の通信と区別する等の制御をすることにより、当該アプリケーションの円滑な利用を可能とする機能	タイプA	1契約ごとに月額	5,800円 (6,380円)
	備考	<p>1 当社は、第6種契約者（カテゴリー8又はカテゴリー9に係る者であって、帯域に係る区別がワイドプランに係る者に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 第6種契約の申込みをする者及び第6種契約者（いずれもこの機能を利用する者に限り、この機能を提供する目的に限り、当社が第6種契約者の通信に係るIPアドレス、ポート番号等及びアプリケーション層のデータ等を機械的および自動的に取得することによって、当社が別に定めるアプリケーションに係る通信を検知し、当該通信を他の通信と区別する等の制御をすることについて、あらかじめ包括的に同意していただきます。</p> <p>3 当社は、この機能による当該アプリケーションの円滑な利用を保証するものではありません。</p>		

4-2-6 ユニバーサルサービス料

区 分	単 位	料 金 額
ユニバーサルサービス料	1のモバイルアクセス回線番号ごとに月額	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額
備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ (https://www.tca.or.jp/universalservice/) で公表します。		

4-2-7 電話リレーサービス料

区 分	単 位	料 金 額
電話リレーサービス料	1のモバイルアクセス回線番号ごとに月額	1円 (1.1円)
備考 毎年4月利用分から起算して、電話リレーサービス支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた年額の番号単価（当社のWebサイト (https://www.ntt.com/about-us/cs/univ.html) に掲載するものとします。）を1円で除して得られる数値と同値の月数分の期間において、支払いを要しません。		

5 第7種契約に係るもの

5-1 適用

区 分	内 容						
(1) 区別に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり区別を定めます。</p> <table border="1" data-bbox="592 488 1289 1294"> <thead> <tr> <th data-bbox="592 488 783 533">区 別</th> <th data-bbox="783 488 1289 533">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="592 533 783 757">カテゴリー VPN</td> <td data-bbox="783 533 1289 757">回線制御装置（VPN型のCT-I型に係るものに限ります。）を使用して通信を行うものであって、契約者回線等からIPoE方式による通信によりVPNグループに接続して相互に通信を行うことができるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="592 757 783 1294">カテゴリー vUTM</td> <td data-bbox="783 757 1289 1294">回線制御装置（VPN型のCT-I型に係るものに限ります。）を使用して通信を行うことができるものであって、vUTMスタンダード機能（セキュリティソフトウェアを用いて、ホームページ等からダウンロードされる情報に含まれるコンピュータウイルス等の検知及び駆除並びにホームページ等からダウンロードされるコンピュータウイルス等に感染したアプリケーション等の検知及び駆除等を行うことができるものであって、Software as a Serviceとして提供されるものをいいます。以下5-2までにおいて同じとします。）を基本機能として提供するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第7種オープンコンピュータ通信網サービスに係る通信は、契約者回線等との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点又はNSPIXP等との接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。 2 削除 3 第7種契約者は、第7種オープンコンピュータ通信網サービスの区別の変更を請求することはできません。 4 カテゴリーVPNのトラフィックレポートの提供については、次のとおりとします。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第7種契約者は、ビジネスポータルを通じて、トラフィックレポートの閲覧等を行うことができます。 (2) 当社は、設備の保守上又は工事上等やむを得ないときは、トラフィックレポートの利用を中止することがあります。この場合において、当社は、当社のWebサイトであらかじめ第7種 	区 別	内 容	カテゴリー VPN	回線制御装置（VPN型のCT-I型に係るものに限ります。）を使用して通信を行うものであって、契約者回線等からIPoE方式による通信によりVPNグループに接続して相互に通信を行うことができるもの	カテゴリー vUTM	回線制御装置（VPN型のCT-I型に係るものに限ります。）を使用して通信を行うことができるものであって、vUTMスタンダード機能（セキュリティソフトウェアを用いて、ホームページ等からダウンロードされる情報に含まれるコンピュータウイルス等の検知及び駆除並びにホームページ等からダウンロードされるコンピュータウイルス等に感染したアプリケーション等の検知及び駆除等を行うことができるものであって、Software as a Serviceとして提供されるものをいいます。以下5-2までにおいて同じとします。）を基本機能として提供するもの
区 別	内 容						
カテゴリー VPN	回線制御装置（VPN型のCT-I型に係るものに限ります。）を使用して通信を行うものであって、契約者回線等からIPoE方式による通信によりVPNグループに接続して相互に通信を行うことができるもの						
カテゴリー vUTM	回線制御装置（VPN型のCT-I型に係るものに限ります。）を使用して通信を行うことができるものであって、vUTMスタンダード機能（セキュリティソフトウェアを用いて、ホームページ等からダウンロードされる情報に含まれるコンピュータウイルス等の検知及び駆除並びにホームページ等からダウンロードされるコンピュータウイルス等に感染したアプリケーション等の検知及び駆除等を行うことができるものであって、Software as a Serviceとして提供されるものをいいます。以下5-2までにおいて同じとします。）を基本機能として提供するもの						

契約者にその旨を通知します。

- (3) 当社は、カテゴリーVPNが全く利用できない状態が連続した時間の算出は、トラフィックレポートの表示値にかかわらず、共通編第29条（利用料金等の支払義務）、共通編第38条（責任の制限）及び料金表通則の規定に基づき行います。
- (4) 当社は、トラフィックレポートの内容について一切の保証をしないものとし、トラフィックレポートの利用に起因する第7種契約者又は第三者の損害について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。
- 5 カテゴリーvUTMを申込み第7種契約者は、当社のSmart Data Platformサービス利用規約に規定する契約条件等について、あらかじめ同意していただきます。
- 6 カテゴリーvUTMのvUTMスタンダード機能については、次のとおりとします。
 - (1) 当社は、この機能に係る通信の品質を保証しません。
 - (2) 第7種契約者は、ビジネスポータルを通じて、vUTMスタンダード機能に係るログ閲覧等を行うことができます。
 - (3) この機能は、ネットワークシステムズ株式会社が開発したセキュリティソフトウェアの使用許諾を受けて、当社が提供します。
 - (4) この機能のセキュリティソフトウェア等の不具合等により、通信の切断等が発生した場合の損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社はその責任を負わないものとします。
 - (5) この機能により検知及び防御等が可能なWebサイトへの攻撃等は、その検知及び防御等の実施等においてそのセキュリティソフトウェアが対応可能なものに限ります。
 - (6) 当社は、この機能に係るコンピュータウイルス等の検知及び駆除等の完全性を保証するものではなく、検知及び駆除等ができなかったことにより、第7種契約者に発生した損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。
 - (7) 当社は、共通編第23条（利用中止）第1項に掲げる場合に加え、次の場合には、この機能の提供を中止することができます。

ネットワークシステムズ株式会社の都合、事業休止、その他の一切の理由により、第7種契約者がこの機能を利用できなくなったとき。
 - (8) ログ閲覧等に係る機能を提供するにあたり、vUTMスタンダード機能に係る第7種契約者の通信ログ等のデータを当社が取得することに

ついて、第7種契約者はあらかじめ包括的に同意していただきます。

(9) 当社は、ログ閲覧等に係る機能の内容について一切の保証をしないものとし、その機能の利用に起因する第7種契約者又は第三者の損害について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

(2) 品目及び細目に係る料金の適用

当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。

ア 通信の態様による細目

(ア) 削除

(イ) アクセス回線の細目等による区別

カテゴリーVPN又はカテゴリーvUTMに係るもの

区 別	内 容
コースU	別記14のEK040、EK050、EK060、EK070、EK080、EK090、EM010、EM020、EM030、WK020、WK040、WK060、WK070、WM020、WM040又はWM050に係る光アクセス回線を利用するものであって、IPoE方式による通信を行うことができるもの
コースF	別記14のEK040、EK050、EK060、WK020、WK040又はWK070に係る光アクセス回線を利用するものであって、特定加入者回線（光コラボレーションモデルに関する契約に係るものに限り。）とともに提供するもの
コースM	別記14のEM010、EM020、EM030、WM020、WM040又はWM050に係る光アクセス回線を利用するものであって、特定加入者回線（光コラボレーションモデルに関する契約に係るものに限り。）とともに提供するもの

備考 第7種オープンコンピュータ通信網サービスについては、光アクセス回線の転用及び光アクセス回線の事業者変更（入）を行うことができません。

(ウ) 帯域に係る区別

カテゴリーVPNに係るもの

区 別	内 容
標準プラン	ワイドプラン以外のもの
ワイドプラン	企画型ふくそう抑制機能を有するもの

備考

1 「企画型ふくそう抑制機能」とは、帯域を継続的かつ大量に占有する、又はそのおそれのある当社所定の通信について、当社が当該通信を他の通

信と区別する等の制御をすることにより、当該通信がそれ以外の通信に与える影響を緩和し、もって、第7種オープンコンピュータ通信網サービスを円滑に利用することができる機能をいいます。

ただし、ふくそうが起らないことを保証するものではありません。

2 当社は、「企画型ふくそう抑制機能」を、VPN通信（所属VPNグループに係る契約者回線等相互間の通信又は5-2-5（付加機能利用料）に規定するVPN間接続機能に係る通信をいいます。以下同じとします。）には適用しません。

3 第7種契約の申込みをする者及び第7種契約者（いずれもワイドプランに係る者に限ります。）は、「企画型ふくそう抑制機能」を提供する目的に限り、当社が契約者の通信に係るIPアドレス、ポート番号等およびアプリケーション層のデータ等を機械的および自動的に取得することによって備考1に定める当社所定の通信を検知し、当該通信に割り当てる帯域を制御等することについて、あらかじめ包括的に同意していただきます。

イ 保守の態様による細目

区 別	内 容
保守メニュー ー1	午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、その第6種契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前9時から午後5時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとしします。）においてその修理又は復旧を行うもの
保守メニュー ー2	保守メニュー1以外のもの
備考	
<p>1 保守の態様による細目は、コースF又はコースMの特定加入者回線に限り適用します。</p> <p>2 第7種契約者は、その第7種契約について、同一月において複数回の保守の態様による細目の変更（その細目の変更と同時に品目の変更を行う場合を除きます。）の請求を行うことはできません。</p>	

ウ 品目

カテゴリーVPN又はカテゴリーvUTMに係るもの

品 目	内 容
100Mb/s	最大100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
200Mb/s	最大200Mbit/s までの符号伝送が可能なもの

	1 Gb/s	最大概ね 1 Gbit/s までの符号伝送が可能なもの
(3) 削除		
(4) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア 第7種契約者は、最低利用期間内に第7種契約の解除があった場合は、第90条（定額利用料等の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間（解除のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。）に対応する定額利用料に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>イ 第7種契約者は、最低利用期間内に第7種オープンコンピュータ通信網サービスの品目又は通信又は保守の態様による細目の変更（以下この欄において「品目等の変更」といいます。）があった場合は、その品目等の変更について変更前の定額利用料の額から変更後の定額利用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間（変更のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。）を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ イの場合に、品目等の変更と同時にその光アクセス回線に係る終端の場所において、第7種オープンコンピュータ通信網サービスに係る光アクセス回線の新設又は契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の光アクセス回線に係る第7種オープンコンピュータ通信網サービスの定額利用料を合算して行います。</p>	
(5) 保守メニューに係る加算額の適用	<p>特定加入者回線に係る保守メニュー2の利用の場合の定額利用料の加算額は、1の特定加入者回線ごとに適用します。</p>	

5-2 料金額

5-2-1 定額利用料

(1) 削除

(2) カテゴリーVPNのもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額	
	標準プラン	ワイドプラン
コースUのもの	9,500円 (10,450円)	12,500円 (13,750円)
コースFのもの	14,400円 (15,840円)	17,400円 (19,140円)
コースMのもの	12,150円 (13,365円)	15,150円 (16,665円)

(3) カテゴリーvUTMのもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
コースUのもの	15,000円 (16,500円)
コースFのもの	19,900円 (21,890円)
コースMのもの	17,650円 (19,415円)

5-2-2 削除

5-2-3 削除

5-2-4 削除

5-2-5 付加機能利用料

(1) VPN代表契約に係るもの

区 分		単 位	料金額
VPN 間 接 続 機 能	この機能を利用するVPNグループと、VPN代表契約者があらかじめ指定する他のVPNグループとの間の通信を可能とする機能	通信先の1のVPNグループごとに月額	15,000円 (16,500円)
	備考	1 当社は、VPN代表契約者に限り、この機能を提供します。 2 VPN代表契約者があらかじめ指定する他のVPNグループは、第7種オープンコンピュータ通信網サービス又はUniversal Oneサービス契約約款（第1編）に規定するUniversal Oneサービスに係るものであって、そのVPNグループを代表する契約者が、この機能又はこの機能に相当する付加機能を利用するものとします。	

(2) VPN回線契約に係るもの

区 分	単 位	料金額
-----	-----	-----

ワイヤレスバックアップ機能	光アクセス回線による通信ができない状態となった場合に、そのバックアップとして、モバイルアクセスによる通信を可能とする機能	1のモバイルアクセス回線番号ごとに月額	1,000円 (1,100円)
	備考	<p>1 当社は、VPN回線契約者に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 この機能の申込みは、1の光アクセス回線につき、1とします。</p> <p>3 当社は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの卸携帯電話サービス契約約款に規定する卸Xiサービスを利用してこの機能を提供します。</p> <p>4 VPN回線契約者は、この機能を利用した通信においては、VPN通信以外の通信を行うことはできません。</p>	
アプリコントロール機能	当社が別に定めるアプリケーションに係る通信について、他の通信と区別する等の制御をすることにより、当該アプリケーションの円滑な利用を可能とする機能	タイプA	1契約ごとに月額 5,800円 (6,380円)
	備考	<p>1 当社は、第7種契約者（カテゴリーVPNに係る者であって、帯域に係る区別がワイドプランに係る者に限ります。）に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 当社は、この機能をVPN通信には適用しません。</p> <p>3 第7種契約の申込みをする者及び第7種契約者（いずれもこの機能を利用する者に限ります。）は、この機能を提供する目的に限り、当社が第7種契約者の通信に係るIPアドレス、ポート番号等及びアプリケーション層のデータ等を機械的および自動的に取得することによって、当社が別に定めるアプリケーションに係る通信を検知し、当該通信を他の通信と区別する等の制御をすることについて、あらかじめ包括的に同意していただきます。</p> <p>4 当社は、この機能による当該アプリケーションの円滑な利用を保証するものではありません。</p>	

5-2-6 特定加入者回線に係る加算額

保守メニュー2のものに係る加算額

1の特定加入者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
コースFに係るもの	3,000円 (3,300円)
コースMに係るもの	2,000円 (2,200円)

6 削除

第2 使用料

1 削除

2 第6種契約に係るもの

2-1 適用

区 分	内 容
(1) 回線終端装置 使用料の適用	回線終端装置使用料は、1の特定加入者回線（光アクセス回線（コースM（光配線方式のものを除きます。）、コースP1、コースP10、コースGF及び光コラボレーションモデルに関する契約に係るものを除きます。）に係るものに限ります。）ごとに適用します。
(2) 屋内配線使用 料の適用	屋内配線使用料は、特定加入者回線（光アクセス回線（カテゴリー5又はカテゴリー6のコースF又はコースBに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の終端からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されていない場合には宅内機器とします。以下この欄において同じとします。）ごとに適用します。

2-2 料金額

2-2-1 回線終端装置使用料

2-2-1-1 コースM以外のもの

1 装置ごとに月額

料 金 種 別	料 金 額
基本料	900円（990円）
保守メニュー2に係る加算料	500円（550円）

2-2-1-2 コースM（光配線方式）のもの

1 装置ごとに月額

料 金 種 別	料 金 額	
基本料	東日本電信電話株式会社に係 るもの	350円（385円）
	西日本電信電話株式会社に係 るもの	600円（660円）

2-2-2 屋内配線使用料

単 位	料 金 額
1の特定加入者回線ごとに月額	200円（220円）

第3 手続きに関する料金

1 適用

区 分	内 容								
(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。								
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>譲渡承認手数料</td> <td>利用権の譲渡の請求をし、その承認を受けたときに要する料金</td> </tr> <tr> <td>事務手数料</td> <td>光アクセス回線の転用の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>事業者変更手数料</td> <td>次の場合に支払いを要する料金 (1) 光アクセス回線の事業者変更（入）の請求をし、その承認を受けたとき。 (2) 光アクセス回線の事業者変更（出）の完了後のキャンセルに伴い、オープンコンピュータ通信網契約の申込み又はオープンコンピュータ通信網サービスの品目等の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	譲渡承認手数料	利用権の譲渡の請求をし、その承認を受けたときに要する料金	事務手数料	光アクセス回線の転用の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金	事業者変更手数料	次の場合に支払いを要する料金 (1) 光アクセス回線の事業者変更（入）の請求をし、その承認を受けたとき。 (2) 光アクセス回線の事業者変更（出）の完了後のキャンセルに伴い、オープンコンピュータ通信網契約の申込み又はオープンコンピュータ通信網サービスの品目等の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。
	種 別	内 容							
	譲渡承認手数料	利用権の譲渡の請求をし、その承認を受けたときに要する料金							
事務手数料	光アクセス回線の転用の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金								
事業者変更手数料	次の場合に支払いを要する料金 (1) 光アクセス回線の事業者変更（入）の請求をし、その承認を受けたとき。 (2) 光アクセス回線の事業者変更（出）の完了後のキャンセルに伴い、オープンコンピュータ通信網契約の申込み又はオープンコンピュータ通信網サービスの品目等の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。								

2 料金額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
譲渡承認手数料	1 の契約ごとに	800円 (880円)
事務手数料	1 の契約ごとに	3,000円 (3,300円)
事業者変更手数料	1 の契約ごとに	3,000円 (3,300円)

第2表 工事に関する費用（工事費（附带サービスの工事費を除きます。））

1 適用

区 分	内 容								
(1) 工事費の算定	工事費は、施工した工事に係るネットワーク工事費、アクセス回線工事費、回線調整工事費、配線経路調査工事費、配線経路構築工事費、結果報告工事費、現地調査報告工事費、訪問時刻指定工事費及び開通サポート工事費を合計して算定します。								
(2) ネットワーク工事費、アクセス回線工事費及び回線調整工事費の適用	<p>ネットワーク工事費、アクセス回線工事費及び回線調整工事費は、次の場合に適用します。</p> <table border="1" data-bbox="571 640 1299 1850"> <thead> <tr> <th data-bbox="571 640 788 689">区 分</th> <th data-bbox="788 640 1299 689">ネットワーク工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="571 689 788 815">ア ネットワーク工事費</td> <td data-bbox="788 689 1299 815">I P通信網サービス取扱所に設置される交換設備、主配線盤又は蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 815 788 1451">イ アクセス回線工事費</td> <td data-bbox="788 815 1299 1451">(ア) 加入者回線に係る工事を要する場合に適用します。 (イ) I P通信網契約者は、午後5時から午前8時までの時間帯に特定光加入者回線（第6種オープンコンピュータ通信網サービスのカテゴリー5、カテゴリー6、カテゴリー7若しくはカテゴリー9（いずれもタイプ4に限ります。）又は第7種オープンコンピュータ通信網サービスのコースF若しくはコースMに係る加入者回線をいいます。以下同じとします。）に係る工事を行ってほしい旨の申出を行う場合は、(10)欄に規定する訪問時刻指定工事の希望の有無にかかわらず、対象となる特定光加入者回線に係る工事に加えて、訪問時刻指定工事の申込みを要します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 1451 788 1850">ウ 回線調整工事費</td> <td data-bbox="788 1451 1299 1850">第6種契約（カテゴリー5又はカテゴリー6（タイプ3に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係る特定加入者回線について、回線調整（回線収容替え、ブリッジタップはずし（特定加入者回線に係る伝送路設備が分岐している状態を、分岐していない状態にすることをいいます。以下、同じとします。）又は保安器の変更等を行なうことをいいます。以下、同じとします。）を要する場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	ネットワーク工事費等の適用	ア ネットワーク工事費	I P通信網サービス取扱所に設置される交換設備、主配線盤又は蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。	イ アクセス回線工事費	(ア) 加入者回線に係る工事を要する場合に適用します。 (イ) I P通信網契約者は、午後5時から午前8時までの時間帯に特定光加入者回線（第6種オープンコンピュータ通信網サービスのカテゴリー5、カテゴリー6、カテゴリー7若しくはカテゴリー9（いずれもタイプ4に限ります。）又は第7種オープンコンピュータ通信網サービスのコースF若しくはコースMに係る加入者回線をいいます。以下同じとします。）に係る工事を行ってほしい旨の申出を行う場合は、(10)欄に規定する訪問時刻指定工事の希望の有無にかかわらず、対象となる特定光加入者回線に係る工事に加えて、訪問時刻指定工事の申込みを要します。	ウ 回線調整工事費	第6種契約（カテゴリー5又はカテゴリー6（タイプ3に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係る特定加入者回線について、回線調整（回線収容替え、ブリッジタップはずし（特定加入者回線に係る伝送路設備が分岐している状態を、分岐していない状態にすることをいいます。以下、同じとします。）又は保安器の変更等を行なうことをいいます。以下、同じとします。）を要する場合に適用します。
区 分	ネットワーク工事費等の適用								
ア ネットワーク工事費	I P通信網サービス取扱所に設置される交換設備、主配線盤又は蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。								
イ アクセス回線工事費	(ア) 加入者回線に係る工事を要する場合に適用します。 (イ) I P通信網契約者は、午後5時から午前8時までの時間帯に特定光加入者回線（第6種オープンコンピュータ通信網サービスのカテゴリー5、カテゴリー6、カテゴリー7若しくはカテゴリー9（いずれもタイプ4に限ります。）又は第7種オープンコンピュータ通信網サービスのコースF若しくはコースMに係る加入者回線をいいます。以下同じとします。）に係る工事を行ってほしい旨の申出を行う場合は、(10)欄に規定する訪問時刻指定工事の希望の有無にかかわらず、対象となる特定光加入者回線に係る工事に加えて、訪問時刻指定工事の申込みを要します。								
ウ 回線調整工事費	第6種契約（カテゴリー5又はカテゴリー6（タイプ3に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係る特定加入者回線について、回線調整（回線収容替え、ブリッジタップはずし（特定加入者回線に係る伝送路設備が分岐している状態を、分岐していない状態にすることをいいます。以下、同じとします。）又は保安器の変更等を行なうことをいいます。以下、同じとします。）を要する場合に適用します。								
(3) 品目等の変更又は回線収容部の変更等の場	ア 品目又は、通信又は保守の態様による細目の変更の場合の工事費は、変更後の品目、通信又は保守の態様による細目に対応する設備に関する工事に適用します。								

<p>合の工事費の適用</p>	<p>イ 回線収容部の変更等又は移転の場合の工事費は、変更後の回線収容部等に関する工事又は移転先の取付けに関する工事に適用します。</p>
<p>(4) 別棟配線の場合のアクセス回線工事費の適用</p>	<p>別棟との間の配線工事を行った場合のアクセス回線工事費の額については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、別に算定する実費とします。</p>
<p>(5) 配線経路調査工事費の適用</p>	<p>当社は、オープンコンピュータ通信網サービス（特定光加入者回線を使用するものに限り。）について、次のとおり、配線経路の調査に係る配線経路調査工事費を適用します。</p> <p>ア 配線経路調査工事とは、IP通信網契約者から、配線経路調査工事費を支払うことを条件として、特定加入者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において配線経路の調査を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその調査を行うことをいいます。</p> <p>イ 当社は、IP通信網契約者から配線経路調査工事の申出があった場合は、当社のオープンコンピュータ通信網サービスに係る業務の遂行上支障がないときに限り、配線経路調査工事を行います。</p> <p>ウ IP通信網契約者は、午後5時から午前8時までの時間帯に配線経路調査工事を行ってほしい旨の申出を行う場合は、(10)欄に規定する訪問時刻指定工事の希望の有無にかかわらず、その配線経路調査工事に加えて、訪問時刻指定工事の申込みを要します。</p> <p>エ IP通信網契約者は、次の場合に、配線経路調査工事費の支払いを要します。</p> <p>(ア) 当社が配線経路調査工事を行ったとき。</p> <p>(イ) 当社が配線経路調査工事を行う当日にIP通信網契約者の責めに帰すべき理由によりその調査を行えなかったとき。</p> <p>オ エの規定にかかわらず、IP通信網契約者は、当社の責めに帰すべき理由により配線経路調査工事が完了しなかった場合は、配線経路調査工事費の支払いを要しません。</p> <p>カ エ及びオのほか、当社は、配線経路調査工事に係る当社の準備等に要した費用を請求することがあります。</p>
<p>(6) 配線経路構築工事費の適用</p>	<p>当社は、オープンコンピュータ通信網サービス（特定光加入者回線を使用するものに限り。）について、次のとおり、配線経路の構築に係る配線経路構築工事費を適用します。</p> <p>ア 配線経路構築工事とは、IP通信網契約者から、特定加入者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において配線経路の構築を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその構築を行うことをいいます。</p> <p>イ 当社は、IP通信網契約者から配線経路構築工事の申出があった場合は、当社がその配線経路の構築を必要と認める場合であって、当社のオープンコンピュータ通信網サービスに係る業務の遂行上支障がないときに限り、配線経路構築工事を行います。</p>

	<p>ウ I P通信網契約者は、午後5時から午前8時までの時間帯に配線経路構築工事を行ってほしい旨の申出を行う場合は、(10)欄に規定する訪問時刻指定工事の希望の有無にかかわらず、その配線経路構築工事に加えて、訪問時刻指定工事の申込みを要します。</p> <p>エ I P通信網契約者は、次の場合に、配線経路構築工事費の支払いを要します。</p> <p>(ア) 当社が配線経路構築工事を行ったとき。</p> <p>(イ) 当社が配線経路構築工事を行う当日にI P通信網契約者の責めに帰すべき理由によりその構築を行えなかったとき。</p> <p>オ エの規定にかかわらず、I P通信網契約者は、当社の責めに帰すべき理由により配線経路構築工事が完了しなかった場合は、配線経路構築工事費の支払いを要しません。</p> <p>カ エ及びオのほか、当社は、配線経路構築工事に係る当社の準備等に要した費用を請求することがあります。</p>
<p>(7) 結果報告工事費の適用</p>	<p>当社は、オープンコンピュータ通信網サービス（特定光加入者回線（光コラボレーションモデルに関する契約に係るものに限ります。）を使用するものに限ります。）について、次のとおり、工事の結果の報告に係る結果報告工事費を適用します。</p> <p>ア 工事結果報告とは、I P通信網契約者から、結果報告工事費を支払うことを条件として、当社からそのI P通信網契約者が指定する者へ工事の結果の報告を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその報告を行うことをいいます。</p> <p>イ 工事結果報告の対象となる工事は、アクセス回線工事費の支払いを要する工事に限ります。</p> <p>ウ 当社は、I P通信網契約者から工事結果報告の申出があった場合は、当社のオープンコンピュータ通信網サービスに係る業務の遂行上支障がないときに限り、工事結果報告を行います。</p> <p>エ I P通信網契約者は、次の場合に、結果報告工事費の支払いを要します。</p> <p>(ア) 当社が工事結果報告を行ったとき。</p> <p>(イ) I P通信網契約者の責めに帰すべき理由により、当社が工事結果報告を行えなかったとき。</p> <p>オ エの規定にかかわらず、I P通信網契約者は、当社の責めに帰すべき理由により工事結果報告が完了しなかった場合は、結果報告工事費の支払いを要しません。</p> <p>カ エ及びオのほか、当社は、工事結果報告に係る当社の準備等に要した費用を請求することがあります。</p>
<p>(8) 現地調査報告工事費の適用</p>	<p>当社は、第6種オープンコンピュータ通信網サービス（特定光加入者回線を使用するものに限ります。）について、次のとおり現地調査報告工事費を適用します。</p> <p>ア 現地調査報告には次の区分があります。</p>

区 分	内 容
写真付き現地調査報告	I P通信網契約者から、現地調査報告工事費を支払うことを条件として、当社が特定光加入者回線の設置場所において行う調査について、写真付きの調査報告を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその報告を行うことをいいます。
現地調査報告兼お客様工事依頼報告	I P通信網契約者から、現地調査報告工事費を支払うことを条件として、当社が特定光加入者回線の設置場所において行う調査について、現地調査報告書兼お客様工事依頼書による調査報告を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその報告を行うことをいいます。
備考 現地調査報告兼お客様工事依頼報告については、光コラボレーションモデルに関する契約に係るものには提供しません。	

イ 当社は、I P通信網契約者から現地調査報告の申出があった場合は、当社が特定光加入者回線の設置場所において調査が必要と判断した場合であって、当社のオープンコンピュータ通信網サービスに係る業務の遂行上支障がないときに限り、現地調査報告を行います。

ウ I P通信網契約者は、次の場合に、現地調査報告工事費の支払いを要します。

(ア) 当社が現地調査報告を行ったとき。

(イ) I P通信網契約者の責めに帰すべき理由により、当社が現地調査報告を行えなかったとき。

エ ウの規定にかかわらず、I P通信網契約者は、当社の責めに帰すべき理由により現地調査報告が完了しなかった場合は、現地調査報告工事費の支払いを要しません。

オ ウ及びエのほか、当社は、現地調査報告に係る当社の準備等に要した費用を請求することがあります。

カ I P通信網契約者は、現地調査報告兼お客様工事依頼報告の申出をする場合、(5)欄に規定する配線経路調査工事(通線確認を伴うもの)に限り、申込みを行っていただきます。

(9) 割増工事費の適用

当社は、IP通信網契約者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社のオープンコンピュータ通信網サービスに係る業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります（ただし、(7)欄に規定する工事結果報告及び(8)欄に規定する現地調査報告を行う時間帯は、そのIP通信網契約者の申出の有無にかかわらず、その報告の対象となる工事等を行う時間帯と同じとみなします。）。この場合の割増工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額とします。

ア イ以外のもの

工事を施工する時間帯	割増工事費の額
午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、終日とします。）	その工事に関する工事費（特定加入者回線に係る訪問時刻指定工事費を除きます。）の額に1.6を乗じた額

イ オープンコンピュータ通信網サービス（特定光加入者回線（光コラボレーションモデルに関する契約に係るものに限ります。）を使用するものに限ります。）に係るもの

工事を施工する時間帯	割増工事費の額
午後5時から午後10時まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、午前8時30分から午後10時までとします。）	その工事に関する工事費（訪問時刻指定工事費を除きます。）の額に1.3を乗じた額
午後10時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで	その工事に関する工事費（訪問時刻指定工事費を除きます。）の額に1.6を乗じた額

(10) 訪問時刻指定工事費の適用

当社は、オープンコンピュータ通信網サービス（特定光加入者回線を使用するものに限ります。）について、次のとおり、訪問時刻指定工事に係る訪問時刻指定工事費を適用します。

ア 訪問時刻指定工事とは、IP通信網契約者から、訪問時刻指定工事費を支払うことを条件としてそのIP通信網契約者が指定する指定時刻から工事等を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその指定時刻から工事等を行うことをいいます。

イ 訪問時刻指定工事の対象となる工事等は、次に掲げるものとします。

- (ア) アクセス回線工事費の支払いを要する工事
- (イ) 当社が(ア)の工事を施工する前に加入者回線等の設置場所において行う調査（ただし、当該調査は、当社が必要と認める場合に限り行います。）
- (ウ) (5)欄に規定する配線経路調査工事
- (エ) (6)欄に規定する配線経路構築工事

	<p>ウ I P通信網契約者が指定することができる指定時刻は、正時とします。</p> <p>エ I P通信網契約者は、訪問時刻指定工事を希望する場合は、あらかじめ当社が指定する期日までに申出を行っていただきます。</p> <p>オ 当社は、I P通信網契約者から訪問時刻指定工事の申出があった場合は、当社のオープンコンピュータ通信網サービスに係る業務の遂行上支障がないときに限り、訪問時刻指定工事を行います。</p> <p>カ I P通信網契約者は、次の場合に、訪問時刻指定工事の対象となる工事等に要する工事費に加えて、訪問時刻指定工事費の支払いを要します。</p> <p>(ア) 当社が指定時刻に訪問時刻指定工事を行う場所に到着したとき。</p> <p>(イ) I P通信網契約者の責めに帰すべき理由により、当社が指定時刻に訪問時刻指定工事を行う場所に到着できなかったとき。</p> <p>キ カの規定にかかわらず、I P通信網契約者は、当社の責めに帰すべき理由により、訪問時刻指定工事の対象となる工事等が完了しなかった場合は、訪問時刻指定工事費の支払いを要しません。</p> <p>なお、当社が訪問時刻指定工事の対象となる工事等を完了しなかった場合の責任は、本項に規定する内容に限りません。</p> <p>ク カのほか、当社は、訪問時刻指定工事に係る当社の準備等に要した費用を請求することがあります。</p> <p>ケ 当社は、アクセス回線工事費の支払いを要する工事と配線経路構築工事を同一の日に行う場合は、それらの工事を1の工事とみなして、訪問時刻指定工事費を適用します。</p>
<p>(11) 工事費の適用除外</p>	<p>次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。</p> <p>ア 第6種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリー2及びカテゴリー3（タイプ6及びタイプ7のものを除きます。）のものに限りません。）又はカテゴリー8（固定タイプのものを除きます。）に関する工事</p> <p>イ 第6種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリー6のもの、カテゴリー7のもの（固定タイプのものを除きます。）又はカテゴリー9のもの（固定タイプのものを除きます。）に限りません。）に関する工事（ネットワーク工事費に限ります。）</p> <p>ウ 第6種オープンコンピュータ通信網サービスのカテゴリー7に係るIPv6（IPoE）タイプの利用に関する工事</p> <p>エ 第6種オープンコンピュータ通信網サービスのカテゴリー3のタイプ6における、アクセス回線の細目等による区別の変更（ゼロコースからスタンバイコース、1GBコース、3GBコース、7GBコース、200kbpsコース又は30MBプラスコースへの変更に限ります。）又はタイプ7における、アクセス回線の細目等による区別の変更（ゼロコースからその他のコースへの変更に限ります。）に関する工事</p>

	<p>オ 付加機能（国際ローミング機能、簡易メール（SMS）機能、基本容量追加機能又は拠点間通信機能に限ります。）に関する工事</p> <p>カ 第6種オープンコンピュータ通信網サービスの電子メールの利用に関する工事</p> <p>キ 第6種契約（カテゴリー5又はカテゴリー6（タイプ3に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係るオープンコンピュータ通信網サービスの提供の開始により、DSL回線に起因してリンク未確立状態となった場合、（そのことを当社が確認できる場合に限ります。）であって、そのオープンコンピュータ通信網サービスの提供の開始の日の翌日から起算して20日以内に、IP通信網契約者からその旨の申出があり、そのIP通信網契約の解除又は特定加入者回線の移転若しくは品目の変更の請求が行われた場合の工事（リンク未確立状態となったオープンコンピュータ通信網サービスに係るもの及びその変更前の品目への変更に係るもの又はその移転前の特定加入者回線の終端の場所への移転に係るものに限ります。）</p> <p>ク 第7種オープンコンピュータ通信網サービスの提供の開始と同時にを行った場合のワイヤレスバックアップ機能の利用開始に関する工事</p> <p>ケ 付加機能（アプリコントロール機能に限ります。）に関する工事であって、次のいずれかに該当するとき （ア） その付加機能が、第6種オープンコンピュータ通信網サービスがカテゴリー8（動的(ex)タイプ又は動的タイプに限ります。）又はカテゴリー9（動的(ex)タイプ又は動的タイプに限ります。）に係るものであるとき （イ） その付加機能に関する工事が、その付加機能に係る第6種オープンコンピュータ通信網サービス又は第7種オープンコンピュータ通信網サービスに関する工事と同時に行了われたとき</p> <p>コ 第6種オープンコンピュータ通信網サービス又は第7種オープンコンピュータ通信網サービスにおける、保守の態様による細目の変更に関する工事</p>
(12) 開通サポート工事費の適用	<p>当社は、本表(11)欄の規定にかかわらず、本表(2)欄から(10)欄までの工事費を要する工事と異なる工事であって、当社とIP通信網契約者が別に定める内容の工事を行う場合は、開通サポート工事費を適用します。</p>
(13) 光アクセス回線の転用又は光アクセス回線の事業者変更に係る復元工事費の適用	<p>光アクセス回線の転用又は光アクセス回線の事業者変更に係る工事において、当社が当該転用又は事業者変更以前の契約状態へ復元する工事を実施した場合において、当社が必要と認めるときは、その工事に要した実費相当額の費用を当該転用又は事業者変更の申込みをした者に負担していただきます。この場合、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。</p>
(14) 工事費の減額適用	<p>当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。</p>

2 工事費の額

2-1 オープンコンピュータ通信網サービス（第7種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます。）に係る工事費の額

オープンコンピュータ通信網サービスの提供の開始、回線収容部の変更等、品目の変更、通信又は保守の態様による細目の変更、加入者回線の設置若しくは移転、利用者識別共通符号の変更等、回線終端装置の種類の変更等、第6種オープンコンピュータ通信網サービスの区別の変更若しくは利用内容の変更、付加機能の利用の開始、付加機能の利用内容の変更、端末設備の設置若しくは移転、回線調整、契約者カードの利用の開始、交換若しくは再発行又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分			単 位	工事費の額			
(1) ネ ッ ト ワ ー ク 工 事 費	ア イ 以外 に 関 する 工 事 の 場 合	(ア) (イ)か ら(カ) まで以 外に 関 する 工 事 の 場 合	利用の開始に関する工事 の場合	1 の契約ごと に	3,000円 (3,300円)		
			上記以外に関する工事の 場合	1 の契約ごと に	2,000円 (2,200円)		
	(イ) 第 4種オ ープ ン コ ン ピ ユ ー タ 通 信 網 サ ー ビ ス に 関 する 工 事 の 場 合	タイプ 1に 関 する 工 事 の 場 合	利用の開始に 関する工事の 場合	利用の開始に 関する工事の 場合	1 の工事ごと に	7,000円 (7,700円)	
				上記以外に 関する工事の 場合	1 の工事ごと に	2,000円 (2,200円)	
		タイプ 2から タイプ 5まで に 関 する 工 事 の 場 合	ア イ から エま で以 外に 関 する 工 事 の 場 合	利 用 の 開 始 に 関 する 工 事 の 場 合	利用の開始に 関する工事の 場合	1 の工事ごと に	3,000円 (3,300円)
					上記以外に 関する工事の 場合	1 の工事ごと に	2,000円 (2,200円)
			イ 全ての提供 区域に関する 工事を、1の工 事として行う 場合			1 の工事ごと に	300,000円 (330,000 円)
			ウ 提供区域の 一部に関する 工事の場合			1 の工事ごと に	10,000円 (11,000 円)

		エ 通信プロトコルによる区別が IPoE 接続に係るものに関する工事の場合	1 の工事ごとに	別に算定する実費
	(ウ) 削除			
	(エ) 削除			
(オ) 第6種オープンコンピュータ通信網サービス (タイプ6に係るものに限ります。)に関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合		1 の契約ごとに	3,000円 (3,300円)
	契約者カードの交換又は再発行に関する工事の場合		1 の契約者カードの交換又は再発行ごとに	2,000円 (2,200円)
	上記以外に関する工事の場合		1 の契約ごとに	2,000円 (2,200円)
(カ) 第6種オープンコンピュータ通信網サービス (タイプ7に係るものに限ります。)に関する工事の場合	A B以外の利用の開始に関する工事の場合		1 の契約ごとに	2,800円 (3,080円)
	B インダストリアルタイプのもの開始に関する工事の場合		1 の契約ごとに	2,950円 (3,245円)
イ 付加機能に関する工事の場合	(ア) (イ)から(キ)まで以外の工事の場合		1 の契約ごとに	1,000円 (1,100円)

	(イ) DNS機能に関する工事の場合	A B又はC以外に関する工事の場合	1の契約ごとに	2,000円 (2,200円)
		B プライマリ型の利用の開始に関する工事の場合	1の契約ごとに	11,000円 (12,100円)
		C セカンダリ型の利用の開始に関する工事の場合	1の契約ごとに	2,000円 (2,200円)
	(ウ) 上限伝送速度設定機能に関する工事の場合		1の工事ごとに	別に算定する実費
	(エ) セキュリティ機能に関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	1の契約ごとに	3,000円 (3,300円)
		上記以外に関する工事の場合	1の契約ごとに	2,000円 (2,200円)
	(オ) アドレス判定機能に関する工事の場合		1の工事ごとに	別に算定する実費
	(カ) IPv4 (IPv6) 接続機能に関する工事の場合		1の工事ごとに	別に算定する実費
	(キ) アプリコントロール機能に関する工事の場合		1の工事ごとに	2,000円 (2,200円)
	(2) アクセス回線工事費			別に算定する実費

(3) 回線調整工事費	ア 回線収容替えを行う工事の場合		別に算定する実費
	イ ブリッジタップはずしを行う工事の場合		別に算定する実費
	ウ 保安器の変更を行う工事の場合		別に算定する実費
(4)	配線経路調査工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費
(5)	配線経路構築工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費
(6)	結果報告工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費
(7)	現地調査報告工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費
(8)	訪問時刻指定工事費	1の指定する指定時刻ごとに	別に算定する実費
(9)	開通サポート工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費
備考			
<p>1 当社は、回線調整（保安器の変更を除きます。）の結果を、その第6種契約者に通知します。</p> <p>2 当社は、回線調整について、その実施によりDSL方式に起因する事象が発生しなくなることを保証するものではありません。</p> <p>3 回線調整の結果、DSL回線の通信の状態に全く改善が見られなかった場合、回線調整工事費は適用しません（保安器の変更に係るものを除きます。）。</p>			

2-2 オープンコンピュータ通信網サービス（第7種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。）に係る工事費の額

オープンコンピュータ通信網サービスの提供の開始、回線収容部の変更等、品目の変更、通信又は保守の態様による細目の変更、加入者回線の設置若しくは移転、所属VPNグループの変更、付加機能の利用の開始、付加機能の利用内容の変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分	単 位	工事費の額
(1) ネットワーク工事費	1の契約者回線等ごとに	別に算定する実費
(2) アクセス工事費	1の契約者回線等ごとに	別に算定する実費
(3) 配線経路調査工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費
(4) 配線経路構築工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費
(5) 結果報告工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費
(6) 訪問時刻指定工事費	1の指定する指定時刻ごとに	別に算定する実費
(7) 開通サポート工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 IPアドレスの登録又は変更登録に関する料金

区 分	単 位	料 金 額
新たにIPアドレスの登録をする場合の料金	1の登録ごとに	5,500円 (6,050円)
登録済IPアドレスの変更登録をする場合の料金	1の変更登録ごとに	1,000円 (1,100円)

第2 ドメイン名の登録又は変更登録に関する料金

ア 汎用JPドメイン名又は都道府県型JPドメイン名に係るもの

区 分	単 位	料 金 額
新たなドメイン名の登録に関する料金	1のドメインごとに	4,500円 (4,950円)
登録済ドメイン名の変更登録等に関する料金	1のドメインごとに	1,000円 (1,100円)
登録済ドメイン名の更新に関する料金	1のドメインごとに年額	3,500円 (3,850円)

イ 属性型JPドメイン名に係るもの

区 分	単 位	料 金 額
新たなドメイン名の登録に関する料金	1のドメインごとに	5,762円 (6,338.2円)
登録済ドメイン名の変更登録等に関する料金	1のドメインごとに	1,000円 (1,100円)
登録済ドメイン名の更新に関する料金	1のドメインごとに年額	3,500円 (3,850円)

第3 回線制御装置使用料

1 適用

区 分	内 容				
(1) 回線制御装置の種別等に係る料金の適用	<p>当社は、回線制御装置使用料の基本料を適用するにあたって、次表のとおり回線制御装置の種別等を定めます。</p> <p>ア 回線制御装置の種別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>VPN型</td> <td>IPセキュリティプロトコルによる通信を行うことができる機能又はファイアウォール機能(その装置を介してIP通信網と自営端末設備との間で行われる通信のうち、自営端末設備へのアクセスを制限することができる機能をいいます。以下同じとします。)を有する装置</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	VPN型	IPセキュリティプロトコルによる通信を行うことができる機能又はファイアウォール機能(その装置を介してIP通信網と自営端末設備との間で行われる通信のうち、自営端末設備へのアクセスを制限することができる機能をいいます。以下同じとします。)を有する装置
種 別	内 容				
VPN型	IPセキュリティプロトコルによる通信を行うことができる機能又はファイアウォール機能(その装置を介してIP通信網と自営端末設備との間で行われる通信のうち、自営端末設備へのアクセスを制限することができる機能をいいます。以下同じとします。)を有する装置				

U T M型	ファイアウォール機能又はU T M型セキュリティサービス（2（料金額）に規定するものをいいます。）を利用することができる機能を有する装置
B B ルーター型	音声通信等を行うために利用する装置
I P o E ルーター型	IPoE方式による通信を行うために利用する装置
備考 U T M型が提供する機能は、その装置を介して行われる通信の安全性を全て保証するものではありません。	

イ 回線制御装置の種類

(ア) V P N型

種 類	内 容
B P - I 型	電気通信回線を収容するインタフェースが10BASE-T及び100BASE-TX対応のもの並びに I Pセキュリティプロトコルにより設定可能な通信路の数の上限が1のもの
B P - II 型	電気通信回線を収容するインタフェースが10BASE-T及び100BASE-TX対応のもの並びに I Pセキュリティプロトコルにより設定可能な通信路の数の上限が28又は98のものであって、B P - III型以外のもの
B P - III 型	電気通信回線を収容するインタフェースが10BASE-T及び100BASE-TX対応のものであって、I Pセキュリティプロトコルにより設定可能な通信路の数の上限が98のもの
B P - IV 型	電気通信回線を収容するインタフェースが10BASE-T、100BASE-TX及び1000BASE-T対応のものであって、I Pセキュリティプロトコルにより設定可能な通信路の数の上限が99以上のもの
C T - I 型	IPv6 (IPoE) 方式による通信を行う機能を有するもの
備考	
1 C T - I 型については、第7種オープンコンピュータ通信網サービスに限り提供します。	
2 C T - I 型以外のものについては、第7種オープンコンピュータ通信網サービスには提供しません。	

(イ) U T M型

- A 削除
- B 削除
- C スタンダード型

種 類	内 容
スタンダード型	ファイアウォール機能及びUTM型セキュリティサービスを利用できるもの
スタンダードⅡ型	使用に適したLAN側のノード数の上限が概ね100のもの

備考

- 第6種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリー8及びカテゴリー9のものに限ります。）には、スタンダード型を提供しません。
- スタンダードⅡ型は、2（料金額）の2-2-3に定めるベーシックセット機能又はファイアウォールセット機能を利用する場合に限り提供します。

D ブリッジ型

種 類	内 容
ブリッジ型	ファイアウォール機能を利用できないものであって、UTM型セキュリティサービスの一部機能に相当する機能を基本機能として利用できるもの
ブリッジⅠ型	使用に適したLAN側のノード数の上限が概ね10のもの

備考 ブリッジⅠ型については、第6種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリー1からカテゴリー9までのものであって、タイプ3又はタイプ4に限ります。）において使用する場合に限り提供します。

(ウ) BBルーター型

種 類	内 容
ホームゲートウェイ	音声通信を行うために利用する装置
無線LANルーター	無線LAN通信を行うために利用する装置
無線LANカード	ホームゲートウェイと接続して無線LAN通信を行うための装置

備考

- 無線LANルーターは、契約事業者が東日本電信電話株式会社の場合に限り提供します。
- 無線LANカードは、1台のホームゲートウェイにつき1台に限り提供します。

(エ) IPoEルーター型

種 類	内 容
IPoE対応ルーター-01	IPoE方式の通信を行うために利用する装置

IPoE対応ルーター02	IPoE方式の通信を行うために利用する装置であって、IPoE対応ルーター01以外のもの
--------------	---

備考

- 1 IPoEルーター型は、第6種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリー8及びカテゴリー9に限ります。）に限り提供します。
- 2 IPoE対応ルーター02は、第6種オープンコンピュータ通信網サービス（IPアドレスによる区別が動的タイプのを除きます。）に限り提供します。
- 3 当社は、第6種契約者から請求があったときは、IPoE対応ルーター02について、IPv6(IPoE)方式による通信を可能又は不可能とする設定を行います。

(2) 回線制御装置の保守の区別に係る料金の適用

当社は、回線制御装置使用料の基本料を適用するにあたって、次表のとおり回線制御装置の保守の区別を定めます。

区 別	内 容
保守タイプ0	その回線制御装置の修理又は復旧について当社の係員(当社の委託により修理又は復旧を行う者を含みます。以下この表において同じとします。)を派遣しないものであって、IP通信網サービス取扱所の営業時間外にその回線制御装置の修理の請求を受け付けた場合に、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの
保守タイプ1	その回線制御装置の修理又は復旧について当社の係員を派遣するものであって、IP通信網サービス取扱所の営業時間外にその回線制御装置の修理の請求を受け付けた場合に、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧を行うもの
保守タイプ2	その回線制御装置の修理又は復旧について当社の係員を派遣するものであって、その回線制御装置の修理の請求を受け付けた場合に、IP通信網サービス取扱所の営業時間にかかわらずその修理又は復旧を行うもの
保守タイプ3	保守タイプ0から保守タイプ2及び保守タイプ4以外のもの
保守タイプ4	回線制御装置に無線装置を追加して提供するものであって、その回線制御装置及び無線装置の修理又は復旧について保守タイプ0と同等のもの

備考

	<p>1 この(2)欄の表において「営業時間」とは、土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。）を除く毎日午前9時から午後5時までの時間をいいます。</p> <p>2 保守タイプ3に係る回線制御装置については、保守タイプ0、保守タイプ1又は保守タイプ2に係る回線制御装置を利用するIP通信網契約者に限り提供します。この場合、保守タイプ3に係る回線制御装置の種別及び種類は、保守タイプ0、保守タイプ1又は保守タイプ2に係る回線制御装置の種別及び種類と同一のものとします。</p> <p>3 保守タイプ4については、VPN型のBP-I型に限り提供します。</p> <p>4 VPN型のBP-I型の保守タイプ4については、第6種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリ3のタイプ6に限ります。）において使用する場合に限り提供します。</p> <p>5 第6種契約者（カテゴリ3のタイプ6に係る者に限ります。）が提供の請求を行うことができる回線制御装置は、VPN型のBP-I型の保守タイプ4に限ります。</p> <p>6 VPN型のCT-I型については、第7種契約者からの請求によらず、保守タイプ2相当のものを提供します。この場合、CT-I型を使用する第7種契約者は、その使用に加えて、CT-I型の保守タイプ3の提供を請求することができます。</p> <p>7 UTM型のスタンダードII型については、保守タイプ2（保守タイプ3を合わせて利用する場合を含みます。）に限り提供します。</p> <p>8 UTM型のブリッジI型については、保守タイプ0（保守タイプ3を合わせて利用する場合を含みます。）に限り提供します。</p> <p>9 BBルーター型については、保守タイプ0に限り提供します。</p> <p>10 当社は、IP通信網契約者から請求があったときは、次に掲げるものに限り、回線制御装置の保守の区別の変更を行います。</p> <p>(1) 保守タイプ0から保守タイプ1又は保守タイプ2への変更</p> <p>(2) 保守タイプ1と保守タイプ2との間の相互の変更</p> <p>(3) 保守タイプ1又は保守タイプ2から保守タイプ0への変更（IPOEルーター型に限ります。）</p>
<p>(3) 回線制御装置の提供の廃止があった場合のIP通信網契約の取扱い</p>	<p>当社は、IP通信網契約者から回線制御装置（VPN型のBP-I型の保守タイプ4に限ります。）の提供の廃止の申込みがあった場合は、その回線制御装置に係るIP通信網契約の解除の申込みがあったとみなして取り扱います。</p>

(4) 回線制御装置使用料の適用	回線制御装置使用料は、料金表通則の規定に準じて取り扱いま す。
------------------	------------------------------------

2 料金額

2-1 基本料

2-1-1 VPN型に係るもの

ア イ以外のもの

1台ごとに月額

区 分	料 金 額			
	保守タイプ0	保守タイプ1	保守タイプ2	保守タイプ3
BP-I型	2,500円 (2,750円)	2,900円 (3,190円)	3,000円 (3,300円)	2,100円 (2,310円)
BP-II型	5,800円 (6,380円)	6,800円 (7,480円)	7,300円 (8,030円)	5,000円 (5,500円)
BP-III型	9,500円 (10,450円)	11,000円 (12,100円)	11,500円 (12,650円)	8,000円 (8,800円)
BP-IV型	26,000円 (28,600円)	26,500円 (29,150円)	27,000円 (29,700円)	26,000円 (28,600円)
CT-I型	—	—	—	3,000円 (3,300円)

備考 CT-I型については、回線制御装置使用料を適用しません。
ただし、CT-I型の保守タイプ3のものを合わせて使用する場合は、その保守タイプ3のものについて、本表の料金を適用します。

イ 保守タイプ4に係るもの

1台ごとに月額

区 分	料 金 額
BP-I型	3,000円 (3,300円)

2-1-2 UTM型に係るもの

1台ごとに月額

区 分	料 金 額		
	保守タイプ0	保守タイプ2	保守タイプ3
スタンダードII型	—	8,400円 (9,240円)	6,700円 (7,370円)
ブリッジI型	13,000円 (14,300円)	—	6,500円 (7,150円)

2-1-3 BBルーター型に係るもの

1台ごとに月額

区 分	料 金 額			
	保守タイプ0	保守タイプ1	保守タイプ2	保守タイプ3

ホームゲート ウェイ	—	—	—	—
無線LANル ーター	300円 (330円)	—	—	—
無線LANカ ード	100円 (110円)	—	—	—

2-1-4 IPoEルーター型に係るもの

1台ごとに月額

区 分	料 金 額			
	保守タイプ0	保守タイプ1	保守タイプ2	保守タイプ3
IPoE対応 ルーター01	500円 (550円)	900円 (990円)	1,000円 (1,100円)	—
IPoE対応 ルーター02	—	—	2,500円 (2,750円)	2,500円 (2,750円)

備考

- 1 当社は、IPoE対応ルーター01については、保守タイプ0、保守タイプ1又は保守タイプ2に限り提供します。
- 2 当社は、IPoE対応ルーター02については、保守タイプ2又は保守タイプ3に限り提供します。

2-2 オプションサービス利用料

2-2-1 バックアップ設定サービスに係るもの

1台ごとに月額

区 分	料 金 額
バックアップ設定サービス	500円 (550円)

備考

- 1 「バックアップ設定サービス」とは、回線制御装置に通常に收容される電気通信回線（以下この表において「通常回線」といいます。）のほか、他の電気通信回線（以下この表において「予備回線」といいます。）が收容されることを条件として、通常回線による通信を行うことができない状態（通信に著しい支障が生じ、通信を行うことができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）となった場合に、予備回線に切り替えるサービスをいいます。
- 2 バックアップ設定サービスは、VPN型のBP-II型に限り提供します。
ただし、保守タイプ0については、バックアップ設定サービスを提供しません。
- 3 バックアップ設定サービスに必要な電気通信サービスの料金等については、IP通信網契約者に負担していただきます。

2-2-2 簡易設定変更サービスに係るもの

1台ごとに月額

区 分	料 金 額
VPN型に係 BP-I型	1,000円 (1,100円)

るもの	B P - II 型		1,000円 (1,100円)
	B P - III 型		3,000円 (3,300円)
	B P - IV 型		8,000円 (8,800円)
U T M 型に係るもの	ルーター機能及びセキュリティ機能の設定に係るもの	スタンダード II 型のもの	8,200円 (9,020円)
備考			
<p>1 「簡易設定変更サービス」とは、上記の料金を支払うことを条件として、回線制御装置の設定変更（当社指定の内容に限ります。）を、その変更に係る回線制御装置工事費の支払いを要することなく行うことができるサービスをいいます。</p> <p>2 簡易設定変更サービスは、V P N 型（回線制御装置の保守の区別が保守タイプ 4 のもの及び第 7 種オープンコンピュータ通信網サービスにおいて使用するものを除きます。）並びに U T M 型のスタンダード II 型に限り提供します。</p>			

2-2-3 U T M 型セキュリティサービスに係るもの

1 台ごとに月額

区 分		料 金 額	
		ベーシック セット機能	ファイアウォール セット機能
セット機能	ベーシックセット機能又はファイアウォールセット機能	9,900円 (10,890円)	6,600円 (7,260円)
セキュリティ 対策機能	I P S（不正侵入対策）機能	セットに含む	セットに含む
	W e b ウイルス対策機能	セットに含む	3,800円 (4,180円)
	ウイルスメール対策機能	セットに含む	3,800円 (4,180円)
	スパムメール対策機能	セットに含む	3,800円 (4,180円)
	有害サイト対策機能	セットに含む	3,800円 (4,180円)
	月次定型レポート機能	7,500円 (8,250円)	7,500円 (8,250円)
	月次分析レポート機能	38,000円 (41,800円)	38,000円 (41,800円)
	リアルタイムイベント通知機能	7,600円 (8,360円)	セットに含む
	セキュリティアップデート管理機能	7,600円 (8,360円)	7,600円 (8,360円)

不正アクセスログ機能	3,500円 (3,850円)	3,500円 (3,850円)
Ping監視機能	—	—

備考

- 1 UTM型セキュリティサービスとは、回線制御装置（UTM型に限ります。）が有する各種セキュリティ対策機能を利用することが出来るものをいいます。
- 2 ベーシックセット機能とは、IPS（不正侵入対策）機能、Webウイルス対策機能、ウイルスメール対策機能、スパムメール対策機能及び有害サイト対策機能を同時に利用することが出来るものをいいます。
- 3 ファイアウォールセット機能とは、IPS（不正侵入対策）機能及びリアルタイムイベント通知機能を同時に利用することが出来るものをいいます。
- 4 当社は、回線制御装置に係るオプションサービスとしてのUTM型セキュリティサービスを、UTM型のスタンダードII型に限り提供します。
この場合、当社は、セット機能に限り提供します。
ただし、セット機能と合わせて利用する場合は、セット機能及びそのセット機能に含まれないセキュリティ対策機能を提供します。
- 5 セキュリティ対策機能に係る機能（セット機能に含まれるセキュリティ対策機能に限ります。）と、セット機能に係る機能は重複して申込みを行うことはできません。
- 6 当社は、セット機能を提供する場合は、ベーシックセット機能又はファイアウォールセット機能のどちらか一方に限り提供します。
- 7 当社は、IP通信網契約者からセット機能の廃止の申込みがあった場合は、そのセット機能に係る全ての機能を廃止します。
- 8 回線制御装置の保守の区別が保守タイプ3のものについては、UTM型セキュリティサービスの料金を適用しません。

第4 回線制御装置手数料

1 適用

区 分	内 容
回線制御装置手数料の適用	IP通信網契約者は、回線制御装置（VPN型に係るCT-I型、BBルーター型及びIPoEルーター型を除きます。）に係る簡易設定変更サービスの利用の請求をし、その提供を受けたときは、2（料金額）に規定する回線制御装置手数料の支払いを要します。 ただし、回線制御装置の工事と同時に簡易設定変更サービス利用の開始をする場合は、回線制御装置手数料の支払いを要しません。

2 料金額

簡易設定変更サービスに係るもの

区 分	単 位	料 金 額
VPN型に係るもの	1台ごとに	5,000円 (5,500円)

U T M型に係るもの	サービスの設定が営業時間に行われた場合		1台ごとに	5,000円 (5,500円)
	サービスの設定が土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午後5時から午後10時までに行われた場合	スタンダードII型	1台ごとに	29,000円 (31,900円)
	上記以外の場合	スタンダードII型	1台ごとに	35,000円 (38,500円)

備考 この表において「営業時間」とは、土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。）を除く毎日午前9時から午後5時までの時間をいいます。

第5 回線制御装置工事費

区 分	単 位	工事費の額
回線制御装置工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費

第5の2 第4種回線制御装置使用料等

1 適用

区 分	内 容
(1) 第4種回線制御装置使用料の適用	<p>ア 第4種契約者は、第4種回線制御装置の提供の開始があった日を含む料金月の翌料金月から起算して、第4種回線制御装置の廃止があった日の前日を含む料金月までの期間（提供を開始した日と廃止があった日又はその前日が同一の料金月である場合は、1料金月の間とします。）について、第4種回線制御装置使用料の支払いを要します。</p> <p>イ 当社は、第4種回線制御装置使用料を日割しません。</p> <p>ウ 当社は、前項までに定めるほか、第4種回線制御装置使用料を料金表通則の規定に準じて取り扱います。</p>
(2) 第4種回線制御装置手数料の適用	<p>ア 第4種契約者は、第4種回線制御装置の修理の請求をし、その承諾を受けたときは、3（第4種回線制御装置手数料）に規定する故障交換手数料の支払いを要します。</p> <p>イ 第4種契約者は、第4種回線制御装置の廃止の請求をし、その承諾を受けたときは、3に規定する回収キット手数料の支払いを要します。</p> <p>ウ 第4種契約者は、当社の責めによらない事由により、第4種契約者が指定した送付先に第4種回線制御装置が到達しなかったときは、3に規定する不達時対応手数料の支払いを要します。</p>
(3) 第4種回線制御装置工事費の適用	当社は、第4種回線制御装置の提供にあたり、当社の設備の設定変更及び第4種回線制御装置の配送等に係る工事等を要する場合に4に規定する第4種回線制御装置工事費を適用します。

2 端末設備使用料

2-1 基本料

1 装置ごとに月額

区 分		料金額	
東日本電信電話株式会社に係るもの			
変復調装置 (ADSLモデム)	1.5Mb/s用のもの、8 Mb/s用のもの又は12Mb/s用のもの	440円 (484円)	
変復調装置・ルーター機能付き (ADSLモデム)	40Mb/s用のもの又は47Mb/s用のもの	490円 (539円)	
配線設備多重装置 (特定加入者回線の終端と自営端末設備等との間に設置されるものであって、DSL方式により1の配線設備において共通編別記2の(1)の特定協定事業者の提供する電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る通信とオープンコンピュータ通信網サービスに係る通信を同時に利用できる機能を有する装置。以下同じとします。)	PNA方式によるもの	350円 (385円)	
	VDSL方式によるもの	最大50Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの	350円 (385円)
		最大100Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの	350円 (385円)
西日本電信電話株式会社に係るもの			
変復調装置 (ADSLモデム)		440円 (484円)	
配線設備多重装置	第6種契約のメニューBに係るもの	50Mb/sタイプ	400円 (440円)
		70Mb/sタイプ	450円 (495円)
		100Mb/sタイプ	500円 (550円)
	第6種契約のメニューNに係るもの		600円 (660円)
備考			
<p>1 配線設備多重装置の提供を受ける第6種契約者は、その第6種契約者が属する契約者グループごとに、上記のいずれか1つを選択していただきます。</p> <p>2 配線設備多重装置を用いた通信については、配線設備多重装置に接続される配線設備の回線距離又は設備状況等により通信の伝送速度が著しく低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態となる場合があります。</p> <p>3 配線設備多重装置を用いた通信の伝送速度については、特定協定事業者の定めるところによります。</p>			

2-2 加算料

ア 東日本電信電話株式会社に係るもの

1 特定加入者回線ごとに月額

	料金額
保守メニュー2に係るもの	500円 (550円)

イ 西日本電信電話株式会社に係るもの

1 特定加入者回線ごとに月額

	料金額
保守メニュー2に係るもの	500円 (550円)

3 端末設備の提供等に関する工事費

ア 特定加入者回線が東日本電信電話株式会社に係るもの

	単位	工事費の額
端末設備の提供に関する工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費
備考 配線設備多重装置の提供等に関する工事における訪問時刻指定工事費等については、そのオープンコンピュータ通信網サービスに係る工事の施工内容に応じて、料金表第2表（工事に関する費用）の規定に準じて取り扱います。		

イ 特定加入者回線が西日本電信電話株式会社に係るもの

	単位	工事費の額
端末設備の提供に関する工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費
備考 配線設備多重装置の提供等に関する工事における訪問時刻指定工事費等については、そのオープンコンピュータ通信網サービスに係る工事の施工内容に応じて、料金表第2表（工事に関する費用）の規定に準じて取り扱います。		

第6の2 テレワーク・スタートパックコースに係るモバイルノートパソコン等の販売価格

1台ごとに

端末種類	販売対象となるコース	販売価格
モバイルノートパソコン（クラムシェルタイプ）	テレワーク・スタートパックコースのクラムシェルコース	144,800円 (159,280円)
モバイルノートパソコン（2in1タイプ）	テレワーク・スタートパックコースの2in1コース	168,000円 (184,800円)

第7 削除

第8 削除

第9 削除

第10 削除

第11 特定加入者回線に係る屋内配線利用

1 適用

区 分	内 容
屋内配線利用料の適用	<p>1 当社は特定加入者回線（DSL回線に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）に係るIP通信網契約者について、次の配線ごとに屋内配線利用料を適用します。</p> <p>ア 特定加入者回線の終端からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されていない場合には宅内機器とします。以下この欄において同じとします。）までの配線</p> <p>イ 1のジャック又はローゼット又は他のジャック又はローゼットまでの配線</p> <p>2 屋内配線利用料は、料金表通則の規定に準じて取り扱います。</p>

2 料金額

月額

	単 位	料金額
屋内配線利用料	1の特定加入者回線ごとに	60円（66円）

3 屋内配線の提供等に関する工事費

	単 位	工事費の額
屋内配線の提供等に関する工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費

第12 保守一元サービスに係る料金

月額

区分	単 位	料金額
保守一元サービスに係る料金	ア 第6種契約(カテゴリー1に係るもの、カテゴリー3に係るもの及びカテゴリー8に係るものに限ります。)に係るもの又は第7種契約(コースUに係るものに限ります。)に係るもの	1のDSL回線又は1の光アクセス回線ごとに 500円 (550円)
	イ 第6種契約(カテゴリー2に係るものに限ります。)に係るもの	1のDSL回線又は1の光アクセス回線ごとに —

第13 支払証明書の発行手数料

支払証明書 1 枚ごとに 400円 (440円)

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代 (消費税相当額を含みます。) 及び郵送料 (実費) が必要な場合があります。

料金表別表 1 削除

料金表別表 2 削除

料金表別表 3 キャンペーンによる割引等の適用

現在、該当する事項はありません。